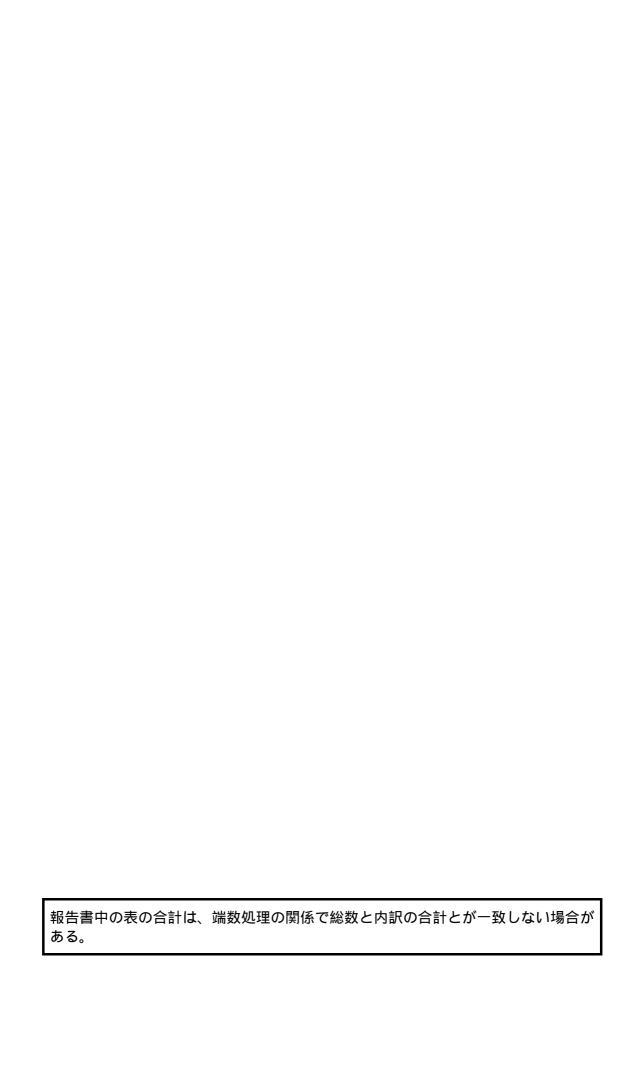
平成 16 年度

包括外部監查報告書

東京都包括外部監査人



包括外部監査報告の概要

1 監査の対象とした特定の事件名(監査のテーマ)

(1) 水道事業の経営管理について

対 象 局:水道局

(2) 社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理について

対 象 局:福祉保健局

対象団体:社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(3) 民間文化団体への補助金等について

対 象 局:生活文化局

2 テーマ別の指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合 計
水道事業の経営管理	7 39		46
社会福祉法人東京都社会福祉事 業団の経営管理	2	20	22
民間文化団体への補助金等	2	5	7
合 計	11	64	75

目 次

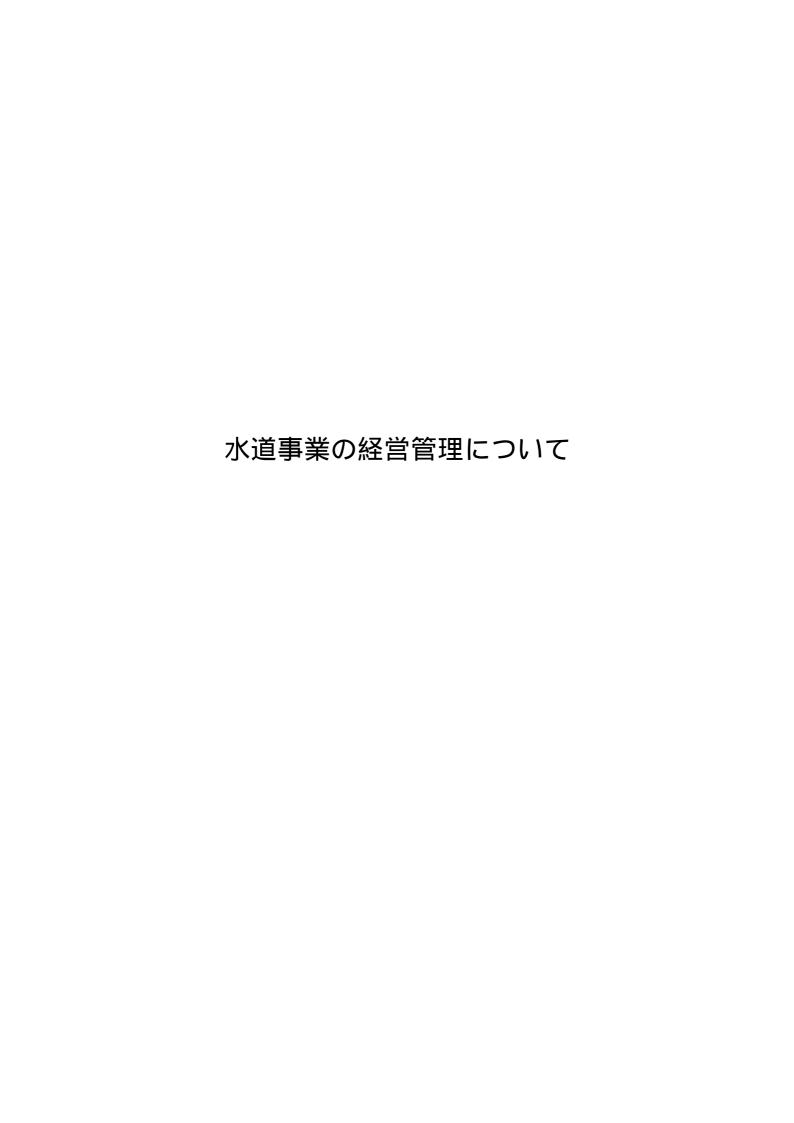
水ì	道事業の経営管理について	1
第1	監査の概要	3
1	監査の種類	3
2	監査の対象と選定した理由	3
3	監査の視点	5
4	監査の方法	6
5	監査従事者	7
6	監查期間	7
7	外部監査人の独立性(利害関係)	7
第2	監査対象の事業概要	8
1	水道事業の概要	8
2	財政状態と経営成績について	11
第3	監査の結果	13
	<総括的事項に関する指摘と意見>	13
1	経営分析の手法による東京都水道事業の現状把握と財務指標の改善にて	ついて
		13
2	短期運用資産の効率的運用について	24
3	企業債発行差金の償却開始時期について	28
4	一般会計からの補助金に含まれる消費税相当額の返還について	31
5	事務委託費に含まれる消費税相当額の控除対象化への申し入れについて	33
6	新規水源開発引当金残高の適正化について	35
7	未利用資産の有効利用を図るための組織のあり方について	37
8	統合市町に対する事務委託の解消による経費削減について	43
9	駐車場用地の貸し付けにおける管理費比率の見直しについて	48
1 0	水道事業における技術の育成・発展について	
1 1	第三セクターの会社ごとの位置付けの明確化と透明性の確保について	
	<資産と管理に関する指摘と意見>	57
1 2	建設仮勘定の適時・適切な科目振替の実施について	57
1 3	固定資産台帳の適切な記帳の実施について	
1 4	小口経費の運用を補完した少額資金前渡制度の合理的活用について	
1 5	貯蔵品の実地たな卸しについて	
1 6	工事原価に配賦すべき配賦対象の見直しについて	66
1 7	局有車の有効利用の促進について	70

		<浄水・配水・給水に関する意見>72
1	8	水源域における森林の健全な育成と維持について72
1	9	高度浄水施設に要する費用および使用者のコスト負担に係るアンケート調査
		とその反映について77
2	0	水源施設管理費分担金に関する質問・分析および改善要望について79
2	1	区部における浄水場業務の外部委託の推進について82
2	2	漏水防止計画作業の見直しについて85
2	3	貯水槽水道点検調査の有効活用について88
2	4	浄水場における休暇代務について91
		<料金徴収等に関する指摘と意見>93
2	5	水道料金徴収経費の合理的な削減について93
2	6	検針係の業務実績の把握とより効率的な業務実施方法の確立について96
2	7	水道料金の徴収停止のうち「費用倒れ」を事由とした処理の改善について
		99
2	8	水道料金の未納者による使用中止に係る催告手続の見直しについて102
2	9	効率的料金回収に向けた収納係の業務の改善について104
3	0	徴収サイクルの見直しについて106
3	1	収納係徴収整理従事者に対する特殊勤務手当の支給範囲の見直しについて
		112
		<営業所等に関する意見>115
3	2	営業所の待機受付業務の見直しについて115
3	3	支所・営業所における出動を伴う給水待機体制の見直しについて118
3	4	お客さまセンター開設後における営業所営業係の業務の効率化について .124
3	5	営業所の効率的な業務再編の取り組みについて127
3	6	西部支所と場所を同じくする部所の財、サービスの共同利用と間接部門業務
		の統合等について129
		<契約等に関する意見>131
3	7	江東区新砂の土地借地料の契約条件の見直しについて131
3	8	業務委託における特命随意契約の見直しについて133
3	9	事務所等における委託契約の入札の競争性の確保について135
4	0	委託検針業者との継続随意契約について138
		<工業用水道事業に関する意見>140
4	1	工業用水道事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について140

社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理について

第	1	監査の概要147
	1	監査の種類147
	2	監査の対象と選定した理由147
	3	監査の視点148
	4	監査の方法149
	5	監査従事者150
	6	監査期間150
	7	外部監査人の独立性(利害関係)150
第	2	監査対象の事業概要151
	1	福祉事業の概要151
	2	社会福祉法人東京都社会福祉事業団の概要152
第	3	監査の結果159
	1	指定管理者制度の導入に向けた都立施設の適正な人員配置の見直しについて
		159
	2	指定管理者制度の導入に向けた事業団の競争性の確保について165
	3	指定管理者制度における管理代行方法の構築について172
	4	指定管理者制度導入時における公募条件とプロセスについて174
	5	児童の質的変化に対応した児童養護施設の体制の整備について175
	6	給食にかかる費用削減(単価引下効果)に向けた取り組みについて178
	7	授産施設の有効活用について188
	8	障害者施設において利用者の能力をより発揮できる支援体制の充実化につい
	7	
	9	東京都社会福祉総合学院通学課程の運営方法の抜本的な見直しについて .190
1	0	東京都社会福祉総合学院の運営の改善について194
1	1	東京都社会福祉総合学院の物品管理指導の改善について198
1	2	本部業務の改善等の必要性について200
1	3	苦情解決の対応について202
1	4	児童養護施設の事故記録の整備と再発防止に向けた職員の意識啓発について
		204
1	5	委託料により購入した物品の適切な管理について206
1	6	職員のメンタル面でのサポート体制の充実について208

1 7	より利用者の視点に立った福祉サービス第三者評価制度の有効	活用について
		209
1 8	ペイオフ解禁対策の実施について	214
民間	間文化団体への補助金等について	217
第1	監査の概要	219
1	監査の種類	219
2	監査の対象と選定した理由	219
3	監査の視点	220
4	監査の方法	221
5	監査従事者	222
6	監査期間	222
7	監査人の独立性(利害関係)	222
第 2	監査対象の事業概要	223
1	文化振興事業の概要	223
2	文化振興事業の規模	223
第 3	監査の結果	224
1	都民芸術フェスティバルについて	224
2	補助金等の審査手続きの充実について	232
3	花火大会に対する補助事業の効果分析の必要性について	234
4	東京国際映画祭への支出の費用対効果と国際的評価について	236



第 1 監査の概要

1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法(昭和22年4月17日 法律第67号。以下「法」という。)第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

2 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

監査の対象としたのは、地方公営企業として、以下に掲げる東京都(以下、「都」 という。)が実施している「水道事業の経営管理について」である。

- ① 水道事業
- ② 工業用水道事業
- ③ 上記に関連する事業

(2) 選定した理由

都は、水道事業および工業用水道事業を経営している。

今日では、日量 623 万㎡の水源量を保有し、特別区(以下「区部」という。)の存する区域および多摩地区 25 市町の存する区域、合わせて 1,222 k ㎡の区域にわたる、人口にして 1,205 万人の都民に水道水を給水している。配水管の延長は 2 万 4.782 k m となっている。

しかし、水道施設の中には老朽化により機能が低下しているものがあり、改修あるいは取替更新をする時期にきているものなど、解決すべき課題が多く発生している。しかも、この施設の更新等は、水道事業の財政が厳しい中、多額の資金と時間を要する事業である。

最近 5 年間の水道事業の財務状況をみると、都の水道事業は、年間 3,000 億円から 3,200 億円程度の総事業費用を掛けて、年間 3,500 億円程度の総事業収益をあげている。

また、企業債の発行残高は、**8,000** 億円から **7,000** 億円へと、この **5** 年間傾向的に減少しているものの、その残高はまだまだ高い水準にある。

企業債残高の減少と利率の低下によって、支払利息(諸費用を含む)も366億円

から 275 億円と減少しているが、事業収益に対して 8% (平成 15 年度、なお、平成 11 年度は 10%) もの負担をしている。

他方、給水収益(水道料金)は、この 10 年間ほぼ一定の 3,077 億円から 3,120 億円で推移しているなか、この 5 年間における年間の建設資金は 833 億円から 923 億円もの資金を使用している。

このような環境において、都は、以下の施策を着実に実行していくものとしている。

- ① 質の高い水道サービスの提供
 - ア 安全でおいしい水の安定的な供給
 - イ お客さまサービスの向上
 - ウ地球環境の重視
- ② 多摩地区水道の広域的経営
- ③ 効率経営の推進
 - ア 新たな視点に立ったアウトソーシングの推進
 - イ 民間的経営手法の活用
 - ウ 最大限の企業努力

そこで、

- ① 水道事業全般の現状と今後のあり方について
- ② 保有資産の運用と管理の適切性や有効活用等について
- ③ 安全でおいしい水道水の給水について
- ④ 財政の安定的維持と水道給水システムの確立について
- ⑤ その他関連する事業について

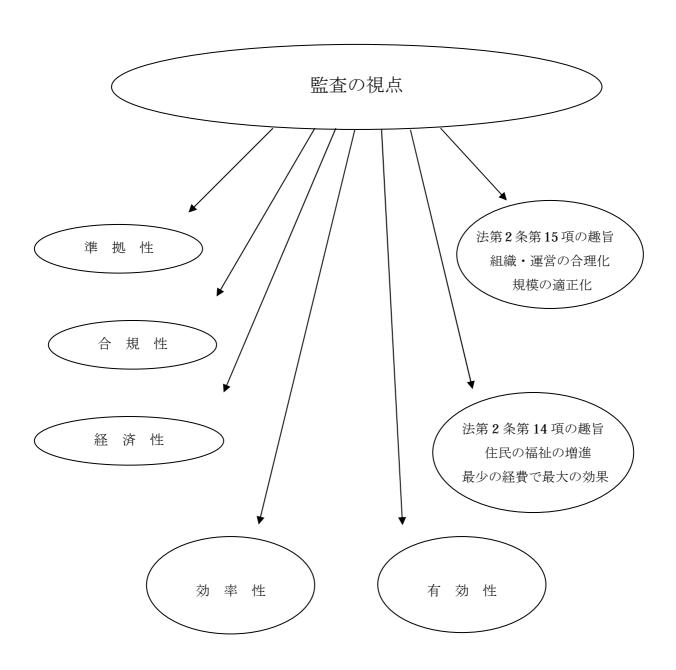
等々に関連して、

- ア 都民の福祉の増進
- イ 最少の経費で最大の効果

を挙げるように経営・管理が行われているのか、などについて検証し、監査する必要を認めたために「水道事業の経営管理について」を、監査テーマとして選定した。

3 監査の視点

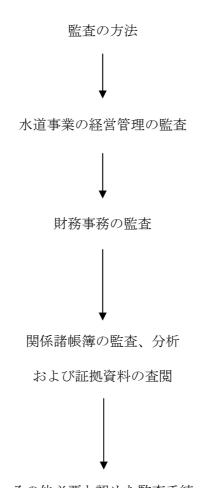
「監査の視点」は、以下のとおりである。



4 監査の方法

この監査に当たっては水道事業の財務にかかわる事務、およびその経営管理が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、法 第 2 条 第 14 項および第 15 項の趣旨に則り、最少の経費で最大の効果をあげるようにされているか、また、組織および管理の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続きを実施した。

監査方法の概略は、以下に示したとおりである。



5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 守屋俊晴

(2) 包括外部監查人補助者

公認会計士	石	田	清	絵	公認会計士	遠		7	リ
公認会計士	井戸	∃]	員	三	公認会計士	田	中		淳
公認会計士	大	坪	秀	憲	公認会計士	並	木	京	子
公認会計士	齌	藤	禎	治	公認会計士	萩	野	眞	司
公認会計士	相	馬	隆	行	会計士補	田	中	昌	志
税理士の資格	沈		賢	伊	税理士の資格	関	\Box	麻	子
を有する者					を有する者				

(注) 資格ごとの五十音順

6 監査期間

監査対象団体について、実地に監査した期間は、平成 16 年 6 月 24 日から平成 16 年 10 月 1 日までの期間である。

7 外部監査人の独立性(利害関係)

東京都と包括外部監査人および補助者との間には、法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

第 2 監査対象の事業概要

1 水道事業の概要

(1) 都の水道事業について

都は、水道事業および工業用水道事業を経営している。

水道事業は、明治 31 年に近代水道として淀橋浄水場から通水を開始した。今日では、日量 623 万㎡の水源量を保有し、「区部」の存する区域および多摩地区 25 市町の存する区域、合わせて 1,222 k ㎡の区域、人口にして 1,205 万人の都民に給水している。

水道は、人々の日常生活を維持し、都市活動を支える基幹的な都市施設であることから、都は清浄な水を常に安定して給水すべく、水源の確保、施設の整備と拡充等に努めてきた。しかし、水道施設の中には老朽化により機能が低下しているものもある等、解決すべき課題が多くある。

経営責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する観点から、一般の行政組織から独立した経営組織として、特別に公営企業管理者(水道局長)が置かれている。また、企業の経営成績および財政状態を明らかにするため、会計制度は公営企業会計方式を採用するとともに、事業に必要な経費は経営に伴う収入(料金収入)をもって充てるという独立採算制を基本として経営している。

(2) 事業収支の概要について

水道事業は、現在および将来にわたり都民への安定給水を確保することを基本使命としており、その使命を全うするためには、水源の確保および水道施設の整備等の諸事業が不可欠である。水道局では、平成6年に、当該年度から平成9年度までを計画期間とする「水道事業中期計画」を策定し、平均改定率16.1%の料金改定を行うなど財政基盤の確立を図ってきた。

しかし、その後は料金収入の伸び悩みや、「東京水道新世紀構想—STEP21—」に基づく施設整備などの資金需要が想定されたことから、平成 10 年には、最大限の企業努力と施策の見直しを行い、効率的な事業運営を行っていくことを内容とした「水道事業 3 か年計画」を策定し、より一層、効率的な事業経営に努めてきた。その後、平成 12 年度から平成 15 年度までの 4 ヶ年を計画期間とする「水道事業経営プラン 2000」を策定した。これによって、平成 6 年に改定した料金水準を

10年間維持しつつ、プランで掲げた主要施策をほぼ計画どおり実施するとともに、 財政の安定化を図ってきた。

平成 16 年度以降の財政を考えると、我が国の経済は回復基調にあるものの、長引く景気の低迷などの影響を受けて、今後も水道料金収入の大幅な増収は期待できない状況にある。

一方、支出面では、今後も高度浄水施設の建設や既存施設の更新など、一定の財 政需要が見込まれており、このため水道財政の状況は、厳しい状況となることが想 定されている。

このような中で、水道事業が都民生活と首都東京の都市活動を支えるライフラインとしての使命を全うしていくためには、効率性と成果を一層重視した事業運営が求められる。

こうしたことから、平成 16 年 9 月、今後の事業運営に当たっての「東京水道経営プラン 2004」を策定した。今後は、同プランに掲げた主要施策を着実に推進するとともに、一層の経営の効率化と経営手法の多様化を図っていくこととしている。

平成 15 年度においては、「水道事業経営プラン 2000」に基づき事業を着実に推進し、質の高い水道サービスの提供と一層の財政の安定化に努力してきたが、単年度の資金収支では、54 億円の資金不足となり、この結果、累積資金剰余額は、6 億円となった。

なお、「民間債の満期一括償還方式」の導入に伴う元金償還金平準化のための充 当額 52 億円を加えた実質資金収支では、2 億円の資金不足となり、その結果、累 積資金剰余額は、58 億円となった。

(3) 水道事業の運営方針について

東京は、わが国の人口の約1割が集中する首都であり、高度な中枢機能が集積し、 政治・経済・文化等、様々な面で中心的な役割を担っており、将来にわたって日本 を牽引していかなければならない使命を負っている。

こうした中で、東京水道が首都東京を支えるライフラインとして、その使命を全 うしていくためには、ハードとソフト両面にわたり、より信頼性の高い水道システ ムを構築していくとともに、都民ニーズに的確に対応した、質の高いお客さまサー ビスを展開していく必要がある。

このような基本認識の下、今後の事業運営においては、

第一に、安全でおいしい水の安定的な供給に向けた施設整備の着実な推進、

第二に、都民ニーズに即応したお客さまサービスの積極的な展開、

第三に、地球環境への配慮や国際貢献などの企業としての社会的責任の遂行、 を大きな三つの柱として、関係者とも十分な連携を取りながら、必要な施策を着実 に実施していくとしている。

また、今後の事業運営においては、現在のみならず将来にわたり、都の水道事業を健全に運営することができるよう、最大限の企業努力をすることはもとより、事業の広域化やアウトソーシングの推進などにより、効率性の一層の向上を図り、強固な経営基盤を確立する必要があるとしている。

2 財政状態と経営成績について

過去5年間の貸借対照表の概要と損益計算書(収益的収支)の概要は、以下に示した(表)のとおりである。

(表) 過去5年間の貸借対照表の概要(すう勢表)

(単位:百万円)

	1			` '	
区 分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
資産の部					
固定資産	2,104,595	2,164,871	2,175,573	2,205,964	2,223,901
有形固定資産	2,058,879	2,012,011	2,031,472	2,067,348	2,091,861
無形固定資産	43,378	150,522	143,163	137,679	131,104
投 資	2,338	2,338	938	938	937
流動資産	175,535	206,778	196,327	195,698	187,063
現金・預金	91,530	90,095	88,278	88,731	74,712
未収金	35,619	36,747	32,682	39,740	40,762
貯蔵品	4,847	3,896	1,986	963	390
その他流動資産	43,539	76,040	73,382	66,263	71,199
繰延資産	808	710	609	562	546
企業債発行差金	808	710	609	562	546
合 計	2,280,938	2,372,359	2,372,509	2,402,224	2,411,510
負債・資本の部					
固定負債	66,403	71,639	68,833	63,575	72,289
引当金	66,403	71,639	68,833	63,575	72,289
流動負債	74,597	87,922	74,855	81,508	76,024
未払金	61,433	72,036	60,476	65,155	63,129
未払費用	8,710	9,959	9,948	8,926	7,502
前受金	1,670	914	1,090	338	438
その他流動負債	2,784	5,013	3,341	7,090	4,955
資本金	1,687,334	1,730,854	1,753,683	1,771,196	1,758,455
自己資本金	888,875	935,527	982,270	1,022,970	1,057,773
借入資本金	798,458	795,327	771,413	748,226	700,683
剰余金	452,605	481,945	475,138	485,945	504,741
資本剰余金	411,064	437,706	443,053	453,647	464,422
利益剰余金	41,541	44,239	32,085	32,298	40,319
当年度未処分利益剰余金	41,541	44,239	32,085	32,298	40,319
合 計	2,280,938	2,372,359	2,372,509	2,402,224	2,411,510

(表) 過去5年間の損益計算書(収益的収支)の概要(すう勢表)

(単位:百万円)

科目	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
営業収益	341,037	343,940	338,740	336,469	332,787
給水収益	308,160	311,989	309,374	310,884	307,711
受託事業収益	5,321	6,092	4,518	3,011	3,927
その他営業収益	27,556	25,859	24,848	22,574	21,149
営業費用	279,078	282,304	282,122	283,952	272,773
営業利益	61,959	61,636	56,618	52,517	60,014
営業外収益	8,538	8,471	8,410	11,597	8,689
営業外費用	37,238	35,631	33,378	32,209	29,852
(内 支払利息等)	36,568	34,447	32,475	30,177	27,475
経常利益	33,259	34,477	31,649	31,905	38,851
特別利益	482	762	436	393	1,469
当期純利益	33,741	35,239	32,085	32,298	40,319

⁽注) 支払利息等には、企業債の発行諸費用を含んでいる。

この 5 年間、総資産は 2 兆 2,809 億円から 2 兆 4,115 億円へと 1,306 億円増加している。そのなかでも、主要な資産である固定資産が 2 兆 1,046 億円から 2 兆 2,239 億円へと 1,193 億円増加している。

この5年間の資本的支出(建設改良費)の累計額は4,384億円であるから、差引3,191億円について、減価償却等(除却損を含む)で投下資本を回収していることを示している。実際の収益的支出に計上している減価償却実施額は3,430億円である。

一方、損益計算書(収益的収支)のすう勢をみると、まず、営業収益はこの5年間で3,410億円から3,328億円と傾向的に減収を示しており、営業利益はそれを反映して620億円から525億円(平成14年度まで)というように減益傾向をしている。平成15年度は減価償却の方法を変更したことによる影響があるので、対比しないことにした。同様に、当期純利益も337億円から323億円(平成14年度まで)へと減益傾向を示している。

第3 監査の結果

<総括的事項に関する指摘と意見>

1 経営分析の手法による東京都水道事業の現状把握と財務指標の改善について

経営分析は、「企業の財政状態もしくは経営成績」等について数値をもって分析し、「広義における財務体質の強化」を志向する手法であり、その目的はデータの作成でなく、分析結果を踏まえて財務体質(財務指標)を改善するために具体的な行動をとることにある。

東京都水道事業の経営分析を実施した結果、主な分析指標の状況は、以下のとおりである。

(1) 収益性の分析について

水道事業の営業費用は、主として水道水を製造するための原水費、浄水費および施設の減価償却費、利用者に水を届けるための配水費および給水費、さらに主として「一般企業の販売費および一般管理費」に相当する業務費と総係費に大別される。

給水収益に対する給水原価、業務費と総係費および支払利息の推移は、以下に示した (表 1-1) のとおりであり、営業収益合計に対する営業費用合計の推移は、以下に示した (表 1-2) のとおりである。

(表 1-1) 水道水の純売上高(給水収益)対水道原価等のすう勢比較表

(単位:百万円)

科	目	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
給水収益	(A)	308,160	311,989	309,374	310,884	307,711
水道原価合計	(B)	227,970	230,113	231,468	235,838	222,472
原水費	(b1)	16,972	17,559	15,759	15,581	15,025
浄 水 費	(b2)	22,138	21,660	22,607	22,576	22,594
配水費	(b3)	87,830	88,800	78,801	79,632	80,223
給 水 費	(b4)	39,777	35,653	42,075	43,535	36,053
減価償却費	(b5)	61,253	66,440	72,225	74,514	68,577
差引水道事業総和	利益 (C)	80,191	81,876	77,906	75,046	85,239
総収益率	(C/A)	26.0%	26.2%	25.2%	24.1%	27.7%
業務費	(D)	27,320	26,734	26,344	25,274	25,620
総係費	(E)	15,059	15,925	15,271	13,826	17,457
業務費+総係費	(D+E)	42,378	42,659	41,615	39,100	43,077
支払利息	(F)	36,164	34,230	32,254	29,991	27,226
給水収益に対する 却費の割合	る減価償 (b 5 /A)	19.9%	21.3%	23.3%	24.0%	22.3%
給水収益に対す +総係費の割合 {(D	る業務費 +E)/A}	13.8%	13.7%	13.5%	12.6%	14.0%
給水収益に対する 息の割合	る支払利 (F/A)	11.7%	11.0%	10.4%	9.6%	8.8%

- (注) 1 本報告書では、原水費、浄水費、配水費、給水費および減価償却費を水道原価としている。
 - 2 減価償却費には、一般管理部門に関連するものが含まれているが、相対的に重要性は低いものと考え、水道原価から当該部分を控除していない。
 - 3 平成 15 年度において減価償却費の開始を、従来、取得した翌年度から償却していたのを供用開始 月から償却することに変更した。ただし、総合償却法から個別償却法に変更したことに伴い、逆に償 却費の額が対前年比減少することになった。

(表 1-2) 営業収益対営業利益率すう勢比較表

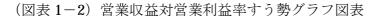
(単位:百万円)

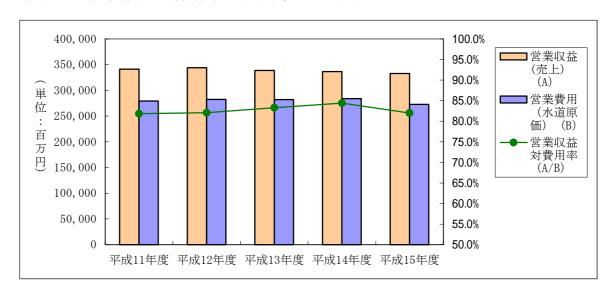
科目	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
営業収益 (A')	341,037	343,940	338,740	336,469	332,787
営業費用 (水道総原価)(B')	279,078	282,304	282,122	283,952	272,773
差引営業利益 (C')	61,960	61,636	56,618	52,517	60,014
営業収益対営業利益率 (C'/A')	18.2%	17.9%	16.7%	15.6%	18.0%

これをグラフにすると、以下に示した(図表 1-1)および(図表 1-2)のようになる。

350,000 ■ 給水収益 100.0% (A) 95.0% 300,000 90.0% 単 250,000 85.0% ■水道原価 位 (B) 80.0% : 百 200,000 75.0% 万 150,000 70.0% 純売上高 円 対原価率 65.0% 100,000 (B/A)60.0% 50,000 55.0% 0 50.0% 平成11年度 平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度

(図表 1-1) 水道水の純売上高(給水収益)対水道原価率すう勢グラフ図表





収益性分析の結果、平成 11 年度から平成 15 年度にかけて給水収益(水道事業総売上高)に対する水道原価の比率は低下しており、総収益率は 26.0%から 27.7%に高まってきているが、他方、給水収益に対する業務費と総係費の合計の比率はむしろ高くなっている。

また、営業費用は減少しているものの、それ以上に営業収益が減少したため、水道事業総収益(総売上高)に対する営業利益の割合は、18.2%から18.0%に低下している。

(2) 財務安全性の分析について

財務安全性は支払能力の余裕に対する評価で、重要な経営判断の指標である。 日本では、最近まで過剰債務、過剰設備が問題視されてきたが、設備が十分に稼働 し、収益をあげている企業は、債務の返済能力も高く、過剰債務とはならない。 財務安全性を示す指標としては、次のものが挙げられる。

- ① 自己資本比率 (総資本対自己資本比率) 自己資本比率 =自己資本÷総資本× 100(%)
- ② 自己資本対固定資産比率 自己資本対固定資産比率 =自己資本÷固定資産× 100(%)
- ③ 固定長期適合比率 固定長期適合比率 =「(自己資本+長期債務) ÷固定資産」 × 100(%)
- ④ 資本的収支比率 資本的収支比率 = 資本的支出 ÷ 資本的収入 × 100(%)
- ⑤ 収益的収支比率 収益的収支比率 = 収益的支出 ÷ 収益的収入 × 100(%)

水道局におけるこれらの比率を一覧表にすると、以下に示した(表 1-3)のようになっている。

(表 1-3) 財務安全性分析の比率一覧表

(単位:百万円)

	_	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	自己資本	1,341,480	1,417,472	1,457,409	1,508,915	1,562,514
自己資本比率	総 資 本	2,280,938	2,372,359	2,372,509	2,402,224	2,411,510
	比 率	58.8%	59.7%	61.4%	62.8%	64.8%
自己資本対	自己資本	1,341,480	1,417,472	1,457,409	1,508,915	1,562,514
固定資産比率	固定資産	2,104,595	2,164,871	2,175,573	2,205,964	2,223,901
四足貝座几平	比 率	63.7%	65.5%	67.0%	68.4%	70.3%
固定長期	(自己資本+長期債務)	2,139,938	2,212,798	2,228,821	2,257,141	2,263,197
適合比率	固定資産	2,104,595	2,164,871	2,175,573	2,205,964	2,223,901
	比 率	101.7%	102.2%	102.4%	102.3%	101.8%
資本的収支	資本的収入	122,907	118,961	126,186	131,750	128,891
比率	資本的支出	148,438	146,660	153,611	163,715	174,622
L #	比 率	120.8%	123.3%	121.7%	124.3%	135.5%
収益的収支	収益的収入	350,057	353,174	347,586	348,458	342,944
比量的収入	収益的支出	316,316	317,935	315,500	316,161	302,625
<u> </u>	比 率	90.4%	90.0%	90.8%	90.7%	88.2%

- (注) 上記の計算に当たって貸借対照表上の数値を以下の数値に修正して使用している。
 - ① 自己資本 = 自己資本金 + 剰余金
 - ② 長期債務 = 借入資本金 + 長期借入金

参考として全国平均の財務安全性に関する数字を都の数値と比較して示すと、以下に示した(表1-4)のようになる。

(表 1-4) 東京都と全国平均の財務安全性分析数値比較表

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
自己資本比率	東京都	58.8%	59.7%	61.4%	62.8%
日日貝本比至	全国平均	52.8%	53.5%	54.4%	55.5%
自己資本対	東京都	63.7%	65.5%	67.0%	68.4%
固定資産比率	全国平均	58.3%	59.3%	60.1%	61.3%

- (注) 1 上記の計算に当たって貸借対照表上の数値を以下の数値に修正して使用している。
 - 自己資本 = 自己資本金 + 剰余金
 - 2 全国平均は末端給水事業の全国平均である。
 - 3 出典:地方公営企業経営研究会編「地方公営企業年鑑(平成 11 年度 第 47 集~平成 14 年度 第 50 集)」

自己資本比率は、地方公営企業経営研究会編「地方公営企業年鑑」(以下「公営企業年鑑」という。)による末端給水事業の全国平均(以下「全国平均」とする。)は、平成 11 年度から平成 14 年度にかけて 52.8%から 55.5%へと年々改善されている。一方、都の比率も平成 11 年度から 14 年度にかけて 58.8%から 62.8%に改善されてきており、全国平均よりも高い水準にある。また、自己資本対固定資産比率についても全国の平均値よりも高い。全国平均が平成 11 年度から平成 14 年度にかけて 58.3%から 61.3%へと年々改善されているが、都の比率は、企業債残高を比較的大きく減らしていることもあって、全国平均よりも改善の程度が高く、63.7%から 68.4%に改善されてきている。

都の水道事業の資本的収支比率は、建設改良費を毎年 830 億円から 920 億円支出しているなか、100%以上で支出超過となっているが、収益的収支比率が 100%以下で収入超過を示し、資本的収支の不足額を補てんしている。

しかし、平成 15 年度は企業債償還金が増加したことなどにより、収益的収支によっても資本的収支の不足額を補てんしきれず、累積資金をもって補てんしている。これは主に民間債の満期一括償還の償還始期を平成 15 年度に迎えたことによるものである。

さらに、固定長期適合比率も約 102%で推移しており、100%を超え一定の安全性 は確保されているといえる。

自己資本比率、自己資本対固定資産比率および固定長期適合比率のいずれも高いほど好ましいとされているが、より一層安全性を確保する余地はあるといえること、また、施設の経年劣化が進んでおり、将来に向って老朽化対策の更新資金が必要になってくることを考え、より一層、財務の安全性を確保していくべきものと考える。

(3) 流動性の分析について

企業の支払能力を示すものが流動性分析・資金収支分析であり、次の指標が挙げられている。

- ① 当座比率 当座比率 =当座資産÷流動負債× 100(%)
- ② 流動比率 流動比率 =流動資産÷流動負債× 100(%)
- ③ 経常収支比率 経常収支比率 = 経常収入 ÷ 経常支出 × 100(%)
- ④ 財務収支比率 財務収支比率 = 財務収入 ÷ 財務支出 × 100(%) 正味財務収入比率 = (財務収入-財務支出) ÷ 財務収入 × 100(%)
- ⑤ 現金収支比率 現金収支比率 = 現金収入 ÷ 現金支出 × 100(%)
- ⑥ 資金収支比率 資金収支比率 = 資金収入 ÷ 資金支出 × 100(%)

水道局における流動性分析の各々の指標は、以下に示した(表 1-5)のとおりである。

(表 1-5) 流動性分析の比率一覧表

(単位:百万円)

					平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
				当座資産	159,146	192,710	181,829	183,063	175,452
当	座	比	率	流動負債	74,597	87,922	74,855	81,508	76,024
				比 率	213.3%	219.2%	242.9%	224.6%	230.8%
			流動資産	175,535	206,778	196,327	195,698	187,063	
流	動	比	率	流動負債	74,597	87,922	74,855	81,508	76,024
				比 率	235.3%	235.2%	262.3%	240.1%	246.1%
経	常	収	支	経常収入	349,575	352,411	347,150	348,066	341,476
胜 比	山	HХ	率	経常支出	316,316	317,935	315,500	316,161	302,625
儿			4	比 率	110.5%	110.8%	110.0%	110.1%	112.8%
日十	務	ılπ	支	財務収入	40,184	25,732	23,258	25,686	33,468
比比	伤	HХ	率	財務支出	50,477	35,428	47,211	55,330	81,123
儿			4	比 率	79.6%	72.6%	49.3%	46.4%	41.3%
				(財務収入-	10,294	9,696	23,953	29,645	47,655
正	味	財	務	財務支出)	10,294	9,090	23,933	29,045	47,055
収	入	比	率	財務収入	40,184	25,732	23,258	25,686	33,468
				比 率	25.6%	37.7%	103.0%	115.4%	142.4%
現	\triangle	収	支	現金収入	625,367	626,519	685,314	637,452	638,970
比比	並.	HX	率	現金支出	629,091	627,954	687,131	636,999	652,989
νL			7	比 率	99.4%	99.8%	99.7%	100.1%	97.9%
資	金	ılπ	支	資金収入	520,022	579,809	550,106	391,941	430,609
月比	<u>TT.</u>	ЧX	率 率	資金支出	485,248	604,170	508,638	436,021	454,628
尸山			7	比 率	107.2%	96.0%	108.2%	89.9%	94.7%

(注) 1 当座資金 = 現金・預金 + 未収金 + 有価証券

2 財務収入 = 企業債収入

3 財務支出 = 企業債償還金

さらに、都と他の主要都市の水道事業体における流動性を分析比較すると、以下に示した(表 1-6)のとおりである。

(表 1-6) 平成 15 年度における主要都市の流動性分析数値比較表

(単位:百万円)

		東京都	札幌市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	福岡市
当座資産	(A)	175,452	14,324	8,746	31,094	31,000	12,726	37,051	20,538	10,238
流動資産	(B)	187,063	15,176	9,667	33,271	42,878	13,729	40,137	23,616	10,887
流動負債	(C)	76,024	5,557	6,029	19,591	21,119	8,999	20,227	14,139	7,084
当座比率	(A/C)	230.8%	257.8%	145.1%	158.7%	146.8%	141.4%	183.2%	145.3%	144.5%
流動比率	(B/C)	246.1%	273.1%	160.3%	169.8%	203.0%	152.6%	198.4%	167.0%	153.7%

- (注) 1 当座資産は、現金預金、未収金、有価証券の合計額である。
 - 2 出典:各都市「平成15年度地方公営企業決算状況調査表」

都の水道局は他の主要都市と比較して当座比率、流動比率とも高くなっており、資金繰りが潤沢であることが示されているが、一方この低金利時代においては、資金の効率的運用が求められている。

なお、平成 14 年度公営企業年鑑によると全国平均の当座比率と流動比率はそれぞれ 347.8%と 381.4%で、都よりさらに高くなっていることをよく認識すべきである。 地方の水道事業では、湧水が豊富である等原水に恵まれているため、水道原価が低く、資金が潤沢で財務内容がよい傾向にあると考えられる。そのため、単純な比較は難しいところであるが、一つの与えられた指標であることは確かである。

(4) 生産性(効率性)の分析について

生産性とは生産要素の投入量(インプット)に対する産出量(アウトプット)との 関係値であり、生産の効率性を知るための重要な指標である。

水道局は、都の水道事業を実質的に独占しており、水道料金はその事業に要する支 出を基礎に設定されていて、市場競争に基づいていないため、生産の効率性を真摯に 求める姿勢はより強く求められるものであり、料金に左右される営業収益を用いない 数値も重要な指標と考えられる。

このような事情を考慮した上で、水道局の生産性の分析のための指標としては、以下のものがある。

有収率

有収率 = 有収水量 ÷ 配水量 × 100(%) (有収水量とは、給水および暫定分水等により料金化された水量である。)

- ② 有収水量 $1m^3$ 当たりの営業費用 有収水量 $1m^3$ 当たりの営業費用 = 営業費 ÷ 有収水量
- ③ 職員1人当たり給水件数 職員1人当たり給水件数 = 給水件数 ÷ 職員数
- ④ 職員1人当たり有収水量職員1人当たり有収水量 = 有収水量 ÷ 職員数

これらに関する指標 (一部) を他の主要都市の水道事業体と比較したものが、以下に示した (表 1-7) である。

(表 1-7) 平成 15 年度における主要都市の生産性分析数値比較表

		単位	東京都	札幌市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	福岡市
配水量	(A)	百万㎡	1,613	196	177	436	299	219	486	201	146
有収水量	(B)	百万㎡	1,510	180	151	403	276	187	427	185	139
営業費用	(C)	百万円	272,773	31,676	30,674	77,123	44,242	24,906	61,364	35,930	28,682
職員数	(D)	人	4,765	744	818	2,324	1,542	935	2,207	827	416
給水件数	(E)	千件	6,311	831	582	1,625	1,140	701	1,421	718	715
有収率	(B/A)	%	93.6	91.6	85.4	92.4	92.3	85.6	87.8	92.0	95.5
有収水量である。		円	181	176	203	192	160	133	144	195	206
職員1人当 給水件数 (E/D×1		件	1,324	1,117	712	699	739	749	644	869	1,718
職員1人 有収水量 (B/D×1		+m³	317	242	185	173	179	200	193	223	335

- (注) 1 職員数は、再任用短時間職員数を含まない年度末職員数である。
 - 2 出典:各都市「平成15年度地方公営企業決算状況調査表」

水道事業の営業費用は、各事業体の背景となる、地形、水源確保の難易度、水道の普及時期、人口構成等により様々であり、一概に比較することは困難である。そのようななか、水道局の有収水量 1m³当たりの営業費用は、主要都市の中間値を示しているが、規模の利益を十分発揮しているとは言えないので、改善していくべき余地があると考える。

職員 1 人当たりの給水件数および有収水量は、福岡市に次いで高いにしても、業務

の見直しや民間委託の拡大等により職員数の削減を図っていく必要がある。

その他、多くの指標のなかで、東京という立場から考えて、より高い数値を示していて当たり前と考えるが、都として、より望ましい目標を設置して、その達成に向けて改善していくべきであると考える。

また、平成 11 年度から平成 15 年度の水道局の生産性分析比率の推移は、以下に示した(表 1-8)のとおりである。

(表 1-8) 生産性分析比率一覧表

	単 位	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
配水量(A	百万㎡	1,671	1,678	1,656	1,639	1,613
有収水量(B	百万㎡	1,504	1,518	1,512	1,518	1,510
営業費用(C	百万円	279,078	282,304	282,122	283,952	272,773
職員数(D) 人	5,498	5,393	5,225	4,982	4,765
給水件数 (E) 千件	5,735	5,944	6,050	6,222	6,311
有 収 率 (B/A	A) %	90.0	90.5	91.3	92.6	93.6
有収水量1 ㎡ たり営業費用 (C/B)	円	186	186	187	187	181
職員1人当た 給水件数 (E/D×1,000	件	1,043	1,102	1,158	1,249	1,324
職員1人当た 有収水量 (B/D×1,000	千㎡	274	282	289	305	317

⁽注) 職員数は、再任用短時間職員数を含まない年度末職員数である。

意 見(1-1) 財務目標数値を設定した収益性と生産性の向上を求めて

収益性分析の結果、平成 11 年度から平成 15 年度にかけて給水収益(水道事業総売上高)に対する水道原価の比率は低下しており、総収益率は 26.0%から 27.7%に高まってきているが、他方、給水収益に対する業務費と総係費の合計の比率はむしろ高くなっている。

また、営業費用は減少しているものの、それ以上に営業収益が減少したため、水道 事業総収益(総売上高)に対する営業利益の割合は、18.2%から 18.0%に低下してい る。

生産性においては、水道事業の営業費用は、各事業体の背景が異なるため、一概に 比較することは困難であるが、都の有収水量 1m³当たりの営業費用は、主要都市の中 間値を示している。また、職員一人当たり給水件数、職員一人当たり有収水量とも、 福岡市と比較して劣っており、規模の利益を十分発揮しているとは言えない。

水道局は、巨大な市場を独占的に擁する地方公営企業の使命として、規模の利益を 反映した、都独自の財務目標数値(指標)を設定した上で、都民に向け公表し、都民 の理解のもとに、これらの指標を達成していかなければならないものと考える。

よって、次期経営計画の策定に当たっては、水道事業のより効率的、経済的な経営を志向するために、これまで以上に目標としての指標(諸種の分析値を含む。)を設定した上で、当該目標を達成するための施策を具体的に策定し、着実に実施されたい。

2 短期運用資産の効率的運用について

(1) 企業債と支払利息について

水道局の5年間にわたる「支払利息控除前の当期純利益」と「支払利息控除後の当期純利益」の関係は、以下に示した(表1-9)のとおりである。

(表 1-9) 支払利息と当期純利益の関係すう勢比較表

(単位:百万円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	合計 (平均)
支払利息控除前 当期純利益(A)	69,905	69,468	64,339	62,288	67,545	333,546
支払利息 (B)	36,164	34,230	32,254	29,991	27,226	159,864
支払利息控除後 当期純利益	33,741	35,239	32,085	32,298	40,319	173,682
支払利息負担 比率 (B/A)	51.7%	49.3%	50.1%	48.1%	40.3%	(注) 47.9%

(注) 5年間の合計額をもって、平均割合(比率)を算出している。

支払利息控除前当期純利益から控除される支払利息の割合は、(表 1-9) に示したとおりであり、平成 16 年 3 月期までの 5 年間の平均割合は、47.9%である。

つまり、水道事業としては、支払利息控除前当期純利益のうちの 47.9%、ほとんど 半分に近い金額について、5 年間、支払利息として支払ってきていることを示してい る。

次に支払利息と企業債の関係(支払利息率については、以下「利率」という。)を みることにする。

借入資本金は全てが企業債であり、年間の平均残高を(期首残高+期末残高)× 1/2 として計算している。また、支払利息には企業債の発行諸費用と企業債発行差金償却額を加えている。これらも広い意味での支払利息と考えたからである。

その関係は、以下に示した(表 1-10)のとおりである。

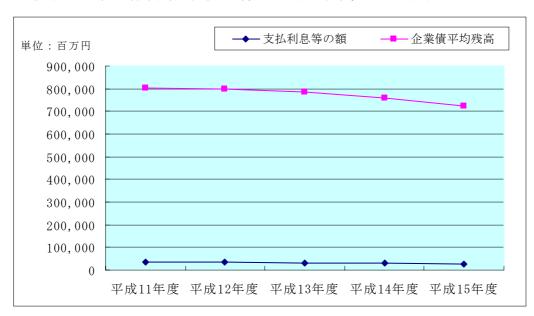
(表 1-10) 企業債対支払利息等負担比率のすう勢比較表

(単位:百万円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	合計 (平均)
支払利息等の額	36,736	34,593	32,616	30,307	27,602	161,854
企業債平均残高	803,567	796,893	783,370	759,819	724,454	3,868,103
利 率	4.6%	4.3%	4.2%	4.0%	3.8%	(注) 4.2%

- (注) 1 支払利息等には企業債の発行諸費用と企業債発行差金償却額を加えている。
 - 2 5年間の合計額をもって、平均利率を算出している。

これを図表で表すと、以下に示した(図表 1-3)のようになる。 (図表 1-3) 企業債対支払利息等負担比率のすう勢グラフ図表



企業債の収支状況は、以下に示した(表1-11)のとおりである。

(表 1-11) 企業債発行償還状況のすう勢比較表

(単位:百万円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	合計 (平均)
期首発行残高	808,675	798,458	795,327	771,413	748,226	(784,420)
当期発行額	40,261	32,296	23,297	32,143	33,580	161,578
当期償還額	50,477	35,428	47,211	55,330	81,123	269,570
当期末発行残額	798,458	795,327	771,413	748,226	700,683	(762,821)
期首比較増減額	△ 10,216	△ 3,132	△ 23,914	△ 23,187	△ 47,543	(△ 21,598)

上記 (表 1-11) にみられるように、企業債の発行残高が、傾向的に減少しており、5年間で 1.080 億円(1年当たり 216 億円)の削減を行っている。

(2) 有価証券等と受取利息について

つぎに、受取利息等について対比してみることにする。 受取利息の関係は、以下に示した(表 1-12)のとおりである。

(表 1-12) 預金等資産と受取利息等の関係すう勢比較表

(単位:百万円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合計 (平均)
受取利息等の額	241	516	229	72	122	1,178
預金等資産の平均残高	109,390	139,745	152,555	146,235	139,007	686,932
利 率	0.22%	0.37%	0.15%	0.05%	0.09%	(注5) 0.17%

- (注) 1 受取利息等には、預金利息のほか、有価証券利息が含まれている。
 - 2 預金等資産とは、資産として運用している預金および有価証券(主として短期割引国債)である。
 - 3 預金はほとんど普通預金である。
 - 4 預金等資産の平均残高を(期首在高+期末残高) × 1/2 として計算した。
 - 5 5年間の合計額をもって平均利率を算出している。

民間企業では、財務体質の改善に向けて

- ① 有利子債務の削減と
- ② 総資産の圧縮

を積極的に行ってきている。

上場企業(平成 16 年 3 月末現在。金融関係と新興市場を除く。)の連結有利子債務 残高は前年同期比 7.2%減少した 155 兆円で、4 年前の平成 12 年 3 月末と対比すると 16%の減少となっており、この 4 年間でざっと 30 兆円削減していることになる。総 資産に占める有利子債務の残高も、4 年間で 6%減少し、33%になっている(日本経 済新聞・平成 16 年 7 月 7 日・朝刊)。

このように収益力の向上によるキャッシュ・フローの増加並びに遊休資産の売却および持合株式の売却による収入を債務の返済にまわしてきた結果、有利子債務の削減による財務体質の強化を図ったほか、総資産の圧縮によって資本効率の向上に努めてきた。

有利子債務の削減は、支払利息の減少という経済効果のほか、金融機関等に依存しないという企業の独立性を高める効果がある。また、総資産の圧縮は、未稼動資産の売却等による資金の流入という実質的効果のほか、総資産利益率や株主資本利益率の改善という財務指標の改善・向上を求めて行われている。

水道局の場合、貸借対照表上、借入資本金(企業債)は、平成 11 年度末の 7,985 億円であったものが、4 年後の平成 15 年度末では 7,007 億円と 978 億円減少している。それだけ有利子負債を削減していることになる。

この同じ期間、現金預金の残高は 915 億円から 747 億円へと 168 億円減少している。他方、資金運用している有価証券が 320 億円から 600 億円へ 280 億円増加しており、差引資金としては、112 億円増加している。

企業債の 5 年間の平均利率(調達金利)が 4.2%で、平成 15 年度では 3.8%(表 1-10)であるのに対し、上記運用資産の同時期の平均運用利回り(運用利率)は 0.17%で、平成 15 年度では 0.09%(表 1-12)であるから、金利差は 3.71%となる。

企業債は、国の地方債計画や都の市場公募債発行計画に基づいたものであり、年度途中の変更は困難であるが、仮にこの 112 億円を企業債の削減として利用してきたとすれば、平成 15 年度において約 416 百万円の経費削減(支払利息の減少)が可能であったことになる。

112 億円×(調達金利 3.8%-運用利率 0.09%) = 416 百万円

毎年、企業債残高を削減している一方で、運用資金を増加させているが、この運用 利率は調達金利に比較して極めて低いので、この額を含めて企業債の発行を抑制すれ ば経済的効果はより大きなものとなっていたと計算することができる。

企業債の償還について年度途中での弾力的な変更(繰上返済)は困難であるため、 上記差益を実際に生み出すことは難しいが、調達金利により近い運用益を生み出せる よう、常に検討していく必要がある。

今後は、より一層の資金効率を求めて、多様な資金運用を実施していく必要がある と考える。

意 見(1-2)短期運用資産の効率的運用に向けて

借入資本金(企業債)は、平成 11 年度末の 7,985 億円であったものが、4 年後の平成 15 年度末では 7,007 億円と 978 億円削減している。

この同じ期間、現金預金の残高は 915 億円から 747 億円へと 168 億円減少している。他方、資金運用している有価証券が 320 億円から 600 億円へ 280 億円増加しており、差引資金としては、112 億円増加している。

企業債の調達金利が平成 15 年度では 3.8%、運用資産の同時期の運用利率は 0.09% であるから、金利差は 3.71%である。仮にこの 112 億円を企業債の削減として利用したとすれば、約 416 百万円の経費削減が可能であった。

よって、今後は、より一層の資金効率を求めて、多様な資金運用を実施するなど、 より有効な財務対策を図られたい。

3 企業債発行差金の償却開始時期について

平成 16 年 3 月 31 日現在の企業債発行差金の残高は 546 百万円であり、その発行年次別の残高内訳は、以下に示した(表 1 - 13)のとおりである。

企業債のうち発行差金の生じるものは民間債であり、その償還期間は 10 年である。償却は、地方公営企業法施行令(昭和 27 年 9 月 3 日)第 26 条第 3 項の規定に準拠して、発行年次の翌事業年度から行っている。

同施行令同条第2項および第3項は、以下のように定めている。

第26条(繰延勘定として整理できる損失及び費用)

- 1 略
- 2 将来の事業年度に影響する次の各号に掲げる営業経費は、その全部又は一部を繰延勘定として整理することができる。

企業債発行差金

開発費

試験研究費

退職給与金

3 前2項の繰延勘定は、当該繰延勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降5事業年度以内(企業債発行差金については、当該企業債の償還期限内)に毎事業年度均等額以上を償却しなければならない。

カッコ書にて「企業債発行差金は企業債の償還期限内」に償却しなければならないと定めている。

この文言については、

期限が 10 年のものは 10 年で償却する

「翌事業年度以降」とあるが、企業債発行差金は発行年度から償却する という解釈をすることができる。発行年次の翌事業年度から償却すると、月次で 見ると、最終年次には、償還済みであっても、なお、企業債発行差金が残ってい る部分があることになるからである。

従来の方法で償還期限内に償却すると最終年度に残額の全てを償却することになり、過大の償却額となる。これは結果として、費用の繰延べになっていることを示している。

企業会計(民間企業)においては、社債発行差金が利息の性格が強いということで、発行月から月割で償却している。

その理由は、企業債の発行によって調達された資金は、当該月から運用されているはずであり、また、企業債発行差金は、企業債を円滑に発行するために割引発行したその差額であり、企業債の期間に対応する前払利息に相当するものである。

(表1-13)企業債発行差金の年度別償却・未償却額一覧表

(単位:千円)

発行	企業債発行差額	<u></u> 金										
年度	年度別発生額	平成6 年度	平成7 年度	平成8 年度	平成9 年度	平成10 年度	平成11 年度	平成12 年度	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	未償却額
5	130,024	13,002	13,002	13,002	13,002	13,002	13,002	13,002	13,002	13,002	13,002	0
6	168,281		16,828	16,828	16,828	16,828	16,828	16,828	16,828	16,828	16,828	16,828
7	194,364			19,436	19,436	19,436	19,436	19,436	19,436	19,436	19,436	38,873
8	238,152				23,815	23,815	23,815	23,815	23,815	23,815	23,815	71,445
9	198,489					19,849	19,849	19,849	19,849	19,849	19,849	79,395
10	87,876						8,788	8,788	8,788	8,788	8,788	43,938
11	77,318							7,732	7,732	7,732	7,732	46,391
12	47,682								4,918	4,918	4,918	32,927
13	39,358									4,236	4,236	30,886
14	82,485										9,148	73,336
15	111,943										0	111,943
計	1,375,971	13,002	29,831	49,267	73,082	92,931	101,719	109,450	114,369	118,604	127,753	545,964

意 見(1-3)企業債発行差金の発行月からの償却の実施について

企業債発行差金は割引発行に基づく利息という性格が強いものである以上、企業債の発行によって調達された資金が運用されている期間に対応して償却していくべきものと考える。

よって、発行月から月割で償却されたい。

4 一般会計からの補助金に含まれる消費税相当額の返還について

水道局の水道事業会計は、一般会計から補助金を受けており、当該補助金には消費税等(地方消費税を含む。以下「消費税」という。表題も同じ。)相当額が含まれている。

しかしながら、水道局の特定収入割合は、近年連続して 5%以下となっている(平成 14 年度 2.7%、平成 15 年度 2.4%。%未満切り捨て。)。そのため当該補助金に対応する課税仕入に係る消費税額は、全額仮払消費税として仮受消費税から控除されている。

地方公営企業法(昭和27年8月1日 法律第292号)第17条の2第1項は、 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当 でない経費

当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費以外は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならないとしている。

したがって、上記の考え方からすれば控除対象消費税相当額を一般会計から繰り 出すのは、適当ではないという解釈になる。

一般会計からの補助金に係る消費税相当額は、以下に示した(表1-14)のとおりである。

(表1-14)一般会計からの補助金に係る消費税相当額のすう勢比較表

(単位:百万円)

	平成 11 年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
収益的収入繰入額	4,521	3,456	3,484	3,903	3,870
仕入控除消費税額	117	92	92	107	95

(注) 仕入控除消費税額は概算値である。

国から受け入れている補助金については、支出した時(資本的支出については工事等が完成した時)に仮払消費税として処理し、仮受消費税から相殺されるので、この控除された消費税相当額を控除した時点において、国に返還している。

最近の返還額は、以下に示した(表1-15)のとおりである。

(表1-15)国庫補助金に係る消費税相当額の返還額のすう勢比較表

(単位:百万円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
国庫補助金消費税相当額の返還額	174	974	194

しかし、都の一般会計から受け入れた補助金に含まれている消費税相当額の返還 は行われていない。

したがって、一般会計からの補助金についても、国の補助金と同様に返還すべき ものと考える。

指 摘(1-1)一般会計からの補助金に含まれている消費税相当額の返還について 水道局の水道事業会計は、一般会計から補助金を受けており、当該補助金には消 費税相当額が含まれている。

国から受け入れている補助金については、支出した時(資本的支出については工事等が完成した時)に仮払消費税として処理し、仮受消費税から相殺されるので、この控除された消費税相当額を控除した時点において、国に返還している。

よって、都の一般会計から受け入れた補助金に含まれている消費税相当額の返還は行われていないので、一般会計からの補助金についても、国の補助金と同様に返還されたい。

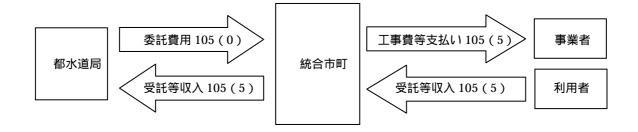
5 事務委託費に含まれる消費税相当額の控除対象化への申し入れについて

水道局は、昭和 46 年に策定した「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」に 基づき、昭和 48 年 11 月 1 日から多摩地区の水道事業を順次統合しており、現在 までに多摩地区 25 市町を統合しているが、実際の業務は、武蔵村山市と多摩市の 一部業務を除き、各市町に事務委託して行っている。

事務委託に係る経費の流れの概略は、以下に示した(図表 1-4)のようになっている。

受託等収入(図表上の)は課税売上であるため、消費税の課税取引とされている。他方、事務委託費用に含まれる消費税相当額(図表上の)は、平成元年4月26日付け自治省(現総務省)事務連絡により全て「不課税支出」として取り扱うこととされている。

(図表1-4)事務委託に係る経費の流れ(概要)



(注) ()は消費税で内書きしている。

工事費等の支払いを受けた事業者等(図表上の)は課税事業者であるから、消費税の申告上、消費税を納付することとなる。他方、水道局が支払う事務委託費については、上記「事務連絡」により仕入税額の控除が認められていない。

このことは、負担の合理性という観点から明らかに疑問である。

事務委託費に含まれる消費税相当額は、以下に示した(表1-16)に示すとおり 平成15年度で1,016百万円と多額であり、水道局も、平成元年および平成8年に 総務省(当時自治省)に事務委託費に含まれる消費税相当額の控除を認めるよう折 衝した経緯はあるが、「個別の取り扱いは認められない」ということで、改善され ないまま現在に至っている。

水道料金の収納は給水収益として消費税上課税売上になるが、本件業務に係わる 事務委託費は不課税支出とされているため、水道局としては消費税相当額を負担し て事務委託を行っている状況が続いている。 一般事業者にとっては、この受託等収入は課税売上であり、この支払いは経済取引上、課税仕入として認識すべき取引である。

以上のことから水道局としては、先の「事務連絡」の内容の見直しを総務省と国 税庁等関係機関に、再度、強く要請すべきである。

(参考)平成元年4月26日付自治省(現総務省)事務連絡

「地方自治法第252条の14に基づく事務委託に伴い支出される負担金、 委託料等は不課税支出」

(表1-16)事務委託費に含まれている消費税相当額一覧表

(単位:百万円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事務委託費	35,221	34,980	36,456	39,003	32,131
うち消費税相当額	1,161	1,129	1,210	1,326	1,016

(注) 消費税相当額は概算値である。

意 見(1-4)事務委託費に含まれる消費税相当額を控除対象とすることの関係機 関への申し入れについて

統合市町に対する事務委託に係る取引については、受託等収入が消費税の課税取引とされる一方、事務委託費に含まれる消費税相当額は、平成元年4月26日付自治省(現総務省)事務連絡によりすべて不課税支出として取り扱うこととされている。

水道局も、平成元年および平成8年に総務省(当時自治省)に事務委託費に含まれる消費税相当額の控除を認めるよう折衝した経緯はあるが、改善されないまま現在に至っている。

よって、事務委託に伴う消費税相当額(平成 15 年度実績で 1,016 百万円)に関する取り扱いの見直しを関係機関に、再度、強く要請されたい。

6 新規水源開発引当金残高の適正化について

水道局は、昭和54年に、都民の水意識の高揚を図るとともに、新規水源地域の地域整備および関係住民の生活再建を推進し、新規水源の開発促進に資するために設けられた新規水源対策費および新規水源開発基金の処理・運用について、「新規水源対策費及び新規水源開発基金の処理要綱」を定め、以後、新規水源開発引当金を計上し、同額の新規水源開発基金を積み立ててきている。

平成 16 年 3 月末の新規水源開発引当金残高は 267 億円で、同額を普通預金で保有している。なお、金額の算定基礎は、以下のとおりである。

基礎金額について

平成 9 年度財政計画策定当時の水源地域対策に要する水道局負担の見込額 365 億円を基礎とし、平成 9 年度までの既支出済額 55 億円および積立済額 264 億円を差し引いた 46 億円を新規水源対策費必要額としたこと

予算計上について

この 46 億円を当時水源地域整備が完成する見込みとされた平成 22 年 (最も完成予定が遅いと考えられていた戸倉ダム完成見込みの平成 20 年から 2 年間は水源地域整備が行われると想定している。)までの 13 年間で除した金額を基準として、毎年 4 億円を新規水源対策費として予算に計上すること

追加計上額について

各年度において、4億円のうち財団法人利根川・荒川水源地域対策基金および水源地域対策特別措置法に基づく地方公共団体への支出を要しない額を、 平成8年度の残高250億円に加えて計上すること

水道局が計算した見込額 365 億円の構成は、以下に示した(表 1 - 17)のようになっている。

(表1-17)平成9年度財政計画策定時の考え方

(単位:億円)

	水源地域対策約	圣費 (試算)	365		
支出済額 55	積立済額	264		追加額	46
実施中事業	183	;	未配分水量	182	

また、新規水源開発基金の積み立ての状況は、以下に示した(表 1 - 18)のとおりとなっている。

(表1-18)新規水源開発基金の積立状況一覧表

(単位:百万円)

	1							
年度	 新規水源対策費	支払額	新規水源開発基金積立金					
十反	机成小冰刈水具	义迈镇	積 立 額	累計額				
9	1,700	333	1,367	26,446				
10	400	373	27	26,473				
11	400	344	56	26,529				
12	400	447	46	26,483				
13	400	276	124	26,607				
14	400	260	140	26,747				
15	267	267	0	26,747				
合計	5,667	2,300	-	26,747				

(注) 積立額欄の は取り崩しを示している。

新規水源対策費必要額は、戸倉ダムからの撤退、未配分水量の当初見積りからの減少により、平成9年度の計画を大幅に下回っており、現時点では、八ッ場ダム完成までに要する約100億円が、今後、必要金額と見込まれているにすぎない。

水道局においても、国の第 5 次プランの策定時に、当該事業費が確実に見込まれるため、現在見直しを検討しているということであるが、速やかに引当金残高の適正化を図る必要がある。

意 見(1-5)新規水源開発引当金残高の適正化について

新規水源開発引当金は、267億円(平成16年3月31日現在)あり、そのうち約160億円相当が、戸倉ダムからの撤退、未配分水量の当初見積りからの減少のため、不用になると見込まれる。

よって、国の第5次プラン策定時には、速やかに引当金残高の適正化を図られたい。

7 未利用資産の有効利用を図るための組織のあり方について

東京都水道局固定資産規程第24条によれば、所管部および所の長は、その所管の固定資産が事実上不用または使用不能となったときは「用途廃止の手続き」を行わなければならないものとされている。

しかし、現実には用途廃止手続きが適切に行われておらず、未利用資産としての 把握が十分ではないため、将来の再稼動の見込みがなく、転用も不可能であること が明白な資産が、会計上および物理上の除却手続きがなされずに、放置されている 例が見受けられた。

また、同様の理由で、再利用や転用の可能性のある資産が未利用のままとなって おり、収益獲得の機会を逃している例が見受けられた。

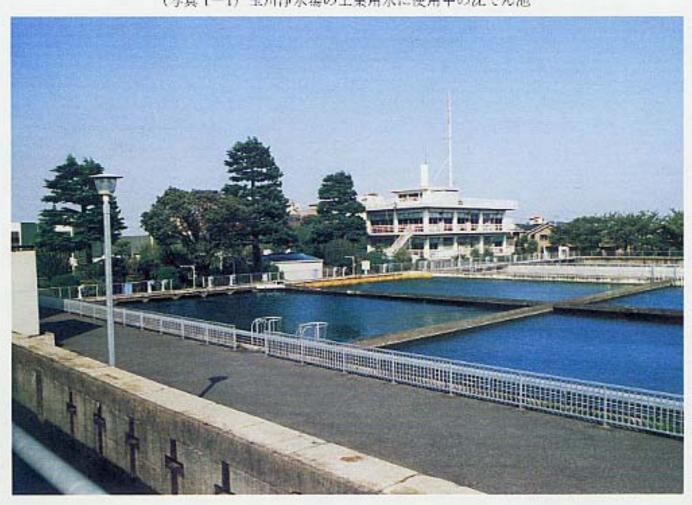
以下に示した(表 1 - 19)に表示されている資産は、将来の再稼動の見込みがなく 転用も不可能であることが明白な資産であるが、資産を保有する部署が用途廃止の 手続きをしなかったため、除却処理が行われていないものである。適切な除却処理 をしないと、財務諸表が企業活動の実態を適正にあらわす妨げとなる。このような 資産を統一的・網羅的に把握するため、水道局として十分な内部の報告システムを 整備し、適時に報告するとともに、報告漏れ防止のため、随時の検査を行うように すべきである。

(表 1 - 19)用途廃止手続きが未了のため、除却が行われていない固定資産一覧表 (単位:千円)

施設の名称	取得年度	償却資産の	減価償却後の	
一 版 ひ 石 柳	休 止 年 度	取得価額	帳簿価額	
玉川浄水場	昭和 7~54 年度			
(沈でん池緩速1・2号他)	昭和 45 年度~平成元年度	142,895	24,529	
金町浄水場	昭和 38 年~平成 3 年度	000 000	007 505	
(第1群高速沈でん池他)	平成 5 年度	637,770	237,505	
箱根ヶ崎増圧ポンプ所	昭和 50 年度	107,772	10 600	
相似が岬垣圧がクラが	平成 4 年度	107,772	18,608	
廻田増圧ポンプ所	昭和 43 年度	26.014	7,433 3,822	
2000年に アンブリ	平成 14 年度	36,014		
湖畔増圧ポンプ所	昭和 42 年度	15 000		
/町岬垣圧がノブ門	平成 13 年度	15,886		

- (注)1 玉川浄水場の不稼動資産は、多摩川の水質悪化により取水を停止したため、昭和45年度 より徐々に休止状態となったものであり、今後は現有施設等を取り壊した後、新規に施設 等を整備する予定である。
 - 2 金町浄水場の不稼動資産は、施設が老朽化したため、休止状態となったものであるが、 今後、浄水場更新工事に伴い、現有施設等を取り壊した後、新規に施設等を整備する予定 である。
 - 3 箱根ヶ崎増圧ポンプ所、廻田増圧ポンプ所および湖畔増圧ポンプ所はすでに稼動を停止 しており、再稼動の見込みがないものである。

参考までに、玉川浄水場の工業用水に使用中の沈でん池(写真 1-1)と休止中の沈でん池の施設(写真 1-2)の写真を次ページに示しておくことにした。



(写真 1-2) 玉川浄水場の休止中の沈でん池



企業会計において、休止固定資産は、

将来再使用の見込みが客観的(たとえば、保守管理が経常的に行われており、かつ、会社の事業計画においても、近い将来の稼動が確実に見込まれている場合)にあること

かつ、設備としての機能を現に有していること

この条件を満たさない場合には「廃棄対象設備として会計処理する」こととされている。

このような会計処理が求められている理由としては、つぎの から の事由が考えられる。

再使用の見込みのない休止資産は、貸借対照表への計上能力が認められていない。これらを計上しておくことは貸借対照表の「財政状態の適正表示」を歪めることになること

これらの資産の減価償却費を計上し続けることは、適正な期間損益計算を歪めること

使用していないため、収益獲得活動に参加していない費用を計上していることになるからである。

不要資産の廃棄計画は、資産の稼動状況に関する管理の充実に繋がり、より 適切な投資効率の測定尺度に資すること

休止資産につき有効利用を図るインセンティブを与えること これらの事項は、地方公営企業にも、同様に当てはまるものと考える。

資産の稼動状況に関する管理の充実と、より適切な投資効率の測定のためにも、 企業会計のルールに沿った適切な処理を行う意義は大きいことを理解すべきである。

早急に、

会計上廃棄処理する(帳簿上の除却処理)とともに、

物理的に構造物を撤去したうえ、用地などの有効活用または売却すること について検討する必要があるものと考える。

また、以下に示した(表 1 - 20)に表示する資産は、将来の利用方針が未確定であるもの、または土地に固着する設備の用途廃止手続きが適切に行われていなかったために、有効活用が不十分であった資産である。

(表 1 - 20) 将来の利用方針が未確定なため、有効活用が不十分な主な資産一覧表 (単位:千円)

(土地および建物)

施設の名称	取得年度	休止年度	償却資産の 取得価額	減価償却後の 帳簿価額	土地面積:㎡
旧北部第一支所	昭和 33 年度	平成 15 年度	344,293	168,828	1,858.26

(土地)

施設の名称	取得年度	休止年度	土地取得価格	土地時価	土地面積:m²
箱根ヶ崎増圧ポンプ所	昭和 50 年度	平成 4年度	35,209	58,769	587.69
廻田増圧ポンプ所	昭和 43 年度	平成 14 年度	2,573	33,339	238.14
湖畔増圧ポンプ所	昭和 42 年度	平成 13 年度	19,080	18,900	369.40
亀戸増圧ポンプ所	昭和 15 年度	平成 13 年度	3,795	549,869	1,666.27
西原増圧ポンプ所	昭和 11 年度	平成 14 年度	3,223	1,601,974	2,912.68
新座増圧ポンプ所	昭和 39 年度	不 明	33,055	-	4,321.88
真光寺調圧水槽	昭和 54 年度	昭和 61 年度	47,600	189,247	1,911.59

- (注)1 土地時価は、東京国税局の平成16年度分財産評価基準書による路線価に面積を乗じたものである。 ただし、新座増圧ポンプ所の土地については、相続税路線価がない地域であるため算出していない。
 - 2 湖畔増圧ポンプ所用地は、敷地内に湖畔一号水源(井戸)が併設されており土地の約半分は、そのために確保しておく必要があるとされている土地である。

旧北部第一支所は、中央支所との統合や給水課の再編により、平成 15 年 4 月に空き庁舎となった。しかし、将来における事務所の改修・移転等の中で再利用する可能性もあるという判断から、組織統合後も中央支所が管理を続けている。

旧北部第一支所の土地および建物の大部分は現在未利用であるが、これまで、一時的、部分的な会議室や非常用防災備品置場としての利用にとどまり、全面的な利用方針が確定していない。そのため、施設規模に比して実質的には不稼動の状態にある。

ところが、現実には、事務所等としての機能を有しているため、除却対象とはしておらず、もとの所管部がそのまま管理を続けている。しかし、将来の具体的な活用策は所管部も持っていない。購入希望や一時的な借り受けの打診があっても、応えることができないなど、土地建物全体が有効に活用されているとはいえない。

また、箱根ヶ崎増圧ポンプ所、廻田増圧ポンプ所および湖畔増圧ポンプ所の土地についても、不稼動ポンプ所の用途廃止手続きがとられていなかったため、ポンプ所の土地等の有効利用ないし売却の可能性を十分検討してこなかった。

再利用可能な遊休資産が発生した場合、

水道事業(水道局)の枠の中で再利用すること 局を超えて都全体のなかで利用すること 他団体への貸付等による有効活用を図ること

その他売却を含めた処理を行うこと

等々、基本的な活用方法の方針を全局レベルですみやかに確定しないと、機会利益 を喪失してしまうことになる。

未利用資産の最適な利用を図り、他に同様の資産がないかを確認するためには、 所管部からの申請がなくても定期的に資産の現況を把握して未利用資産を遅滞なく 把握する仕組みを作ると同時に、局全体の将来構想を踏まえながら、ふかん的に個々 の資産の利用方法を考える機能を組織の中に持つことが必要である。

そのためには、たとえば、経理部において、資産の使用現況を客観的に調査し、 用途に応じた正常な使用がされていないものに関しては、積極的な有効利用を図る ために適切な対応をとるよう所管部を指導するとともに、これによって整理された 情報を、局全体の将来構想を統括する部署に随時フィードバックし、局全体、さら には、都全体としてすみやかに有効活用ができるようにする必要がある。

なお、今回改めて、不稼働資産について経理部を通じ、関係所管部に照会した結果判明した主なものが、(表1-20)の亀戸増圧ポンプ所、西原増圧ポンプ所、新座増圧ポンプ所および真光寺調圧水槽の各施設である。

意 見(1-6)未利用資産の有効活用と体制づくりについて

玉川浄水場および金町浄水場の一部並びに箱根ヶ崎増圧ポンプ所等の施設の償却 資産(簿価約2億9千万円)は、現在不稼動である。将来の再稼動や転用の可能性 もない施設については、すみやかに会計上除却するとともに、計画的に撤去工事を すべきである。

これらの資産は、所管部署において適切な用途廃止の手続きがなされていないため、除却手続きが行われなかったものである。

よって、上記未稼動施設の撤去工事のほか、北部第一支所の土地および建物等の 償却資産(土地面積 1,858.26 ㎡、償却資産の簿価約 1 億 6 千万円)並びに箱根ヶ崎 増圧ポンプ所等の土地(土地面積 12,007.65 ㎡、土地時価約 24 億円)も現在未使用 であるので、あわせて水道局として有効利用されたい。

さらに、他にも同様の未利用資産が生じることのないよう、資産を所管する各部署からの申請がなくても、水道局自体として資産の使用状況を把握し、未利用資産を遅滞なく把握できるシステムや管理体制などを構築し、運用するとともに、局全体の将来構想を踏まえながら、ふかん的に個々の資産の利用方法を考える機能を組織の中に整備するなどして、個々の未利用資産の最適な利用の実現に努められたい。

また、局を越えた都全体として有効に活用できるようにされたい。

8 統合市町に対する事務委託の解消による経費削減について

水道局は、昭和 46 年に策定した「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」に 基づき、昭和 48 年 11 月 1 日から多摩地区の水道事業を順次統合してきており、現 在まで多摩地区 25 市町を統合している。

しかしながら、実際の業務は、武蔵村山市と多摩市の一部業務を除き、各市町に 事務委託を行っているため、直営で事業を行う場合に比して、事業の効率化が妨げ られている。

水道局は、平成 15 年度から 10 年間で直営に切り替える方針を明らかにしており、 水道局の試算によると、全市町を直営に切り替えることによって、以下に示した(表 1-21)にみられるように約 40 億円の経費削減が見込まれる。

(表1-21)経営改善後の経費削減効果試算値表

(単位:百万円)

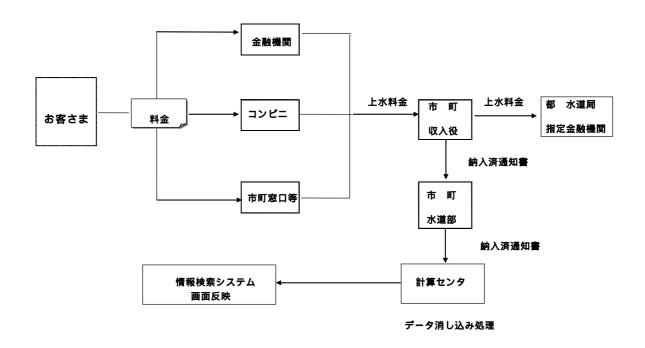
					区分	金	額
人	件	費	削	減	額		4,100
	効	率	化		重複業務の解消等により 300 人を減員		2,700
	委	託	化		民間委託の拡大により対象経費を約 2 割削		1,400
					減		
事	務	費	増	減	額		50
	削	減	経	費			950
	増	加	経	費	システム運用等		1,000
					合 計		4,050

また、統合市町においては、料金収納などの事務を委託する形式をとっているが、 実際には、料金請求については、市町業務の効率化のため、都が一括して電算処理 し、各市町の名で請求書(納入通知書)を使用者に発送する形になっている。

各市町に入金された料金は、市町において確認後、都に送金され、都の給水収益 (売上高)として処理されると同時に、各個人別情報にデータとして反映される。 市町を経由することで、事務処理および時間を要していることになる。

水道事業の統合という当初の目的に即して、早期に事務委託を解消して、都が請求し、都が直接収納することによって、料金収納の迅速化を図るべきものと考える。

(図表1-5)水道料金徴収手続きの流れ(概要図表)



多摩地区の水道事業は、もともとは市町が個々に運営していたものを、順次、 都の水道事業に統合してきたものである。

本来は、事業の統合に伴い、その事務についても、都が実施し、事務の効率 化を図るべきである。しかし、市町の水道関係職員の処遇等を理由に、一部の 事務を除き、都から市町に水道事業事務を委託するという形をとって、市町に 水道事業事務担当部署を残し、市町において従前どおり、水道事業の事務を行 っている。

市町に水道事業事務を委託するに当たって、都と市町とでは、「東京都水道事業の事務の委託に関する規約」および「同実施細則」を設けている。このなかで、委託事務の管理および執行に要する経費は、原則として都の負担とし、経費の額および交付の時期は、都と市町が協議して定めるとされている。

実務上、市町へ交付する金額の決定方法は、実費弁償を基本的な考え方とし、 市町が事務の執行に要する経費を積算して都に要求し、都が査定を行って交付 予算額を決定し、その範囲内で実費を交付している。実費弁償の考え方に基づ いたこの交付額の算定方法では、都と合意した予算の範囲内で執行する限り、 全額を都から交付されるため、市町には経費削減のインセンティブが働かない。 そのため、都では、物件費について、厳格な査定および予算執行状況管理を 行うとともに、人件費についても、市町への事務委託の業務の一部を民間委託 に切り替えて水道部署へ配属される市町職員数を削減する等、経費の削減に努 めている。

しかし、都には市町職員に対する人事権がないため、市町の水道部署に配属される職員は、市町の裁量に委ねられており、年齢が高く、給与の高い職員が水道部署に配属された場合にも、都が全額を負担することとなる。

市町の水道部署の事務系職員の平均年齢が高い、上位3市について、水道部署と市町全体の平均年齢を比較したところ、以下に掲記した(表1-22)が示しているとおり、水道部署の事務系職員の平均年齢が、当該市町の職員平均年齢を上回っていた。

(表1-22)水道部署職員の平均年齢と平均給与の一覧表(平成15年度)

(単位:歳、円)

市町村名	A	市	В	市	C 市		
	水道部署 市全体		水道部署 市全体		水道部署	市全体	
平均年齢	52.6	47.2	53.0	46.0	51.0	44.5	
平均給与	8,031,993	6,777,100	7,781,315	6,939,741	7,743,781	7,055,100	

水道事業に精通している者を重点的に配属した結果、平均年齢が高くなっているのであれば、合理性を認められるが、上位3市の水道部署の平成15年度末現在の事務系職員の過去の水道部署への累積在籍年数をみたところ、水道部署に従事した経験のない、あるいは、浅い職員が多く見受けられた。結果として、水道事業に精通していない高年齢の職員を配置し、相対的に高い人件費を都が負担している形になっている。

3 つの市の水道事業に従事している職員の年齢と従事年数は、以下に示した (表 1 - 23) のようになっている。

(表1-23)3市の水道事業従事者の年齢等比較表

A 市 B 市 C 市

רוו א			טו ט		Cili	
職員	年齢	通算	年齢	通算	年齢	通算
		従事年数		従事年数		従事年数
1	59	4	58	1	59	10
2	59	3	58	2	58	1
3	57	7	58	1	57	2
4	56	1	57	7	56	8
5	55	1	57	36	54	15
6	54	2	57	2	53	1
7	54	7	54	1	51	4
8	53	2	54	4	43	1
9	51	7	53	2	28	3
10	51	6	53	6		
11	49	5	52	1		
12	49	3	52	1		
13	47	4	50	2		
14	42	8	50	3		
15			50	1		
16			48	4		
17			40	7		
平均	52.6	4.3	53.0	4.8	51.0	5.0

意 見(1-7)統合市町に対する事務委託の解消による経費削減について

水道局は多摩地区の水道事業の一元化を行い、統合した市町に対して一部の事務を委託している。市町職員の水道担当部署への人員配置は市町の裁量であり、都が関与することができない。このため、一部の市では、市全体の平均と比較して、相対的に給与の高い職員が水道部署に配置されており、結果として、都が過大な負担をしているケースが見受けられる。

水道局では、現在、業務の効率化の観点等から統合市町に対する事務委託を廃止し、直営化に向け各市町との調整を行っており、局の試算によると、 年間約40億円の経費削減効果が見込まれるとしている。

よって、考慮すべき市町側の事情はあるものの、十分に事情を説明して、極力早期に事務委託の解消を図られたい。

9 駐車場用地の貸し付けにおける管理費比率の見直しについて

水道局は、その保有する遊休地を月極駐車場として活用する場合には、昭和 63年以来、東京都市開発株式会社「Tokyo Urban Development Co.,Ltd」(以下、「TUD」という。)に一括して管理を任せている。TUD は、都が発行済み株式総数の 24.8%を保有する会社であり、TUD とその関係会社間の相互持合株式を除く議決権比率では 27.9%になっている。

TUD は対象土地を水道事業の必要性に応じていつでも返還でき、容易に原状回復が可能な状態を保てること等の理由から、水道局は TUD と随意契約(昭和 63年度から平成6年度までは「土地の管理等に関する協定」に基づく管理委託、平成7年度以降は「土地賃貸借契約」による土地貸付)を結んできた。

TUD は、駐車場運営による総収入から、駐車場整備のための初期投資の実費償還額(施設整備費、原則5年償還)と、駐車場運営に要する管理費(顧客募集・管理に要する費用である「事務管理費」と駐車場の巡回点検・維持管理に要する費用である「施設管理費」)を控除した残額を、借地料として水道局に納入している。

この事務管理費(総収入の 15%)と施設管理費(総収入の 10%。新宿から遠距離になれば、補正され、比率は上がる。)の合計は、平成 15 年度の実績で約 6 千万円となっており、当初設定した管理費比率を変更せずに、そのままの契約内容を引き継いできている。

以下に示した(表1-24)は、これらの土地および総収入と管理費の一覧表である。

この管理費比率の根拠は、平成6年当時の民間業者への実態調査に基づいているが、平成6年と比較して、近年、様々な業者が駐車場事業に参入してきている状況にあるため、現在の他の業者に運営を任せた場合の実勢を調査し、TUDが控除する管理費比率の妥当性については、改めて検証を行うべきである。

また、これらの土地の水道事業での利用時期、必要性には、個別の濃淡がある。 そのような観点から、土地の色分けをするとともに、長期に事業に供する見込みの ない土地については、駐車場としての利用に限定することなく、多面的な有効活用 をすべきものと考える。

(表1-24)平成15年度駐車場収入および管理費一覧表 (単位:千円、%)

用地所在地	面積(㎡)	駐車場収入	管理費合計	総収入に占める管理 費の合計額の割合
葛飾区	448.50	3,474	979	28.1
葛飾区	662.94	5,600	1,517	27.1
葛飾区	270.37	1,800	507	28.2
葛飾区	890.25	1,622	439	27.1
葛飾区	583.49	3,702	1,044	28.2
葛飾区	464.08	1,842	519	28.2
葛飾区	169.69	1,280	360	28.1
葛飾区	142.55	78	22	28.2
杉並区	327.00	7,131	1,854	25.9
杉並区	786.48	6,320	1,706	27.0
杉並区	89.79	1,080	317	29.4
杉並区	846.03	4,814	1,304	27.1
杉並区	1,260.06	8,016	2,172	27.1
杉並区	780.00	8,655	2,250	26.0
杉並区	712.32	9,828	2,555	26.0
杉並区	1,402.46	4,731	1,230	26.0
杉並区	482.90	5,824	1,642	28.2
足立区	185.27	982	302	30.8
足立区	908.00	5,554	1,505	27.1
江東区	382.26	4,801	1,354	28.2
江東区	636.17	8,060	2,184	27.1
江東区	(注) 0	228	64	28.1
江東区	669.00	3,885	1,095	28.2
豊島区	432.29	6,582	1,777	27.0
中野区	110.00	882	238	27.0
渋谷区	380.76	6,000	1,620	27.0
大田区	449.80	4,036	1,138	28.2
大田区	152.54	2,422	683	28.2
大田区	543.54	5,766	1,626	28.2
大田区	905.33	9,533	2,583	27.1
江戸川区	636.38	5,183	1,404	27.1
江戸川区	377.22	2,331	657	28.2
江戸川区	634.00	2,057	557	27.1
板橋区	155.57	1,817	512	28.2
板橋区	1,080.00	6,288	1,773	28.2
台東区	283.85	3,342	902	27.0
荒川区	880.00	5,120	1,387	27.1
所沢市	1,577.74	2,833	765	27.0
羽村市	4,343.44	18,671	5,489	29.4
青梅市	1,250.01	4,242	1,306	30.8
福生市	1,562.12	7,852	2,120	27.0
福生市	1,256.58	5,014	1,414	28.2
武蔵野市	2,048.55	11,521	2,995	26.0
清瀬市	948.76	1,508	408	27.1
清瀬市	666.47	2,334	632	27.1
武蔵村山市	437.51	928	273	29.4
八王子市	295.27	964	283	29.4
八王子市	724.00	2,620	739	28.2
立川市	268.58	1,000	282	28.2
合 計	35,499.92	220,175	60,504	27.5

⁽注) 年度途中で閉鎖した駐車場は上記の一覧表では面積を0として注記している。

意 見(1-8)駐車場用地の貸し付けにおける管理費比率の見直しについて 水道局は、その保有する遊休地を月極駐車場として活用する場合には、昭和 63 年以来、TUD に一括して管理を任せている。

TUD は、駐車場運営による総収入から、駐車場整備のための初期投資の実費償還額(施設整備費、原則5年償還)と、駐車場運営に要する管理費(総収入の25%程度)を控除した残額を、借地料として水道局に納入しており、平成6年以降、管理費比率を変更せずに、継続的に契約してきている。

平成 15 年度の管理費は約 6 千万円になる。25%の根拠は、平成 6 年当時の民間 業者への実態調査に基づいているが、その後、社会状況は変化してきている。

よって、当時と比較して、近年、様々な業者が駐車場事業に参入してきている状況があるため、現在の他の業者に運営を任せた場合の実勢を調査し、TUDが控除する管理費比率の妥当性を検証されたい。

さらに、行政財産として保有する遊休土地の、将来の水道事業への活用時期および必要性に濃淡をつけ、長期に事業に供する見込みのない土地については、駐車場に限定することなく、より効率的な有効活用を図られたい。

10 水道事業における技術の育成・発展について

(1)コア業務に関する総合管理技術に関連して

都の水道事業は、1,200万都民に衛生を確保しながら安定して水道水を供給する巨大な水道システムが構築されている。これまで、東京の水道は、日本の水道に適した技術の選択、改良、さらに新たな技術の開発を行い、高品質で効率的な施設を建設してきた。とくに浄水場などの大規模施設は、実験施設で水の流れや処理方式等について長期の実験を行って、詳細を決定し、最新技術を導入するとともに、実施設の稼動により得られた知見を次の施設へ発展させることによって、安定的で信頼される水道システムを発展させてきたとされている。

この水道技術の中でも、水道局が直接関与していくコアとなる技術業務は、 水道事業の施設整備計画などの企画・調整業務、 設計監理業務、 工事の品質管理などの施工監督業務、 外部委託の総括的な監理業務などがある。

しかし、近年、高品質な水道水への取り組みや、自動化の進展により、水道施設で使用される機器は、年々高度な技術を駆使したものとなっている。また、さらに 進展すると考えられる外部委託業務の契約や検査において、委託先を上回る技術力 を持って対応することが必要とされる。

一方で、職員が直接技術に関与する機会も少なくなっているため、計画的な対策 を立てないと各分野のコア業務に関する総合管理技術力が低下してしまうことが 懸念される。

総合管理技術力の低下は、施設管理、コスト管理、品質管理などへの対応ができなくなり、施設や設備への信頼性を低下させるだけでなく、事故や災害時に迅速で 状況に応じた判断が不可能となり、危機管理能力の低下による被害の拡大をもたら すおそれがある。

このようなことから、東京の水道システムをより安全で、都民に一層信頼される ものにしていくためには、水道局として維持すべき総合管理技術を育成するととも に、その時代に応じた新たな技術を加え、さらに進展させていくことが必要である と考える。

今後、10 年程度の間に団塊の世代をはじめとして五十歳代の職員が定年を迎え去っていくことになる。定年後の再雇用の制度があるにしても、熟練した職員が持っている特定の技術および総合管理技術を育成・発展させていくことが大切である。

まず、どのような技術があるのか整理して、その上で民間委託で対応できるものと、水道局としてあるいは監理団体として育成し、管理していくべき基幹的な技術とをリストアップして、計画的に育成・発展させていくべきものについては、その仕組みを作って、実行していくことが肝要と考える。

(2)特定技術に関連して

自動車産業、電気(器)産業や建設業界等においては、完成品を供給する企業をトップにピラミッド型の産業構造を作って、効率的かつ経済的に業務を展開している。たとえば、ある自動車会社は、設計や型式(デザイン)をトップシークレットとして自社で調査・研究・開発を行っており、また、エンジン等の機能部品等のコアに相当するものに力を入れている。その上で、その他の多くの部品は、パーツメーカーと称する、いわゆる下請企業にまかせている。

建設会社にしても、全てを自社でやるのではなく、施工監理が中心で、ビル建設でいえば、骨組みからコンクリート打ち、電気設備、衛生設備、空調設備、昇降機設備および内装工事をはじめとして、ほとんどを外部に発注している。

ただし、本体には重要な技術者を抱えていて、会社として必要な技術を大切にしている。たとえば、自動車会社ではエンジンの音で、また、ピアノメーカーではその発する音色で、どこに不具合があるか判断できる人がいる。

都の水道事業においても、特定の技術を擁する技術の例として、次のようなものがある。

小河内貯水池は、水道専用の国内最大級のダムであり、ダムからの放流水は、多 摩川として東京都内の西北部から東部に横断し、東京湾に流れ込んでいる。通常時 における放流量は、浄水場等の取水量によって決定されている。

しかし、その判断で最も難しく重要な局面は、台風の接近時である。下流部の集中豪雨等による大増水と、放流による増量が一致した場合は、洪水やひいては堤防の決壊など大惨事につながってしまうため、台風が、まだ近づいていない早期の段階で、気象予報や天気図から今後の降雨状況を予測し、下流部までの河川の増水状況とその後の増水量の推定を行う。一方で、小河内貯水池は、流入域に積雪が少なく、水が貯まりづらい特質を有しているため、台風という、貯水の格好の好機を捉え、できるだけ多く貯水することも考慮しなくてはならない。

これらのことを台風の動きに遅れをとらないように、短時間で複合的に判断しなくてはならないことから、気象予報と情報伝達技術が進んだ現在においても、データに基づく科学的なダム管理方法の発展と合わせて、長年の経験と知識に裏打ちされた技術も必要としている。

世代交替に当たっては、こうした技術の向上のための支援を行うほか、次の世代 に伝え、育成・発展させていく仕組みを構築していくことが重要と考える。

(3)歴史的な技術に関連して

歴史的遺産に近い技術として「羽村取水堰における投渡堰築堤」に関する技術がある。この投渡堰は、江戸時代中期から行われているもので、多摩川の水を取水するために設けられた取水堰である。洪水等が発生した時に、護岸や水門を洪水による被害から回避させる目的で、川の流れを早めるために、一端、取り壊し、後日、流れがおさまった時に改めて作り直すというものである。

まず、丸太で水止め用の壁を作り、それに「そだ」(けやきやくぬぎなどの枝を2m 程度の長さに切り揃え、約20本を束ねて1束としたもの)を設置し、その上にむしろを敷き、さらに土砂を盛って堰を作るというやり方である。

「そだ」を束ねるに当っては、その全てがほぼ同一の密度と形に整っていなければならないし、平均的に設置しなければならないのであるが、これが意外と難しいとされている。不揃いでは、その上に盛られる土砂の厚み等が均等にならず、水の力が平均的にかかるようにはならない。水の力が不均衡にかかると堰の一部に強弱の差が生まれてくるため、堰そのものが本来の力を発揮できなくなってしまいかねない。

その他にも、この堰では、取り壊す時に容易に壊せるよう直径 5cm 程の丸太に切れ目をいれて支えている個所が 6 ヵ所あり、いざという時、これを大きな突き棒で割るのであるが、切れ目が大きいと平常時に壊れることもありえるし、また、切れ目が浅いと、いざという時になかなか壊せないということにもなる。

大雨が降り、洪水が予想されるなかでの作業であり、丈夫であるとともに、必要な時には容易に壊せるようにしておくのは、一つの重要な技術である。

しかし、このような技術は、水道局が水道事業を実行していくに当たっての必要不可欠な技術というものではなく、今後、10年20年先を見据えて「羽村取水堰投渡堰技術保存会(仮称)」などを作り、それを支援していくことでよいのではないかと考える。

意 見(1-9)水道事業における技術の育成・発展について

水道局が有している技術については、 コア業務に関する総合管理技術、 特定技術および 歴史的な技術があると考えられる。

まず、今ある技術を整理し、その上で民間委託で対応できるものと、水道局としてあるいは監理団体として育成・発展させていくべき基幹的な技術とをリストアップし、計画的に対応していく仕組みを作って、実行していくようにされたい。

11 第三セクターの会社ごとの位置付けの明確化と透明性の確保について

都は、東京都監理団体指導監督要綱で、都の監理団体を下記のとおり定義しており、監理団体は、都の指導監督・経営評価を受けることになっている。

記

都が出資又は出えん(以下「出資等」という。)を行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要があるものをいい、原則として次のいずれかに該当するものをいう。

- (1)都が基本財産に出資等を行っている公益法人
- (2)都が資本金の25%以上出資している株式会社
- (3) その他特に指導監督を必要とする団体

水道局が出資する主な第三セクターの各社の概況および資本関係は、以下に示した(表1-25)および(図表1-6)に示すとおりであり、東京水道サービス(株)水道マッピングシステム(株)および(株)PUCは、いずれも、都との取引依存度が大きく、人的関係も深いのが現状であり、競争原理の導入が期待される民間セクターとは言い難く、実質的には民間企業における連結子会社に相当するものと考えられる。

東京水道サービス(株)については、「その他特に指導監督を必要とする団体」として、監理団体に指定されているものの、水道マッピングシステム(株)および(株)PUCは、出資比率が25%未満であり、また、監理団体にも指定されていないが、売上高に占める水道局からの売上割合はそれぞれ73%および83%と結果的に水道局との関係が極めて深い実態にもかかわらず、監査委員監査および包括外部監査等の対象からは除かれており、透明性の確保が阻害されるおそれがある。

第三セクターを一民間企業としてとらえて、独立性、自立性を確立できるようにし、他の民間企業との競争性を高めていくことが基本的に重要であり、水道局の第三セクターについても、都以外からの事業の獲得や増大など、極力、都からの自立を進める必要がある。その一方で、取引依存度や人的関係の強い状況が、当面継続する場合には、業務の内容などに関する技術の特殊性等々、やむをえない理由を十分に精査して、当該第三セクターの位置付けを明確にし、一定の年限を設定して積極的な情報公開や会計監査の導入等により十分な透明性を確保するべきである。

その場合、水道局が強く指導監督していくとともに、各施策が適正に実施されて いるかどうかチェックしていかなければならない。

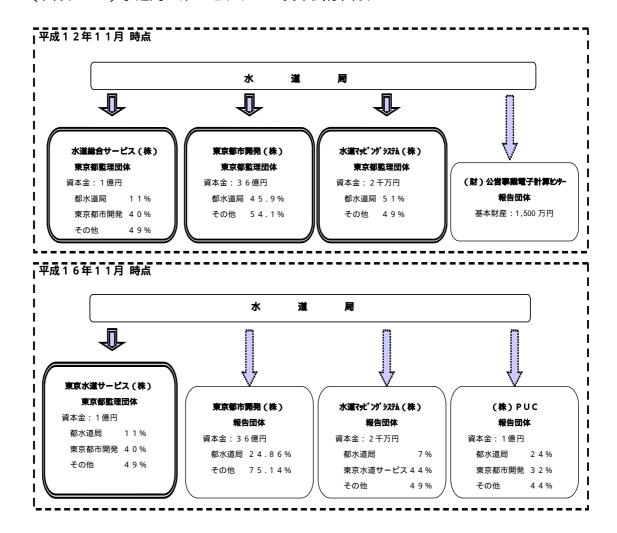
(表 1 - 25)水道局の第三セクターの概況一覧表

社 名	東京水道サービス(株)	水道マッピングシステム (株)	東京都市開発(株)	(株)P U C	
設立年月日	昭和 62 年 2 月	平成2年3月	昭和 55 年 11 月	平成 16 年 4 月	
団体の位置 づけ	監理団体	その他報告団体	その他報告団体	その他報告団体	
資本金	1 億円	2,000 万円	36 億円	1 億円	
役員数および 職 員 数	役員 6名 社員 246名	役員 7名 社員 21名	役員 10名 社員 39名	役員 7名 社員 277名	
主たる業務	水道施設の調査・ 診断 水道施設の設計、 施工および管理他	水道マッピングシ ステムのデータ入出 力等の情報処理等	不動産の管理・維 持・補修等	情報処理システム の企画・開発等	
水道局への 売上金額(平 成 15 年度)	3,779百万円	874百万円	389百万円	7,015 百万円	
全売上高に 占める割合	95%	73%	9%	83%	
水道局からの 職員派遣・ OB の就職状 況	役員 (現) 1 人(非常勤) (OB) 2 人 職員 (現) 3 人 (OB) 70 人	役員 (現)3人(非常勤) (OB)1人 職員 (現)0人 (OB)11人	役員 (現)1人(非常勤) (OB)4人 職員 (現)0人 (OB)9人	役員 (現)2人(非常勤) (OB)3人 職員 (現)0人 (OB)11人	

⁽注)1 (現) は、現役職員を示している。

^{2 (}株) PUCの売上金額・割合は、同社が事業を引き継いだ(財)公営事業電子計算センターのものである。

(図表1-6)水道局の第三セクターの資本関係図表



意 見(1-10)第三セクターの会社ごとの位置付けの明確化と透明性の確保について

第三セクターについては、一民間企業として独立性、自立性を確立し、他の民間企業との競争性を高めていくことが重要である。水道局の第三セクターについても、極力、都からの自立を進める一方、取引依存度や人的関係の強い状況が当面継続する場合には、業務内容などに照らして、やむをえない理由を十分に精査して当該第三セクターの位置付けを明確にした上で、積極的な情報公開並びに会計監査の導入等を求めるなどして、水道局と第三セクターとの関係について十分な透明性を確保する必要がある。

よって、第三セクターの会社について、水道局が責任を持って指導監督し、その 位置付けを明確にし、透明性が十分に確保されるようにされたい。

<資産と管理に関する指摘と意見>

12 建設仮勘定の適時・適切な科目振替の実施について

(1)竣工・供用済の建設仮勘定について

すでに竣工済みであり供用されたにもかかわらず、平成 15 年度末において建設 仮勘定の振替処理が漏れていたものが、以下に示した(表 1 - 26)のとおりであった。

八王子市鑓水の配水管工事に関しては、平成7年度に竣工し、平成9年度に通水していたものの、振替依頼の報告を経理部に誤った案件整理番号で報告したため、いったん固定資産に振り替えたものを振り戻ししたものである。再振替を行うときに、二重入力防止機能が働いて再振替ができなかった。現行システムは補正入力ができず、そのまま建設仮勘定に残り、その後処理が失念されたものである。

それ以外の案件は、振替伝票入力時のコード誤りによる振替処理未了のエラーを 放置したことによる結果的な入力漏れである。

どちらもそのまま、処理が失念されたため適時の振り替えおよび償却費の計上が 漏れてしまったケースである。

(表1-26)科目振り替えの漏れた建設仮勘定一覧表

(単位:百万円)

計上年度	件	名	計上額	竣工年度	供用開始年度	処 理 状 況		
平成 10~13 年度	上北台浄水 造工事等	所配水池築	1,323	平成 14 年度	平成 14 年度	振替漏れ分に ついては、平成		
平成 13 年度	上石原浄水 造設計委託	所配水池築	14	平成 15 年度	平成 15 年度	16年度に建設仮 勘定から本勘定 (配水設備)へ		
平成 14 年度		江東公園内 用小規模応 築造工事	60	平成 14 年度	平成 14 年度	振り替えるとと もに過年度分の 減価償却費(22		
平成 14 年度		徳第二公園 策用小規模 設築造工事	60	平成 15 年度	平成 15 年度	百万円)を修正した。		
平成 7 年度	八王子市鑓石	k配水管工事	11	平成 7 年度	平成 9 年度	今後振替予定		
2	合 計 1,407							

(2)整理未済の建設仮勘定の整理について

平成 16 年 3 月 31 日現在建設仮勘定として計上されているもののうち、本体工事に関連して発生する工事等様々なものをひとつの件名で整理している。そのため、本体工事に割り振るべきであるにもかかわらず、未整理のまま残されているものが、以下に示した(表 1 - 27)のとおり、3,944 百万円ある。

(表1-27)建設仮勘定未整理事項一覧表(付帯作業費分)

(単位:百万円)

計上年度	件名	金額
平成 10 年度	その他送水管新設工事	2
平成 10 年度	その他送水管新設工事	1
平成 10 年度	配水本管改良整備工事	192
平成 10 年度	配水本管新設工事	243
平成 10 年度	その他送水管新設工事	1
平成 10 年度	配水本管改良整備工事	14
平成 13 年度	配水管関係	1,790
平成 14 年度	14 年度配水管工事	762
平成 15 年度	15 年度配水管工事	939
	合 計	3,944

平成 11 年度から 12 年度までは、当年度に付帯作業費等の額を口径別の延長距離に応じて比例配分し振り替えているが、平成 10 年度のものが振替未済のまま残っている上、平成 13 年度以降においても、振替未済となっている。このように振替処理に統一性がないのが実態である。

振替処理未済のため、減価償却も実施していないことになる。

本体工事に関連して発生する費用には、次のものがある。

付帯作業費

- ア 路面復旧費
- イ 委託費

他のサービス事業者(ガス、電気等)の埋設物があるため、その切り回し を当該事業者に依頼し、工事費の請求を受けたもの

- ウ 下水道料金
 - 通水作業等により下水道へ排水した下水道料金
- エ その他

立坑用地の確保のための用地賃借料等

共通経費

建設改良工事に付随して経常的に発生する経費、局有車のガソリン、雇上自動車、作業用消耗品等

上記の費用のうち、 は各本体工事に後付け可能なものであるので、整理して本体工事へ振り替えるべきである。ただし、給水部の工事に関しては、1件当たりの付帯作業費が多額ではないため、重要性の原則に鑑み簡便な方法も可能であると考える。

の共通経費は、間接費として期末に直接工事原価に配賦すべきである。

一方、予算上は、付帯作業費を人件費・事務費とともに工事原価に配賦している。 そうであれば、 のように決算で付帯作業費を本体工事に後付けするならば、これ らの処理に整合性がないことになる。予算担当部署と協議の上、統一的な処理を確 定すべきである。

指 摘(1-2)建設仮勘定の適時な振り替えについて

建設仮勘定から本勘定への振り替え漏れは、財務諸表が固定資産に関する財政状況を適切に表示することにならないうえに、適正な減価償却費の計上が行われないため期間損益計算をゆがめることになり、さらに、料金の算定にも影響を与えかねないことになる。

よって、システム上、補正による再振替が支障なく行えるようにするとともに、 再発を防止するチェックを行う仕組みを構築されたい。

指 摘(1-3)整理未済の建設仮勘定項目の適時な整理の促進について

建設仮勘定には、本体工事に割り振るべきであるにもかかわらず、未整理のまま残されているものが 3.944 百万円ある。

付帯作業費等につき、平成 11 年度から 12 年度までは、当年度に付帯作業費等の額を口径別の延長距離に応じて比例配分し振り替えているが、平成 10 年度のものが振替未済のまま建設仮勘定に残っている上、平成 13 年度以降、再び、振替未済となっている。このように振替処理に統一性がなく、当該資産につき減価償却も実施していないことになる。

よって、早急に、振替処理の基準を定め、適時適切に会計処理を実施されたい。

13 固定資産台帳の適切な記帳の実施について

東村山浄水管理事務所(境浄水場)に関係する有形固定資産の記帳において、 (表1-28)に示した固定資産について改善すべき点が発見された。

(表1-28)有形固定資産台帳における改善すべき事項(事例)

(単位:千円)

整理 番号	種 別 固定資産番号	名 称	所在地	取得 年度	耐用 年数	価 額
1	31-383404	浄水 正 門	境浄水場 武蔵野市 関前	平成 2 年	45	10,197

この正門は鋼鉄製電動式のもので、門扉制御盤と監視装置(テレビカメラ、受像器その他一式)から構成されているため一体として取り扱っている。

耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第2号「有形固定資産の耐用年数表」 に基づき、構築物・水道用の「その他・金属造のもの45年」を適用している。

しかし、監視装置(テレビカメラその他)は構築物と判定するよりも、むしろ「機械及び装置」に該当し、細分としては「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」に該当し、耐用年数は「その他のもの 8 年」を適用するべきである。

水道事業は、多額の投資を多数行っており、設備投資の1件ごとについて細分するのはかなり手間を要するものと思われる。

しかしながら、平成 15 年度より総合償却を止めて、資産ごとに個別償却を行うことにしたので、このように耐用年数の異なるものについては、区分して償却計算を実施すべきである。

なお、正門は鋼鉄製であるから物理的耐用年数は長いものと考えられるが、テレビカメラ等の機器類は、除却する時期が比較的早くくるものと思われる。

このような資産について一部の取り替えを行うことは、よくありえることと考える。したがって、一部の取り替え(テレビカメラそのものとしては一体)を行った場合、現在のように正門を一式として処理している場合には、除却する資産の取得価額と帳簿価額が不明のため適切な会計処理ができないことになる。

そのため、耐用年数が異なる資産、形状等が独立している資産は区分して登録 し、管理すべきである。

指 摘(1-4)固定資産台帳の適切な記帳の実施について

境浄水場の正門は、鋼鉄製電動式のもので、門扉制御盤と監視装置から構成されているため一体として取り扱っている。しかし、監視装置(テレビカメラその他)は「機械及び装置」に該当し、「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の「その他のもの 8年」を適用するべきである。

よって、このように機器等の種類もしくは耐用年数の異なるものについては、 区分して台帳に記載して管理し、かつ、該当する耐用年数を基に償却計算を実施 されたい。

14 小口経費の運用を補完した少額資金前渡制度の合理的活用について

水道局は、特定の経費について、前渡金(限定列挙)や契約による支払いがな じまないものに充てる経費として「小口経費支払の特例に関する要綱」を定め、 小口経費の支払いに運用している。

この要綱の第2条において、小口経費とは「やむを得ない事由により、直接かつ即時に支払いを必要とする最小限度の経費をいい、第4条に定める貸出し限度額以内で支払い得る経費をいう」と規定している。

さらに、平成 16 年 4 月 1 日より、物件の購入等に要する経費に係る支払いのうち、1 件 5 万円以下の案件について、資金前渡を活用して即時に現金で支払いをすることや複数の少額支払案件に係る経費を一括して資金前渡することにより、必要に応じて適時に物件の購入等を行うことが出来ることで、事務執行の円滑化を図るための少額資金前渡制度を運用している。

資金前渡の方法は、複数の少額支払案件に係る経費について、月ごとの所要額を予定し、あらかじめ一括して資金前渡を受けることができる。その限度額は、前渡受者ごとに30万円と定めている。

水道局は、上記の小口経費制度と少額資金前渡制度を併用しているが、その理由は、小口経費の運用は、あらかじめ月ごとの所要額を準備した経費で支払うことの出来ない急を要する支払いに充てるためとしている。

しかし、少額資金前渡の方法にあるように、そもそも資金前渡は必要な額の予定であり、小口経費でいう「急を要する支払い」を資金前渡の運用の中で補完できるものと考える。

また、現在の小口経費は貸出金という位置付けであり、結果として、前渡金と しての扱いと大きな差はないものと考える。

運用方法を併用するとそれだけ事務処理も併用せざるを得ず、非効率となる。

意 見(1-11)小口経費の運用を補完した少額資金前渡制度の合理的活用について

小口経費制度と少額資金前渡制度を併用しているが、少額資金前渡の運用は、 所要額を予定し、あらかじめ一括して資金前渡を受けることができるものであり、 小口経費でいう「急を要する支払い」を資金前渡の運用の中で補完できるものと 考える。

よって、この二つの制度を併用するとそれだけ事務処理も併用せざるを得ず、 非効率となるため、事務処理の効率化も含め、運用方法を見直しされたい。

15 貯蔵品の実地たな卸しについて

配管等の貯蔵品の平成 15 年度の期末実地たな卸しは、平成 16 年 3 月 12 日に新砂、多摩両資材置場で実施している。

当日は、各品目ごとに局職員による実地たな卸しと、委託先である東京水道サービス株式会社(貯蔵品管理業務:平成15年度契約金額69,300千円)の担当者による立会が実施されており、前日締めの帳簿数量との照合が行われ、たな卸し差額が確定する。

通常、このように実地たな卸しの実施日が、期末日と異なる場合で、たな卸しの 精度が高く、物品管理に信頼性が保持されている場合には、期末の数量は、帳簿数 量をもってたな卸し数量とみなすこととされている。

ところで、期末日において、局職員による貯蔵品の現品チェックは行わないが、 委託先である東京水道サービス(株)の担当者に現品チェックをさせている。

平成 15 年度の期末たな卸しの実績は、以下に示した(表 1 - 29)のとおりである。

(表1-29) 平成15年度期末における貯蔵品のたな卸し総括表

(単位:千円)

				1						1137
品名形状・寸法	ボ状・寸法	区部・多摩合計		区部計			多摩計			
	品目数	数量	金 額	品目数	数量	金 額	品目数	数量	金額	
直管	75 mm ~ 350 mm	61	673	42,728	50	657	37,517	11	16	5,211
異形管	-	198	3,102	80,228	198	3,102	80,228	0	0	0
継ぎ輪・押輪	-	217	4,390	80,479	200	4,321	69,222	17	69	11,257
キョウ	75 mm ~ 350 mm	42	322	6,582	36	304	6,283	6	18	299
鉄蓋	3号~5号	44	587	34,154	40	577	33,340	4	10	814
ボルト	-	26	17,665	3,345	23	17,475	3,275	3	190	70
仕切弁	75mm ~ 350mm	37	348	37,271	36	346	37,124	1	2	147
栓	-	39	212	8,176	39	212	8,176	0	0	0
ゴム輪	-	104	5,129	6,565	94	5,082	5,956	10	47	609
ガスケット	-	26	1,798	744	26	1,798	744	0	0	0
ヒ゛ニルテーフ゜	20m	11	2,653	1,065	11	2,653	1,065	0	0	0
その他	-	56	2,819	7,931	56	2,819	7,931	0	0	0
合 計	-	861	39,698	309,268	809	39,346	290,861	52	352	18,407

貯蔵品が、861 品目・39,698 点もあるにもかかわらずたな卸し差額が皆無であることから、局の貯蔵品に関する内部統制は十分有効に機能していると考えられる。そのため、期末における帳簿残高の信憑性は高いものと推測されるので、期末に、東京水道サービス(株)の担当者に現品チェックをさせる程の必要性はないと考えられる。

次年度以降は、効率化のためにも、期末日の現品チェックは省略してもよいので はないかと考える。

意 見(1-12)貯蔵品の実地たな卸しの合理的な実施について

水道局では、貯蔵品の期末たな卸しを、期末日以外に実施して、現品の受払管理 と台帳記帳の整合性を確かめているにもかかわらず、再度、期末日に委託先である 東京水道サービス(株)の担当者に現品チェックを実施させている。実地たな卸し は、局職員が実施しており、また、局の貯蔵品に関する内部統制は十分有効に機能 していると考えられる。

よって、期末日に改めて現品チェックを実施する程の必要性はないと考えられるので、次年度以降は、現品と台帳記入の信頼性が維持されている限り、事務作業の効率化のために、期末日の現品チェックを省略し、実施した期末たな卸し数量にその後の現品の受払いを増減して、期末残高を確定する方法を採用されたい。

16 工事原価に配賦すべき配賦対象の見直しについて

工事原価は、直接費と配賦された間接費から構成されている。工事直接原価に配 賦される間接費は、予算上の間接費配賦率を用いて計算される。

この配賦率は、以下に示した算式で計算される。

配 賦 率 = 予算上の人件費・事務費 + 予算上の付帯工事費 予算上の直接工事費 + 繰越工事額の増減調整額

付帯工事費とは、作業用消耗品、工具器具備品、燃料費および橋梁添架負担金等である。また、工事に関連して発生するものでは、独自の科目を有するものは工事原価の計算には含めてはいない。その対象として、水源施設整備費分担金、事務委託費、共同溝負担金、土地購入費、機械購入費、器具購入費および電話債券購入費などがある。

ところで、工事原価に配賦される人件費・事務費の中には、損益的支弁とすべき ものが多く含まれている。たとえば、以下に示した(表1-30)の東部建設事務所 および西部建設事務所の庶務課経費は、一般庶務業務を行う費用であって、その内 容から工事に配賦されるような性質の費用ではなく、あくまでも期間費用である。

経理部営繕課の職員は、料金徴収を生じる支所等の建物の設計作業に関わっているが、新築案件は減少傾向にある。本年度は多摩水道事業関連で新しい庁舎を建てる計画があるものの、損益支弁の人件費が過少となっていないか検討すべきである。

建設部管理課の職員は、主として、建設部の福利厚生、予算の執行、決算のほか、 他企業や外部との渉外等を行っているので、建設部における内部サービス部門であ り、あくまでも間接費であって、期間費用として処理すべき費用である。

上記の内容にしたがって、間接費の配賦範囲(一部期間費用扱い)を見直すと、 以下に示した(表1-31)のようになるものと考える。

(表1-30)資本勘定支弁人件費に割り当てられる職員数の推移表

(単位:人)

部課名		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経理部	営繕課	9	8	9	9	9
	浄水課	18	16	19	21	19
浄水部	設備課	17	16	16	14	11
	工業用水道課	3	1	1	1	1
給水部	配水課	1	1	4	3	
	設計課	6	6	4	4	0
	管理課	10	9	10	9	
建設部	工務課	25	24	25	25	20
建 成即	設計第一課(注)	26	25	23	16	20
	設計第二課	16	13	16	15	20
	管理課	2	2	2	9	0
夕麻水溢社等(批准)	企画課	15	15	14	16	14
多摩水道対策(推進) 本部調整部	財務調整課	5	5	5	-	-
本品調整品	技術指導課	14	25	27	28	-
	多摩ニュータウ	2	0	0	0	0
	ン水道事務所	٤	U	U	U	U
 多摩水道対策(推進)	工務課	22	12	13	13	12
本部施設部	設計課	20	20	20	20	20
	工事課	31	37	39	39	38
中央支所	配水課	12	13	15	18	19
東部第一支所	配水課	15	14	16	16	16
東部第二支所	配水課	14	13	10	9	15
西部支所	配水課	16	16	16	15	15
南部第一支所	配水課	16	16	16	14	16
南部第二支所	配水課	18	18	17	16	17
北部第一支所(注)	配水課	12	11	12	-	-
北部第二支所	配水課	18	18	19	18	
東村山浄水管理事務所	技術課	8	8	8	8	
玉川浄水管理事務所	技術課	3	2	2	2	
金町浄水管理事務所	技術課	5	5	5	5	5
朝霞浄水管理事務所	技術課	4	5	5	5	5
三園浄水管理事務所	技術課	2	2	2	2	2
	庶務課	10	10	8	5	
東部建設事務所	工事一課	27	27	27	28	
	工事二課	30	29	29	19	
	庶務課	8	7	7	6	6
西部建設事務所	工事一課	23	23	23	22	29
	工事二課	28	26	25	17	30
合 計		511	498	509	467	459
職員数総	5,537	5,415	5,247	5,002	4,786	

⁽注)1 組織改正により平成15年度から両課を統合して「設計課」とした。

² 組織改正により平成14年度に中央支所と北部第一支所を統合した。

(表1-31)配賦対象の見直し検討表(組替表)

(単位:人、千円)

	玥		J	見直し案	増 減		
	職員数	人件費	職員数	人 件 費	職員数	人 件 費	
損益勘定	4,327	38,943,000	4,351	39,159,000	24	216,000	
資本勘定	459	4,131,000	435	3,915,000	24	216,000	

- (注)1 人件費は、一人当たり9百万円で算定した。
 - 2 職員数は、15年度の職員数である。
 - 3 管理課および庶務課の職員数を見直した場合の試算である。

企業会計では、資産性のない項目の計上は利益の過大計上を意味するため、資本的支出は制限的に解するのが原則であり、工事に直接関連するもの以外は当期の費用として処理することとされている。

地方公営企業においても、そのような処理が健全経営を促すことになる上、水道 局の事業において補助金対象ではない資本費は、結局は自己資金で賄うことになる ので、なるべく当事業年度の収入で賄い、資産の過大計上は避けるべきである。そ のことが、引いては資産効率を高めることにもなる。

意 見(1-13)工事原価に配賦すべき配賦対象の見直しについて

東部建設事務所および西部建設事務所の庶務課経費は、工事に配賦されるような性質の費用ではなく、建設部管理課の経費も同様に建設部における内部サービス部門であり、あくまでも間接費であって、期間費用として会計処理すべきものである。よって、固定資産の計上に当たって、取得に要した費用を広く解し取得経費として資産化しているが、そのうち直接的にも間接的にも関係のない部門の費用は、工事配賦事務費から除き、期間費用として会計処理されたい。

17 局有車の有効利用の促進について

東村山浄水場(平成16年4月分)および東部第二支所(平成16年6月分)における水道局所有車の利用状況について、以下に掲記した(表1-32,33)にみられるように稼働率の低いものがあった。

(1) 東村山浄水場について

(表1-32) 東村山浄水場稼働率の低い局有車一覧表

車 種	稼働可能 日数	稼働日数	うち 1 時間 未満日数	稼働可能 時間(時間) A	稼働時間 (時間) B	稼働率(%) C(=B/A)
乗貨兼用自動車 (バン) 多摩 400 す 7967	21	9	3	168.0	25.5	15.2
乗貨兼用自動車 (ワンボックス) 練馬 46 む 90	21	2	2	168.0	2.5	1.5
乗貨兼用自動車 (トラック) 多摩 400 せ 8082	21	13	6	168.0	36.5	21.7

(注)1 日勤のみを対象とした。

浄水場では土休日も運転管理担当者が利用することがあるが、集計上土休日は稼働可能日数、稼働日数ともに対象から除いている。

2 時間は30分未満切捨て、30分以上1時間未満は0.5時間として計算している。

は給水所の保全待機用として使用していたワンボックスカーであり、一般的な 用途にも利用可能な車である。

また、同浄水場の敷地面積が広い(約26万㎡)ことから、同じ敷地内の移動にの み利用されている車があるなど、とのように、1日の利用時間が、1時間未満の 日が多い車も見受けられ、非効率な利用配置となっている。

(2) 東部第二支所について

(表1-33)東部第二支所の稼働率の低い局有車一覧表

車種	稼働可能 日数	稼働日数	稼働可能 時間(時間) A	稼働時間 (時間) B	稼働率(%) C(=B/A)
緊急用 2t トラック 足立 100 さ 476	22	4	176.0	15.5	8.8
緊急用ライトバン 足立 88 に 1412	22	2	176.0	6.5	3.7

(注) 時間は30分未満切捨て、30分以上1時間未満は0.5として計算している。

は緊急時対応車(サイレン付2tトラック) も緊急時対応車(サイレン付ライトバン)であり、いずれも特定の用途に利用されることを想定しているが、一般的な用途にも十分利用可能な車である。

意 見(1-14)局有車の有効利用の促進について

東村山浄水場、東部第二支所には保全待機用自動車・緊急用自動車等、特定の用途に利用される車両であるために、利用状況が非常に低い車両がある。

よって、これらの車両は一般的用途に利用可能な車両なので、効率的に利用するように、両事業所の今後の局有車の利用状況を改善されたい。

<浄水・配水・給水に関する意見>

18 水源域における森林の健全な育成と維持について

(1) 林業の状況について

日本では、林業および木材産業によって、長い歴史をかけて再生可能な森林資源を利用するシステムが確立され、森林の経営が産業として成り立っていた。ところが、昭和 30 年代なかばからはじまった低価格の輸入木材の普及によって、木材価格の低迷が続き、林業家の収支構造を悪化させ、回復されないまま現在に至っている。そのため、林業経営が成り立たず、管理が放棄された森林が荒廃し、森林の持つ公益的な機能が脅かされている。

公益的な機能としては、主に次のようなものがある。

水源涵養機能 降った雨を土壌に浸透させ、ゆっくりと河川に流出させる機能

土砂流出防止機能 地表を流れる雨水が少なくなり、土壌の浸食が防止される機能

水の浄化作用 窒素やリンなどをろ過・吸着・分解し、雨水をきれいな 水にする機能

大気の浄化機能 都市が吐き出す多量の二酸化炭素を吸収し、酸素を供給 することによって、地球温暖化を防止する機能

さらに、多種多様な生物の生息の場としての機能や、人が安らぎを得てリフレッシュする場としての機能もある。

森林が有するこれらの公益的機能が低下すると、生活の 安心、 安全、 安ら ぎという都民が求めている自然の恩恵を享受したいというニーズに十分に応えることができなくなるおそれがある。

(2)都の水道水源林について

水道局は、多摩川の上流域に水源林を保有(以下、「水道水源林」という。)し、直接管理している。この水道水源林は、多摩川上流域の都と山梨県にまたがる標高500~2,100mの気象条件の厳しい山岳地帯に位置し、21,634ha(区部面積の35%にあたる)に及ぶ広大な森林帯である。これは、羽村取水堰上流の多摩川流域面積(48,766ha)の44%を占めている。

水道局が水道水源林を管理する目的は、良好な森林を保護、育成することにより、 安定した河川流量を確保し、さらに小河内貯水池における貯水機能の保全を図ることにある。

この目的を達成するために、上述した森林の機能を発揮するよう、次の事項を管

理の基本方針としている。

水道水源林における水源涵養機能の向上

土砂の流出防止機能の向上

水質浄化機能の向上

自然環境の保全

厳選した人工林による副次的木材収穫

これらの基本方針のもと、水道局は、植栽・下刈り・間伐・枝打ち等の保護・育成作業を行うことにより、水道水源林を適切に管理することにしている。

(3) 民有林の危機に関連して

一方、羽村取水堰の上流域のうち、民有地の人工林(以下、「民有人工林」という。)では、危機的状態に陥っている森林が存在していると言われている。

戦後の日本では、荒廃した国土に、スギやヒノキを多数植樹した。都の森林もその例に漏れず、植林の可能な土地に余すところなくスギやヒノキが植えられた。このように、現在の森林は、国策により、戦後、主として建築資材向けの造林として作られたものである。いま、問題になっているのは、この民有人工林を管理し、守る林業の衰退が、森林の荒廃を発生させていることと、改善させていくべき有効な手段がないということにある。

スギ、ヒノキなどの人工林は、下刈り、間伐、枝打ちなどの施業が適切にかつ継続的に行われて、はじめて自然生態、植物生理、山地保全などの面が良好な状態に維持されることになる。しかし、民有人工林においては、種々の理由によって、実行されていないのが、実態である。

手入れのされない、人工林はどうなるのか。森林は、内部に太陽の光の当らない、うす暗い空間を作り、下草も生えないような暗い死の森となる。雨は土の表面を流れ、土や砂が下へと押し流され、徐々に木々の根は露出し、樹木はその生命力を失い、最終的には、大規模な崩落が発生することにもなる。表土が流出し、荒廃した森林では水源涵養機能、土砂流出防止機能が発揮されない。都には、このような間伐が必要になっている民有人工林が平成13年度末で2万haある。

水道水源林が適切に管理されていても、民有人工林がさらに荒廃していくと、飲料水に適した水の安定的な供給に、悪い影響が出ることが想定される。

(4)水源域における森林の健全化対策について

このような民有人工林の状況を受けて、東京都産業労働局では、森林の多面的機能の持続的発揮および森林産業の振興を目的とする各事業を実施しているほか、東京都環境局では、平成 14 年度より、荒廃が進む民有人工林の公益的機能の確保を目的とする森林再生事業(全額都費で行う間伐事業)などを実施している。

また、水道局では、多摩川水源森林隊を設置し、ボランティアによる民有人工林の管理に力を入れている。引き続き、ボランティアを含む多くの都民の手を借りて 水源域の森林の健全な育成と維持ができるよう、民有人工林が荒廃している現状を 関係機関と協力して広く都民に知らせるなど、情報を発信していくことが必要であ る。

なお、情報公開に当たっては、インターネット等を通して現状を公開するとともに、都民からの意見を広く求め、都民による(都民が手入れする)、都民のための(おいしい水を作る)、都民の水源域における森林(自然環境の維持)を、作りあげていく必要がある。

また、ここ最近の傾向として二ホンジカによる草やカン木類の食害、植栽木等の芽、葉、樹皮の食害による枯死被害が拡大している。平成 16 年に、水道局が水道水源林 21,634ha をすべて調査したところ、水道水源林内での樹木の被害区域は約二割、下草が食べられた形跡のある区域は約七割に及んでおり、一部には下草の消失によって土砂流出を引き起こすおそれのある区域も生じていることが判明した。

さらに、民有人工林においては、土砂流出を引き起こすような深刻な被害が発生している。被害を早く、小さく抑えない限り、近い将来、水源域における森林の維持に対して多額の資金を投じなければならなくなる。このため、水道局は、今年度から本格的に、苗木を守るためのシカ防護柵を設置するとともに、関係機関(環境局、産業労働局、山梨県など)と調整し、シカの捕獲を含むシカ対策に取り組んでいる。このような現状から、引き続き、都民の理解と協力を得て、十分な効果のあるシカ対策への積極的な対応が求められている。

意 見(1-15)東京の水源域の森林におけるシカ対策について

ここ数年、東京の水源域の森林では、水道水源林・民有林の区別なく、ニホンジカによる草やカン木類の食害、植栽木等の芽、葉、樹皮の食害が発生しており、また、一部の民有人工林では土砂流出を引き起こすような深刻な被害が発生している。被害を早く、小さく抑えない限り、近い将来、水源林の維持に対して多額の資金を投じなければならなくなることが予想される。

このため、水道局は、今年度から本格的に、苗木を守るためのシカ防護柵を設置するとともに、関係機関(環境局、産業労働局、山梨県など)と調整し、シカ対策に取り組んでいるところであるが、対象が広範囲であり、水道局が管理している水道水源林以外の地域も関係しているため、関係機関との間でより密接に共同して実施していく必要がある。

よって、苗木等に保護柵を設置するとともにシカの捕獲も考慮した効果的なシカ対策を関係機関とより緊密に継続して、実施されたい。

意 見(1-16)水源域における森林の健全化のための都民に向けた情報発信について

多摩川上流域の森林は、その4割を水道水源林として水道局が管理し、水源涵養や土砂流出防止、水質浄化など水源地としての機能向上に努めている。

しかし、上流域にある民有人工林の中には、林業の不振などにより手入れが行き届かない森林が、多々、見受けられる。民有人工林の荒廃が進むと、水道水源林が適切に管理されていても、飲料水に適した水の安定的な供給に悪い影響が出ることが想定されてくる。このような状況に対処するために、水道局では、多摩川水源森林隊を設置し、民有人工林の荒廃状況を訴え、ボランティアによる民有人工林の管理に力を入れている。

よって、引き続き、これまで以上にボランティアを含む多くの都民の手を借りて 水源域の森林の健全な育成と維持ができるよう、民有人工林が荒廃している現状を 関係機関と協力して広く都民に知らせるなど、情報を発信し、都民の理解と協力を 得て、水源域の保全ができるように努められたい。

参考までに、水道局が管理している水道水源林におけるシカ被害による枯木等の 状況の写真(上段・下段いずれも)を、次ページに示しておくことにした。



(写真 1-4) 復層林を育成中の水道水源林において植樹した若木がシカに樹皮を食 われ枯木となった状態



19 高度浄水施設に要する費用および使用者のコスト負担に係るアンケート調査とその反映について

水道水は、使用者が安全で快適かつ豊富に利用できることが必要であり、厚生労働省令で保持すべき一定水準が定められている。水道局は、水源水質の悪化等に対応するため、「安全でおいしい水プロジェクト」で、「安全でおいしい水」の供給を目標に掲げて、都独自の「おいしさに関する水質目標」を設定し、とりわけ、残留塩素、有機物質、カルキ臭の3項目について重点的に取り組んでいる。

高度浄水施設は、すでに金町浄水場、三郷浄水場および朝霞浄水場で建設・稼働しており、さらに今後、東村山浄水場および三園浄水場で建設・稼働が予定されているが、高度浄水処理に伴う建設費、維持費は、以下に示した(表 1-34)のとおりである。

(表 1-34) 高度浄水処理に伴う建設費と維持費の一覧表

(単位:百万円)

	稼働 (予定) 年	導入規模	建設費	維持コスト	備考
金町浄水場	平成4年6月	26 万㎡/日	272 億円	792 百万円/年	稼働中
亚可伊尔物	平成8年4月	26 万㎡/日	2/2 忘]	792 日为口/ 中	
三郷浄水場	平成 11 年 3 月	55 万㎡/日	358 億円	772 百万円/年	稼働中
朝霞浄水場	平成16年11月	85 万㎡/日	434 億円		稼働中
三園浄水場	(平成18年度)	30万㎡/日	*165 億円		平成 14 年 度工事着手
東村山浄水場	(平成21年度)	88 万㎡/日	*350 億円		平成 16 年
水竹山伊小物	(十)以21 牛皮)	00 /J III /	~330 信円		度工事着手

(注) * は概算値である。

水道局が水道水の供給事業者として、より上質な水の供給を追求するのは、当然であるが、一方で

- ① 「おいしい水」に対する使用者の期待は、主として飲み水と調理に使用する場合に寄せられるが、水道水のうち、大半が風呂、トイレなどの雑用水に使用され、飲料、調理に使われているのは約20%と推算されていること
- ② 「おいしい水」は、ペットボトル等で購入する慣習が急速に普及しており、 飲料用水の水質向上は、使用者が浄水器等の取り付けを選択することも可能で あること

を考慮すると、高度浄水施設の建設による水質向上は、これに要する費用と効果、高度浄水処理の恩恵をうける水系(利根川水系、荒川水系)と、当面予定されていない水系(多摩川水系)の原水の水質の違い等をよりわかり易く都民に情報提供し、最終的なコスト負担者である使用者の意見を、十分に反映して行う必要があると考える。

平成 15 年度に、3,000 世帯を対象に満足度調査を実施しているが、水質に対する満足度と期待度を問いかけた場合には、よりおいしい水を求めるという回答が多く寄せられるのは当然であり、高度浄水処理の推進とコスト負担の関係の問いかけ(アンケート調査項目の内容)などが不十分であったと思われる。より使用者にわかりやすく問いかけて、使用者の意見が今後の水道施策に反映されるよう、アンケート内容を見直して実施するとともに、その総意を今後の施策に反映させるべきである。

意 見(1-17) 高度浄水施設に要する費用および使用者のコスト負担に係るアン ケート調査とその反映について

水道局は「安全でおいしい水」の供給のために、金町浄水場、三郷浄水場および 朝霞浄水場の高度浄水施設について、合わせて 1,064 億円を費やして建設したほか、 現在、東村山浄水場および三園浄水場での整備を進めている。

高度浄水施設の建設による水質向上は、これに要する費用と効果、高度浄水処理の恩恵をうける水系(利根川水系、荒川水系)と、当面予定されていない水系(多摩川水系)の原水の水質の違い等をよりわかり易く都民に情報提供し、最終的なコスト負担者である使用者の意見を、十分に反映して行う必要があると考える。

よって、最終的なコスト負担者である使用者の意見を十分に反映できるようにアンケート内容(項目)を見直すとともに、その結果を今後の水道施策に反映するようにされたい。

20 水源施設管理費分担金に関する質問・分析および改善要望について

国土交通省および独立行政法人水資源機構(以下「水資源機構」という)が管理 するダム・河口堰等については、その管理費として水源施設管理費分担金を総額で 38 億円支払っている。

このうち、水資源機構に対しては、水源施設管理に関する事業計画および予算の内容についてヒアリングを行い、経費縮減等の要望等を行っている。しかし、国土交通省との間では、事業計画および予算のヒアリングを行っていなかった。

さらに、水源施設管理費分担金の精算に当たっては、国土交通省および水資源機構から精算資料を入手しているが、詳細についての検討が行われた形跡がない。水源施設分担金の明細は、以下に示した(表1-35)のとおりである。

(表1-35)水源施設分担金の明細表

(単位:百万円)

	名 称	管 理	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
矢	木沢ダム	水資源機構	222	193	199	248	253
下	久保ダム	水資源機構	456	449	503	502	422
草	木ダム	水資源機構	415	422	490	461	455
奈	良俣ダム	水資源機構	301	316	288	325	281
渡	良瀬貯水池	国土交通省	66	67	70	74	120
荒	川貯水池	国土交通省	303	247	269	280	288
浦	山ダム	水資源機構	126	238	216	204	197
利	根川河口堰	水資源機構	544	478	524	555	346
霞	ヶ浦開発	水資源機構	102	99	95	95	78
埼	玉合口二期	水資源機構	50	53	48	48	49
北	千葉導水路	国土交通省	-	762	763	772	763
野	田導水路	国土交通省	26	-	-	-	-
Til	利根大堰	水資源機構	216	171	161	149	138
利根導水	合口連絡水路	水資源機構	4	4	5	4	3
導水	武蔵水路	水資源機構	260	288	243	216	170
施設	秋ヶ瀬取水堰	水資源機構	103	67	106	68	87
	朝霞水路	水資源機構	286	323	211	205	162
Ξ	郷放水路	国土交通省	13	13	13	41	12
	合 計		3,502	4,198	4,212	4,255	3,833

⁽注) 金額の増減理由は、主として、その年度の修繕の多寡による。

上記の管理業務事務費は、以下に示した(表1-36)のようになっている。

(表1-36)水資源機構の事務費等の精算額(平成15年度)

(単位:百万円)

名 称	区分	認可予算額	精 算 額
矢木沢ダム	事務費	199	233
入水バノム	一般管理費等	68	7
 奈良俣ダム	事務費	199	233
示反医ノム	一般管理費等	63	4
 下久保ダム	事務費	247	246
I AM/A	一般管理費等	8	10
 草木ダム	事務費	190	229
= ボノム	一般管理費等	67	10
 浦山ダム	事務費	161	195
帰山ノム	一般管理費等	46	9
 利根川河口堰	事務費	201	256
州似川門口堰	一般管理費等	78	16
 霞ヶ浦開発	事務費	307	339
長り用用元	一般管理費等	134	43
 利根大堰等	事務費	353	380
小小以人格分	一般管理費等	82	20
 秋ヶ瀬取水堰等	事務費	117	126
1八ソ /积圦八塩 守	一般管理費等	33	2
埼玉合口二期	事務費	106	114
	一般管理費等	44	10

上記の(表 1 - 36)に示したとおり、管理業務事務費の大半が予算を超過しており、他方、一般管理費は、マイナスの数値があるなど、大幅に予算を残している。この理由を調査したところ、事務費に、予算計上していない退職手当の支出を計上するとともに、一般管理費等から、退職手当支給額のうち既積立の退職給与引当金を控除していることが判明した。こうした異常項目の分析は、精算書入手時に行い、納得のいく説明を求める必要がある。

意 見(1-18)水源施設管理費分担金に関する質問・分析と改善要望について 水資源機構に対しては、水源施設管理に関する事業計画および予算の内容につい てヒアリングを行い、経費縮減等の要望等を行っているが、国土交通省との間では、 事業計画および予算のヒアリングを行っていない。

よって、水資源機構に対しては、より詳細な資料を入手し、内容のチェックを行うとともに、国土交通省に対しては、事業計画および予算のヒアリングを行い、管理費分担金の支出内容の妥当性なり合理性を十分に確認した上で、経費の縮減を要望されたい。

2.1 区部における浄水場業務の外部委託の推進について

近年、小規模浄水場の運転管理業務を受託する能力を有する民間企業が出てきており、一部の水道事業体において、浄水場の外部委託がはじまったところである。 区部浄水場においては、排水処理業務の外部委託がこれまでなされてきたほか、朝 霞浄水場の高度浄水処理について来年度から外部委託が予定されているが、運転管理に係る業務について外部委託は行われていなかった。

区部浄水場は、大規模で複雑・高度な運転管理技術が必要であるが、外部委託は、 一般に運営経費の低減に有効な手段であることから、安定給水等に配慮しつつ、区 部においても経済合理性の観点から積極的に検討、導入を図っていく必要がある。 浄水場の外部委託については、下記の点に留意して進めていくべきである。

委託可能な業務の峻別

浄水場の水処理関係の定型的な業務を、性質的に委託可能なものと委託にな じまないものに峻別しなければならない。まず、法的に外部委託が許されない ものは、委託不能とせざるを得ない。たとえば、公権力の行使に該当する業務 などがあげられる。

また、水道局としての意思決定に直結する重要な判断業務については、外部 委託になじまないと考える。たとえば、区部の送配水全体を踏まえた、複数の 浄水場等にまたがる判断業務等があげられる。

外部委託の実効性を高めるためには、委託がなじまない業務を可能な限り限 定する必要があり、限定的に直営に留保される業務以外は、積極的に業務委託 を行うことが必要である。

具体的な外部委託の推進

個々の浄水場ごとに、直営と比べ外部委託が有利であれば、外部委託を実施する時期を特定し、また、それに向けた実施時期を特定した具体的な外部委託の検討を行う必要がある。

外部委託のタイミングとしては、水道局職員数の減少を勘案するのみでは不十分であり、浄水場の設備更新時期を念頭に踏まえる必要もあることから、施設整備計画に合わせて、浄水場ごとの具体的な外部委託について検討し、着実かつ計画的に外部委託を推進していくべきものと考える。

区部の各浄水場の施設整備計画は、以下に示した(表1-37)のとおりである。

(表1-37)浄水場の施設整備計画一覧表(平成17年度以降は、案)

件名	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度 以降
東村山浄水場高度浄水施設 (一期)				
東村山浄水場 中央管理室制御設備改良			→	
東村山浄水場 薬品注入所監視制御設備改良			→	
東村山浄水場 次亜注入設備等設置		-	•	
砧下・砧浄水場 更新工事				
長沢浄水場 監視制御設備改良				
金町浄水場高度浄水施設 (三期)				-
金町浄水場新取水ポンプ所 監視制御設備設置				-
三園浄水場高度浄水施設			→	
三園浄水場 監視制御設備改良			—	

意 見(1-19)区部における浄水場業務の外部委託の推進について

近年、小規模浄水場の運転管理業務を受託する能力を有する民間企業が出てきており、一部の水道事業体において、浄水場の外部委託がはじまったところである。 区部浄水場は大規模で複雑・高度な運転管理技術が必要であるが、浄水場の外部 委託は、一般に運営経費の低減に有効な手段であることから、安定給水等に配慮しつつ、区部においても経済合理性の観点から積極的に検討、導入を図っていく必要がある。

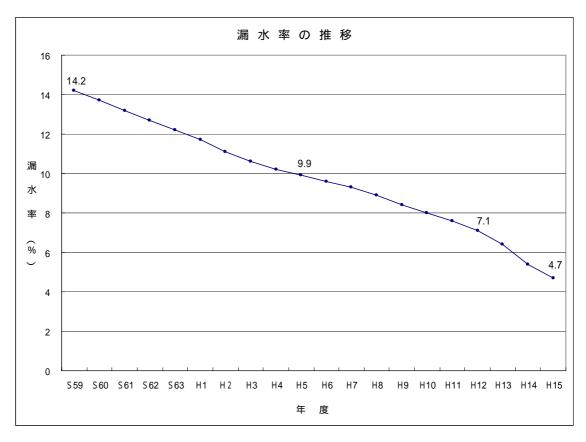
よって、施設整備計画に合わせて、浄水場ごとの具体的な外部委託について検討し、経済性、効率性の観点から現状と比較検証をして、着実かつ計画的に外部委託を推進されたい。

22 漏水防止計画作業の見直しについて

漏水防止計画作業は、区部においては主に直営で、多摩においては、外部に委託して実施している。

区部においては、漏水防止計画作業を主に直営で、延べ 18,240 人・日、人件費のみで約 8 億円 (83 人相当) かけて実施するとともに、給水管の材質をステンレス化してきているところから、以下に示した(図表 1-7)からわかるように漏水率が 4.7%にまで低下してきており、漏水防止計画作業の効果があったといえる。

(図表 1-7) 漏水率の推移表



年度	昭和 59	昭和 60	昭和 61	昭和 62	昭和 63	平成 1	平成 2	平成 3	平成4	平成 5
漏水率(%)	14.2	13.7	13.2	12.7	12.2	11.7	11.1	10.6	10.2	9.9

年度	平成 6	平成 7	平成 8	平成 9	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15
漏水率(%)	9.6	9.3	8.9	8.4	8.0	7.6	7.1	6.4	5.4	4.7

平成 13 年から平成 16 年にかけて実施してきた(計画を含む。)漏水防止計画作業は、以下に示した(表 1-38)のように進めてきている。平成 15 年度における漏水防止計画作業の結果は、(表 1-39)のとおりであり、120 区画の漏水測定の結果、k m当たり 600/分以上の漏水をしている区画は、わずか 3 カ所である。

(表 1-38) 漏水防止計画作業の推移表(区部)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
選別測定作業(区画)	160	160	120	80
巡回調査作業(km)	1,853	1,752	1,750	1,500

(表 1-39) 漏水防止計画作業 (選別測定作業) の判定結果

(単位:区画)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
A(200/分未満)	76	89	67
B (200/分以上~600/分未満)	71	62	50
C (600/分以上)	13	9	3
合 計	160	160	120

⁽注) AからCにいくにしたがって、漏水量が増加する。

そのため、現在の体制でよいのかを検討し、その縮小と外部への委託を検討すべき時期にきていると考える。

ところで、多摩地域の漏水防止計画作業は、東京水道サービス株式会社とその他の会社に外部委託しており(委託金額合計:1億67百万円)、区部においても、十分に外部への委託が可能な業務であると考える。

したがって、区部の漏水防止計画作業の作業量を減らすとともに、必要な中核的 業務を見定め、競争性を導入することにより、より積極的に委託を拡大していくべ きものと考える。

また、委託化に際しても作業効果が適正に評価できる基準なり手法を確立し、実施することが重要なことと考える。

意 見(1-20)漏水防止計画作業の見直しについて

漏水防止計画作業は、区部においては主に直営で、多摩においては、外部に委託して実施している。

区部においては、給水管の材質をステンレス化してきているところから漏水率が 4.7%までに低下してきており、漏水防止計画作業の効果が上がってきていること を示している。したがって、このまま、従来と同様に漏水防止計画作業を続けていく必要があるか見定める必要がある。

よって、区部の漏水防止計画作業の作業量を減らすとともに、作業の外部委託を 拡大されたい。

23 貯水槽水道点検調査の有効活用について

貯水槽水道の管理の充実を図るため、平成 13 年 7 月 4 日に水道法(昭和 32 年 6 月 15 日 法律第 177 号) が、以下のように改正された。

第14条(供給規程)第2項第5号

貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

第14条第3項

前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術細目は、厚生労働省令で定める。

上記の改正に伴い、平成 14 年 3 月 27 日に水道法施行規則が以下のように改正された。

第12条の4

法第 14 条第 3 項に規定する技術細目のうち、同条第 2 項第 5 号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告
 - ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供
- 二 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項 が定められていること。
 - イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
 - ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

従来、貯水槽水道について、貯水槽の管理は、建物の所有者もしくは管理者の責任において行われており、水道事業者の関与は認められていなかった。

しかし、近年、水質に関する利用者の意識は高まっており、水道事業者としての 関与を推進する法改正が行われた。

それに伴い、平成 14 年 12 月 25 日 (施行日: 平成 15 年 4 月 1 日) 都も東京都 給水条例を、以下のとおり改正した。 第33条の2(貯水槽水道に関する管理者の責任)

第33条の3(貯水道水道に関する報告及び調査)

第33条の4(貯水槽水道の設置等の届出)

第33条の5(貯水槽水道に関する設置者の責任)

これを受け水道局は、平成16年9月から貯水槽水道の点検調査を実施するため、 東京水道サービス株式会社と点検調査に関する業務契約を締結した。

業務委託の契約内容については、平成 16 年 9 月から平成 17 年 3 月までに 2 万件を調査することとなっており、その契約金額は、294 百万円で 1 件当たり 14,700円の計算となる。

今回の調査は、貯水槽水道の管理状況を調査して設置者および利用者への情報提供を行い、適正な管理を促すとともに、直結給水方式の推奨を目的としている。

貯水槽水道に変わる給水方式として、道路下の配水管の圧力だけで直接給水する「直圧直結給水方式」と、引き込まれた建物の給水管に増圧給水設備を取り付けて直接給水する「増圧直結給水方式」がある。どちらの方法が適しているかは、建物の大きさや使用される人数などによって決まる。

いずれの方式も、貯水槽が不要となるため、水質劣化の恐れがなく、貯水槽の点 検や清掃といったことが不要となるほか、貯水槽の設置も不要となるため、省スペース化や土地の有効活用といった観点からもメリットがある。

水道水には塩素を注入しているが、それは蛇口をひねって給水された時に一定の 基準値(濃度)を達成していることが必要とされている。貯水槽がなくなれば注入 する塩素の量を減らすことができるので、よりおいしい水の給水も可能となる。

平成 16 年度から平成 20 年度の 5 年をかけて、この 22 万件の貯水槽水道の点検 調査を実施することが決まっているが、東京水道サービス株式会社と締結した平成 16 年度からの 22 万件の点検調査に係る業務委託費は、3,234 百万円と試算される。

水道局としても、貯水槽水道の適正管理による水質改善に向けて、今後の積極的な取り組みが期待されているが、今回の調査は水道法改正の趣旨を踏まえ、貯水槽水道の適正管理の情報公開に重点が置かれており、既存の貯水槽水道から直結給水方式への切り替えについての取り組みが十分には進んでいない。

当然、直結給水方式への切り替えについては、設置者や利用者にその選択は任されているが、水道局が水道事業者として、貯水槽水道の適正管理に取り組む以上、直結給水方式と貯水槽水道の設置費用やランニングコストの比較、水質劣化の比較等を具体的に示し、貯水槽水道の設置者が直結給水方式を選択できることの積極的な周知に努め、設置者や利用者が納得してどちらでも選択できる環境を構築する必要がある。

結果として、直結給水方式への切り替えが増え、貯水槽の設置数が減少することにより、調査コストの削減や水質改善のメリットも期待できる。

約22万件の貯水槽水道点検調査の業務委託費用が、3,234百万円と試算され、1件当たり14,700円のコストを費やし、料金の中で負担する以上、調査が、単なる調査にとどまることなく、「水」の供給を受ける全ての使用者にとって、水質の改善に向けた取り組みの一貫となるよう、直結給水方式の推奨と並行して取り組んでいく必要がある。

意 見(1-21)貯水槽水道の点検調査の有効活用について

水道局は水道事業者として、平成 16 年 9 月から 5 年計画で貯水槽水道の点検調査を開始し、平成 16 年 9 月から平成 17 年 3 月については、東京水道サービス株式会社に調査業務を委託しており、契約件数は 2 万件、契約金額は 294 百万円で 1件 14,700 円の計算となり、予定している 22 万件の調査委託料は、3,234 百万円と試算される。

よって、貯水槽水道の適正管理の情報公開に併せて、直結給水方式への切り替え に関する費用比較や切り替えメリットを積極的に公開し、直結給水方式をより一層 推奨し、調査コストの削減や蛇口から出る水道水の改善に取り組まれたい。

24 浄水場における休暇代務について

浄水場の中央管理室等の交替勤務の職場においては、出勤しなければならない人数が決まっているため、事前に勤務表を作成している。

勤務表は、前月の中旬に作成するため、それまでに休暇予定日が分かっているものについては、勤務表を組み替えられるが、勤務表を作成した後に休暇申請があると、他の職員が代わりに勤務することとなる。

この休暇等のため、他の職員が代わりに行う勤務については、調整日勤者、嘱託 員の活用および勤務変更等でできる限り対応しているが、これらで対応不可能な場 合は、超過勤務扱いとして対応をしている。これが「休暇代務」である。休暇代務 には、超過勤務手当が支払われている。

その金額は、以下に示した(表1-40)のとおり年間総額62百万円である。

(表1-40)休暇代務の実績一覧表(平成15年度)

` '	•	•	
名 称	対象人員(人)	時間数(時間)	金額 (千円)
東村山浄水管理事務所	73	4,080	12,307
玉川浄水管理事務所	60	4,056	11,154
金町浄水管理事務所	118	8,018	24,157
朝霞浄水管理事務所	42	2,807	8,139
三園浄水管理事務所	30	2,261	6,177
合 計	323	21,222	61,934

東村山浄水管理事務所における平成16年6月の休暇代務の原因となった休暇は、 以下に掲記した(表1-41)のとおり、ほとんど1~2週間前に申請されている。

このような休暇取得において、勤務表作成時点である前月中旬までに、休暇予定日を事前に申し出ることを徹底させれば、勤務表を組み替えることで、休暇代務を減らすことができる。

(表 1 - 41) 東村山浄水管理事務所の休暇代務の原因となった休暇申請日 (平成 16 年 6 月)

職員	休暇申請日	休 暇 日	
A	6月 1日	6月 5日	
	6月 3日	6月 5日	
В	5月29日	6月 6日	
	3 A 29 D	6月 7日	
С	6月 12日	6月 19日	
D	6月21日	6月 26日	
E	5月31日	6月 6日	
		6月 14日	
F	6月 1日	6月 15日	
Г	07 11	6月 16日	
		6月 18日	
G	6月22日	6月 26日	

意 見(1-22) 浄水場における休暇代務の縮減について

浄水場の中央管理室等の交替勤務の職場においては、勤務表は、前月の中旬に作成するため、それまでに休暇が明確となっているものについては、勤務表を組み替えられるが、勤務表を作成した後に休暇申請があると、他の職員が代わりに勤務することとなる。

この休暇等のため他の職員が代わりに行う勤務については、調整日勤者、嘱託員の活用および勤務変更等でできる限り対応しているが、これらで対応不可能な場合は、超過勤務扱いとして対応をしており、これが「休暇代務」である。この超過勤務に対する手当が年間 62 百万円 (平成 15 年度)支払われている。

よって、勤務表作成時点である前月中旬までに休暇予定日が分かっている場合は、できるだけ事前に申し出るよう、なお一層指導を徹底し、超過勤務手当の縮減を図られたい。

<料金徴収等に関する指摘と意見>

25 水道料金徴収経費の合理的な削減について

(1) 検針費用について

検針業務は、人手により作業を行う業務の典型であり、コスト的にも水道料金の 徴収業務に要する経費の大きなウェイトを占めている。検針費用の支払状況は、以 下に示した(表1-42)のようになっている。

(表1-42)検針対象料金対検針費用関係分析値比較表

(単位:百万円)

									1, 5, 5,
	平成								
	7 年度	8年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
給水収益	310,005	305,976	305,503	307,775	308,160	311,989	309,374	310,884	307,711
検針委託費	3,897	3,922	4,087	4,117	4,282	4,364	4,458	4,544	4,573
比率	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%

(2) 検針業務の効率化に向けた改善について

水道料金の徴収業務のうち、料金の算定や請求に関する業務については、既に水 道料金ネットワーク・システムによりシステム化や効率化が図られているが、検針 業務については、委託化を進めてきているものの、その業務の手法は依然として人 手による検針を主体として実施している。

水道事業を取り巻く環境は需要構造の変化に伴い、給水収益が年々減少する傾向にあるなど、一段と厳しくなっている。これは検針業務について見ると、一件当たりの売上が減少していることを意味しており、しかも、今後ともこうした状況が続くことを考えると、徴収経費の削減、とくに検針業務の一層のコスト削減を行っていく必要がある。

しかし、現行検針制度を前提とし、人手による検針業務を行っている限り、コスト削減には自ずと限界があることも明らかである。

そこで、検針業務の一層の効率化とコスト削減を図る観点から、

IT 技術を活用した自動検針の導入

類似企業との検針業務の共同化

などを検討していく必要があると考える。

(3) 自動検針の導入について

検針の自動化は、技術的には既に可能であり、今後の技術革新による電子メータ 等機器費用の低減化等コスト面での課題が解決できれば、使用者からの要望の多い 「毎月検針・毎月徴収」への移行が容易になるほか、様々な機能を活用した新たな サービスを提供することが可能になる。

現に、東京ガス等では、今日、増加している高齢者の単身世帯等に対するサービスとして安否確認等のサービスを開始しており、水道事業においても、自動検針の機能を活用すれば、更に多様なサービスを提供することも期待できる。なお、この場合、新たなサービスの提供には必然的にコストがかかるが、サービスを受ける特定の利用者に一定の負担をしてもらうようにすれば、事業者がコストを負わないで実施することも可能である。

また、近年、増加が著しい、いわゆるオートロック・マンションについては、検 針業務への支障が大きな課題となっており、自動検針を導入することにより、これ らの課題を解決することができることにもなる。

毎月検針・毎月徴収制度を導入した場合のメリットとしては、以下のことが考えられる。

一回当たりの請求金額が半分程度になることから、使用者の負担感の軽減が 図られ、収納率の向上、さらには、徴収整理に係る費用の削減が可能になる。 漏水の早期発見により、有収率(調定水量と分水量等の料金化された水量「有 収水量」を配水量で除したもの)の向上を図ることができる。

- (注)1 調定水量とは、給水区域に給水し料金化された水量である。
 - 2 分水量とは、未統合各市へ分水した水量である。

無届開始・無届転居等の早期解決につながり、調査等にかかる人件費の削減が可能になる。

電気やガスと同じサイクルとなるため、使用者が家計のやりくりや経理事務を行う上で、利便性が向上するほか、将来的に三者(電気・ガス・水道)による共同検針、料金の同一日引落や同一請求等、さらなる利便性の向上とコストの削減が期待できる。

(4) 共同検針の導入について

現在、電気・ガス・水道の検針業務は、それぞれの事業体が単独で業務を外部に 委託し、業務を行っているが、メータ点検業務という点では共通しており、これら を共同化することにより、大幅なコストの削減が期待できる。

ただし、これらの事業体との検針の共同化には、その前提として、検針日や検針サイクル等の仕組みおよび制度を共通化することが必要である。

したがって、電気・ガスと同様に毎月検針・毎月徴収を行うことができる仕組みを整備するなど、検針制度の改善について検討するとともに、電気・ガスとの情報や意見交換等の場を設けるなど、共同化の実現に向けて積極的に努力していく必要がある。

(5) その他の改善策について

水道料金徴収業務に要する経費については、通信運搬費等もコスト高の要因となっている。通信運搬業務はこれまで大きな改善がみられてきていない業務であり、とくに改善を要する課題の一つである。近年の IT 技術等を活用すれば、さらにコスト削減の可能性が出ると考えられることから、納入通知書の現地発行、電子メールでの請求情報通知、あるいはネット等による料金支払い等についても、併せて改善していくべきである。

意 見(1-23)水道料金徴収経費の合理的な削減について

水道料金の徴収経費(委託費)は、平成 12 年~15 年度、いずれも 45 億円程度かかっている。給水収益(同期間 3,077 億円~3,120 億円)に対して、いずれも 1.5%程度かかっていることになる。

よって、今後の徴収業務の改善に当たり、検針に係るコスト縮減と新たなサービス提供の観点から、 検針業務の共同化や 自動検針の導入、さらに、通信運搬費等については、 納入通知書の現地発行、 電子メールでの請求情報通知、あるいは、 ネット等による料金の支払決済等、費用の削減効果を検討し、水道料金徴収業務の総合的な改善を図られたい。

26 検針係の業務実績の把握とより効率的な業務実施方法の確立について

水道局は、メータ検針そのものの業務は外部委託しているが、以下に示した(表1-43)に示すように、各営業所には検針係の職員が平成16年5月1日現在で230名配置されている。

(表1-43) 各営業所の検針係の人数一覧表

	職員数(人)			職員数(人)		
営業所名	平成 15 年	平成 16 年	営業所名	平成 15 年	平成 16 年	
	5月1日現在	5月1日現在		5月1日現在	5月1日現在	
千代田営業所	7	6	杉並東営業所	11	9	
港営業所	8	6	杉並西営業所	8	6	
豊島営業所	11	9	大田南営業所	8	7	
文京営業所	7	6	大田北営業所	12	10	
台東営業所	6	5	品川営業所	11	9	
江東営業所	11	9	世田谷東営業所	19	15	
墨田営業所	7	6	世田谷西営業所	9	7	
江戸川南営業所	11	9	目黒営業所	10	8	
江戸川北営業所	6	5	渋谷営業所	11	9	
荒川営業所	6	5	練馬東営業所	11	10	
足立東営業所	9	7	練馬西営業所	9	7	
足立西営業所	8	7	板橋南営業所	9	7	
葛飾営業所	11	9	板橋北営業所	7	6	
新宿営業所	13	11	北営業所	7	10	
中野営業所	12	10	赤羽営業所	5	-	
			合 計	280	230	

平成 15 年度の検針係に係る経費(主として人件費)は、以下に掲げた(表 1 - 44)のとおりで、22 億円を上回る金額となっている。

(表1-44) 平成15年度の検針係に係る経費一覧表

(単位:千円)

項 目	金額
給料手当	1,756,528
法定福利費	268,981
旅費	3,660
被 服 費	1,507
その他事務費	202,188
合 計	2,232,864

(注) 経費には、退職給与金並びに退職給与引当金繰入額は含まれていない。

現在の検針係の業務は以下に掲記した(表 1 - 45)に示すものとされているが、主たる業務は点検票の審査事務である。

(表1-45)検針係の業務内容一覧表

整理番号	業務の内容
1	係総括
2	委託検針進行管理
3	委託関係事務(定期検針・中止検針)
4	委託料支払事務(定期検針・中止検針)
5	メータ有効期限切れ整理事務
6	異常メータおよび中止メータ整理事務
7	中止清算事務
8	点検票の審査事務
9	水量総計・総括差水量事務
10	漏水修繕報告票整理事務
11	下水道関係および時間計連絡票等に係る整理事務
12	減量汚水申告書整理事務

上記(表1-45)に示す7(中止清算事務) 8(点検票の審査事務)および9(水量総計・総括差水量事務)等については、必要な場合に職員が現場に出張しており、現場出張を伴う業務については、旅行命令簿(兼旅費請求書)により、出張先や所要時間の管理が行われている。

しかし、業務内容の把握の面では、検針事務日誌 (兼算定困難水量算定処理手当

請求書)により、水量算定保留になっていたものの解決件数等は把握されているが、「手当の支給対象とならない点検票の審査事務」に係る業務処理件数等の業務記録が記載されていない。すなわち、検針事務日誌等は実際上「手当の件数把握」の意味しか持っておらず、検針係の業務の費用対効果の検討に資する現場での活動状況が把握されていない。したがって、業務状況を把握できるように検針事務日誌の記載方法と内容を見直すべきである。

検針係の業務は、計量水量が 40%以上増減した利用者のその増減理由の調査と、 無届けによる水道使用者の異動、水道メータの異状、漏水の発生などの把握と処理 を目的として、検針業務委託先会社からの検針データに基づき、点検票の審査事務 を行っており、これに相当の業務時間を費やしている。

しかし、点検票の審査事務の処理結果は集計されておらず、原因別の分析等も行われていない。 したがって、対策等へのフィード・バックが行われていない。

出張を伴う点検票の審査事務が効率的に実施されているかどうかを把握する上でも、現場訪問による利用者との接触の可否や出張対象件数のうち解決件数の把握等を分析する必要がある。さらに、現在検針係において実施されている業務全般を見た場合、高度な判断業務を伴わない簡易な作業として、必ずしも直営で行う必要がないと思われるものが見受けられる。

したがって、まず、審査業務等の内容を的確に把握・検証し、それに基づき、費用対効果の側面から、適切な審査業務のあり方について見直しを図るべきであると考える。また、検針業務の中で、さらに外部委託が適当と考えられるものについては、外部委託範囲を拡大して、業務経費の圧縮を図るべきである。

意 見(1-24)検針係の検針事務日誌の整備について

各営業所で作成している検針事務日誌は、点検票の審査事務に係る現場訪問業務が把握できるようになっていないために、現場訪問の正確な業務量が把握されていない。

よって、検針係の検針事務日誌の記載方法と内容を見直し、検針係の業務の的確な把握を行い、効率的に業務が実行できるように改善されたい。

意 見(1-25)検針関係業務の外部委託の範囲拡大等による業務改善について 水道局においては、各営業所に検針係が配置され、点検票の審査事務や中止清算 事務などを行っており、平成15年度の検針係に関する経費は約22億円にも上って いる。

よって、この点検票の審査事務等の内容を費用対効果の側面から検証し、審査対象の見直しを行うとともに、併せて、外部委託の範囲を拡大するなど、より効率的な実施方法を確立することにより、検針業務経費の圧縮を図られたい。

27 水道料金の徴収停止のうち「費用倒れ」を事由とした処理の改善について

水道料金の徴収停止のうち「費用倒れ」を事由とする件数は 10,809 件で、金額は 29 百万円 (平成 15 年度)である。「費用倒れ」とは、水道料金の未納額が一定の金額以下の場合に、それ以上の徴収費用をかけなければ徴収できないと判断されたとき、一定の催告後、費用対効果の立場から徴収行為を停止することをいう。

平成 15 年度に「費用倒れ」の処理をしたもののうち、以下のような徴収努力の余地があると認められるものがあった。

未納の催告電話を1回しかしていない、あるいは電話を複数回した記録を残 していないもの

1度目の訪問の際に本人または親族に会っているのに、その後電話連絡をすることもなく、2度目の訪問を行い、不在のため、費用倒れ処理しているもの

電話による催告の少ない事例としては、以下に示した(表 1 - 46)のようなケースが見受けられた。

(表1-46)電話による催告の少ない事例一覧表

(単位:円)

営業所等	お客さま番号	上水道料 金	下水道料 金	合 計	電話等の連絡状況
	×××× - 00	6,762	4,116	10,878	電話1回のみ(電話に出ず)
	×××× - 29	3,228	1,470	4,698	電話1回のみ(電話に出ず)
世田谷東	×××× - 04	7,728	5,281	13,009	電話していない
営業 所	×××× - 07	2,583	1,176	3,759	電話していない
	×××× - 23	1,449	882	2,331	電話していない
	×××× - 09	1,932	1,176	3,108	電話1回のみ(明日支払う)
	××× - 08	21,178	16,968	38,146	1 度目の訪問と 2 度目の訪問
					の間に電話をしていない
	×××× - 11	14,468	12,012	26,480	1 度目の現地訪問時、本人不在
					だが、配偶者在宅
	×××× - 07	16,321	12,453	28,774	1 度目の訪問と 2 度目の訪問
本局の					の間に電話をしていない
サービス	××× - 19	16,810	14,154	30,964	1 度目の訪問と 2 度目の訪問
推進部					の間に電話をしていない
					支払計画によらない分納中で
	×××× - 03	5,717	4,183	9,900	あったため、電話をしないで2
					度目の訪問を行った
	××× - 20	17,566	13,671	31,237	1 度目の訪問と 2 度目の訪問
					の間に電話をしていない

(注)「電話をしていない」は、未納カードに電話をした旨の記載がない場合を含んでいる。

また、現在は、区部内で移転した場合には当該移転先の営業所に対して徴収依頼をしているが、区部から多摩地区へ移転した使用者については、多摩の市町に対して徴収依頼をせず、一定の基準を設けてサービス推進部に徴収依頼することとし、他の県に移転した者と同様の基準により、「費用倒れ」として徴収停止の処理をしている。

多摩地区のうち武蔵野市、昭島市および羽村市(以下「武蔵野市等3市」という。) を除く市町(奥多摩町を除く。)の水道事業を統合したが、多摩市および武蔵村山 市を除き、水道料金の徴収事務を当該市町に委託した形式をとっている。そのため、 多摩市および武蔵村山市を所管する事業所にあっても徴収依頼すべきである。また、 将来は、多摩市および武蔵村山市を除く各市町、武蔵野市等3市および他県におい て、本件事例に該当するものも委託する方法を検討する必要がある。

指 摘(1-5)水道料金の徴収停止のうち「費用倒れ」となる処理の改善努力に向 けて

水道料金の徴収停止のうち「費用倒れ」を事由とする件数は 10,809 件で、金額は 29 百万円 (平成 15 年度)である。「費用倒れ」を事由として徴収停止しているもののうち、一定の催告後、未納の催告電話を 1 回しかしていない、あるいは電話を複数回した記録を残していないで「費用倒れ」として処理をしているものが一部見受けられる。

よって、サービス推進部において2度目以降の訪問を行う前に、必ず電話による 催告をするように改められたい。

また、現在は昼間にしか移転先を訪問していないが、共働き世帯等、昼間は不在である使用者も多いため、夜間現地催告もしくは夜間電話催告等の方途により適切に未納者に対して催告すべきである。

指 摘(1-6)区部から移転した使用者の未納水道料金の徴収依頼の促進について 現在は、区部から多摩市および武蔵村山市へ移転した使用者の未納水道料金の回 収に当たって、両市を所管する事業所に対して徴収依頼をしていない。

よって、今後は、両市に移転した使用者の未納水道料金の回収を促進するため、区部と同様に相互に徴収依頼されたい。

また、現在、事務委託をしている市町においては、事務委託を解消した段階で相互に徴収依頼されたい。

28 水道料金の未納者による使用中止に係る催告手続の見直しについて

水道料金が未納の状態にある使用者に対しては、徴収整理従事者により所定の催告等を行っているが、本人から中止の申し出があった場合には、使用中止分の請求を行う必要があるため、改めて所定の催告等を行うこととなる。未納の水道料金がある場合には、直近の水道料金と未納分を併せて請求を行っているため、2~3 ヶ月程度の間は、システム上、徴収整理従事者による当該水道料金の未納に対する催告を中断している。

一般的な中止の申し出は、本人の移転先を指定して請求するように行われるが、 使用中止分のうち未納カード情報が作成されているものの中には、中止分の請求先 を告知しない場合が見受けられる。

当然ながら、過去に未納の水道料金にかかる未納カード情報が作成された使用者において、再度中止分を含めた未納カード情報が作成されることが多い。その結果、連絡が取りづらくなり、徴収できないケースが増えていくことにもなる。

中断の具体的な事例としては、以下に示した(図表 1-8)のようなケースがある。

(図表1-8)中断手続きの事例図式表

	F1/10-1/1X
日付	催告経過内容(抜粋)
平成 15 年 12 月 11 日	催告書(平成 15 年 7、8 月分)
平成 16 年 2 月 4 日	給水停止等予告
平成 16 年 2 月 25 日	未納カード情報作成(一般)
平成 16 年 2 月 27 日	給水停止執行通知書発送
平成 16 年 3 月 8 日	催告文書
平成 16 年 3 月 11 日	本人より、3月13日付け中止届あり。
(この間、2~3ヶ	月未納の催告が中断する。)
平成 16 年 6 月 25 日	未納カード情報作成(使用中止)
	請求先登録番号に電話するも連絡取れず。

指 摘(1-7)水道料金の未納者による使用中止に係る催告手続の見直しについて 水道料金が未納の状態にある使用者に対しては、徴収整理従事者により所定の催 告等を行っているが、本人から中止の申し出があった場合には、使用中止分の請求 を行う必要があるため、改めて所定の催告等を行うこととなる。未納の水道料金が ある場合には、直近の水道料金と未納分を併せて請求を行っているため、2~3 ヶ 月程度の間は、システム上、徴収整理従事者による当該水道料金の未納に対する催 告を中断している。

その結果、連絡が取りづらくなり、徴収できないケースが増えていくことにもなる。

よって、過去に未納の水道料金にかかる未納カード情報が作成された使用者からの中止の申し出のうち、中止分の請求先を告知しない場合には、徴収整理従事者による催告を早期に行われたい。

29 効率的料金回収に向けた収納係の業務の改善について

平成 15 年度における区部の未納カード発生金額は 5,509 百万円(水道料金に限る。下水道料金分を含めると 9,532 百万円。)であり、その回収にあたる収納係の業務コスト(直接費+営業所費)は年間 2,744 百万円である。

平成 15 年 3 月末現在の区部給水件数は 457 万件(平成 15 年度事業概要)であり、給水件数 1 件当たりの収納係の業務コストの年間負担額は、2,744 百万円÷ 457 万件 = 600 円という計算になる。

また、平成 15 年 9 月から 12 月までの期間を対象とした調査では、納入通知書等の発行件数に対する未納カード発行の割合は約 1.5%である。

収納係の年間業務コスト 2,744 百万円は、水道使用者のうちの 1.5%に対するコストであるにもかかわらず、納期限内に納入している水道使用者 98.5%も含め、年間 600 円のコスト負担を強いられている。

さらに、未納カード処理に係る収納係の業務コスト 2,744 百万円を未納カード発生件数 533,622 件で按分すると、1 件当たり 5,142 円の業務コストとなり、債権額よりも業務コストが超過するケースもある。

収納係の徴収整理業務は、通常の納入期限後、実に4回もの催告が行われた後の未納カード対象者に対し、給水停止執行通知を送付した上で、対面して催告をしたり、未納の理由を聴取したりするほか、状況によっては給水停止を行って料金を最終的に回収する業務であるが、未納カード発行の対象者すべてが収納係の徴収整理対象者ではなく、全ての水道使用者のうちの1.5%に満たない水道利用者に対し徴収整理業務が実施されている。

未納カード発行後から給水の停止に至るまでの支払いの催告は、次のような手順を踏んでいる。

未納カード発行

給水停止執行通知の発行

現場訪問による催告、電話による催告

現場訪問、催告文書 (「水道料金を至急お支払いください」) を投函 給水の停止

未納料金は、これらの行為が行われる各段階で回収されていくが、たとえば、給水停止執行通知を受け取った水道使用者が自発的に支払う場合と、最終的に給水停止をするまで支払わない場合とでは、専門性、困難性に差が認められる。専門性の低い初期の電話による催告、現場訪問による催告書の投函および現場における料金収納などは、必ずしも水道局の職員が行われなければならない業務ではない。

平成 15 年度の未納カード処理に係る業務コストが 1 件当たり 5,000 円以上と算出され、債権によっては、回収額を上回る回収コストを要しているものもある。効率的な回収を実現するためにも、徴収整理事務の業務分析を実施し、必ずしも水道局の職員が行う必要のないものや専門性、困難性の低いものについては、その業務を委託するなどの方策を考えていくことが必要である。

意 見(1-26)徴収整理事務の効率化について

納入通知書等の発行件数に対する未納カード発行の割合から推して、収納係の年間業務コスト 2,744 百万円は、水道使用者の 1.5%に対するコストであるにもかかわらず、納期限内に納入している水道使用者 98.5%も含め、年間 600 円のコスト負担を強いられている。

また、平成 15 年度の未納カード処理に係る業務コストは、1 件当たり 5,000 円以上と算出され、債権によっては、回収額を上回る回収コストを要しているものもある。

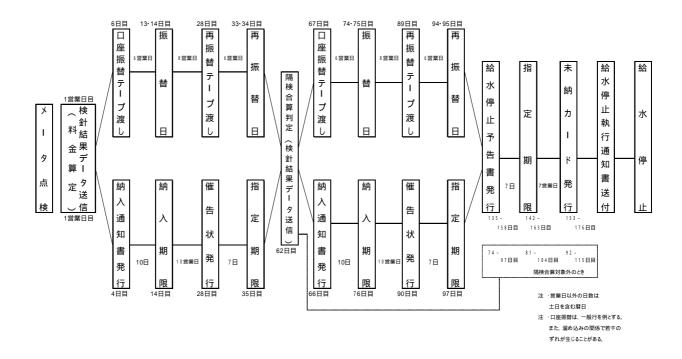
他方、収納係の徴収整理事務には、専門性の低い初期の電話による催告、催告書の投函および現場における料金収納などが含まれ、これらは必ずしも水道局の職員によって行われなければならない性格のものではない。

よって、徴収整理事務の業務分析を実施し、必ずしも水道局の職員が行う必要のないものや専門性、困難性の低いものについては、その業務を委託するなど、より 一層効率的な業務を実施するよう改善されたい。

30 徴収サイクルの見直しについて

水道局が実施している料金徴収システムの概要(フローチャート)は、以下に示した(図表 1 - 9)のとおりである。

(図表 1-9) 徴収サイクルの決定原義および納入通知書の支払期限に関するフローチャート



水道メータの検針から給水停止までの徴収サイクルにおいて、委託会社からの検 針データが計算センターへ送信され、計算センターから使用者が料金を納入するま で、以下の納入通知および催告が行われる。

納入通知書発行後 10 日後に通常納入期限

催告書発行後 7日後に指定期限

合算納入通知書兼催告書発行後 10 日後に再納入期限

催告書発行後 7日後に指定期限

給水停止等予告書兼納付書発行後 7日後に指定期限

計算センターからの上記 5 回の納入通知および催告がされても、なお納入されない場合、システム中に未納カード情報が作成される。

水道局の営業事務取扱手続において、未納料金の徴収整理は、納期限までに納入されない徴収金について、その納入を催告して、債権の確保を図るものであり、未納カード情報は、「再三の催告にもかかわらず、なお未納のお客さまについて、債権確保の最終的催告のために作成される情報」であるとされている。

平成 15 年度区部における水道料金(下水道料金を除く。)の未納カード情報が作成された額は約 5,509 百万円であったが、一方、徴収整理業務に係る平成 15 年度の人員数および人件費の状況は、以下に示した(表1-47)に示すとおり 2,217 百万円であり、営業所費を加えた収納係全体に要するコストは約 2,744 百万円となっている。

水道は、人々の生活に必要不可欠なものであり、真に生活に困窮するなどやむを 得ない事情がある場合には特段の配慮が必要であり、生活保護世帯には基本料金の 免除が認められるほか、事情に応じて一定期間、分割による納付を承認するなど徴 収も猶予している。

また、平成 13 年度には東京都水道局営業部長(現在のサービス推進部長)名で、「真に生活に困窮している未納使用者への対応について」という通達を各支所長宛てに通知し、福祉事務所と連携して対応することとしている。

給水停止執行通知書の発行件数は、収納係の担当者ごとに把握されている。

徴収整理従事者の業務は、給水停止執行通知書の発行指示業務から始まるが、主な業務は、現場に出張して行う最終催告書の投函から給水停止執行までの作業である。

納入催告は、以下の手順で行われている。

給水停止執行通知書発送

最終催告書投函

給水停止執行

検針後、通常納入期限から数えると、8回目の納入期限にして、給水停止が執行されることになり、メータ検針から実に6ヶ月以上も要している。

一方で、営業所別の未納カード情報が作成された金額と未納カード情報が作成された分の収入金額との比率は、以下に掲記した(表 1 - 48)に示すとおりであり、平成 15 年度においては、未納カード情報が作成された使用者の 90.7%が平成 16年7月までに納付している。

このことは、未納カード情報が作成された使用者のうちには、真に生活に困窮しているとは考えられない使用者が相当数いることを示しており、結果的に行政的な配慮を必要としない未納の使用者のために発生する徴収コストを一般の納入期限内に支払う使用者が負担していることになっている。

上記フローチャートに示すとおり、水道料金は、検針後の第1回目の納付期日は、メータ検針から13・14日目であるが、未納の使用者には次の検針と合算して納付することを認める(一請求が5万円未満の場合等)など十分な期間を猶予し、未納カード情報が作成される指定期限は5ヶ月以上経過した時点となっている。さらに最終的な給水執行停止までには、最短でも約2週間が経過するため、資力があるにも係わらず納付を怠っている使用者に対し極めて寛大な取り扱いとなっている。

料金の未納による給水停止は、東京都給水条例 第 32 条 第 4 号に基づくものであり、その根拠規定は民法(明治 29 年 4 月 27 日 法律 第 89 号)第 533 条(同時履行の抗弁権の行使)であるが、「再三再四催告したにもかかわらずお支払いがない。」との条件の判断を、最大 11 度の催告が必要であると水道局が判断していることは、公平性の観点および水道料金債権の回収を早期に行うとの観点からも適切でなく、給水停止までの期間の短縮について考慮する必要がある。

真に生活困窮している使用者に対する配慮は必要であるが、徴収サイクルに対する考え方を見直し、早期に水道料金債権を回収するため、次の施策を実施すべきものと考えられる。

徴収サイクルの見直し

現行の徴収サイクルは、検針から給水停止まで概ね6ヶ月強の期間を要している。一度目の請求で支払う使用者との公平性の確保および水道料金債権の早期回収を実現するため、期間短縮に向けた徴収サイクルの見直しを図ること

恒常的に未納カードが発行される使用者への強い姿勢

未納料金徴収に要するコストの実情をホームページなど積極的に広報し、恒常的に未納カードが発行される使用者に対する水道局の毅然とした姿勢を示すこと

(表1-47)徴収業務に係る人件費一覧表

(単位:千円)

			職員(再任	<u>(単位:十円)</u> 用職員内書)
部所	課	係	27 (15.12	
			人員	人件費
	千代田営業所	収納係	6	53,892
	港営業所	収納係	9 (1)	55,045
中央支所	豊島営業所	収納係	13	99,168
	文 京 営 業 所	収納係	6	44,496
	台 東 営 業 所	収納係	9	75,313
	計		43 (1)	327,914
	江 東 営 業 所	収納係	12 (1)	80,303
	墨田営業所	収納係	8	51,546
東部第一支所	江戸川南営業所	収納係	14 (1)	99,549
	江戸川北営業所	収納係	8	65,518
	計		42 (2)	296,916
	荒川営業所	収納係	6 (1)	49,227
	足立東営業所	収納係	11 (1)	86,371
東部第二支所	足立西営業所	収納係	11 (1)	80,667
	葛飾営業所	収納係	13	124,990
	計		41 (3)	341,255
	新 宿 営 業 所	収納係	17	112,085
	中野営業所	収納係	13	92,490
西部支所	杉並東営業所	収納係	12	87,110
	杉並西営業所	収納係	7	52,289
	計		49	343,974
	大田北営業所	収納係	11	79,111
 南部第一支所	大田南営業所	収納係	8	50,355
	品川営業所	収納係	11	76,749
	計		30	206,215
	世田谷東営業所	収納係	17	101,599
	世田谷西営業所	収納係	8 (1)	53,298
南部第二支所	目 黒 営 業 所	収納係	9	53,786
	渋 谷 営 業 所	収納係	12 (1)	80,519
	計		46 (2)	289,202
	練馬東営業所	収納係	11 (1)	85,045
	練馬西営業所	収納係	8 (1)	54,550
1	板橋南営業所	収納係	10	78,326
北部支所	板橋北営業所	収納係	7	48,425
	北営業所	収納係	10	95,573
	計		46 (2)	361,919
サービス推進部	業務課	特別整理係	7	49,291
	営業 所	収納係	297 (10)	2,167,395
合 計	業務課	特別整理係	7	49,291
	合 計		304 (10)	2,216,686
				, -, -, -

(注)1 法定福利費を除いている。

- 2 人員は平成16年3月現在のデータであり、人件費は平成15年度のデータである。
- 3 北部支所赤羽営業所は、平成 16 年 2 月 23 日に同支所北営業所に統合したため北営業所に含んでいる。

(表1-48)平成15年度の営業所別未納カード発行金額およびそれに対する収入金額等(平成16年7月末現在)

(単位:円)

営業所	発行金額	収入金額	収入率	更正・ その他の 失効	更正・ その他の 失効率	徴収停止金額	徴収停止率	残 額	処理率
T / B	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/A)	(D)	(D/A)	0.700.000	00.0070/
千代田	210,537,639	185,160,773	87.95%	3,443,740	1.64%	19,136,127	9.09%	2,796,999	99.987%
港	197,299,094	169,992,440	86.16%	5,969,377	3.03%	17,916,494	9.08%	3,420,783	99.983%
豊島	290,777,889	270,413,255	93.00%	6,225,299	2.14%	12,705,136	4.37%	1,434,199	99.995%
文京	114,146,061	106,304,605	93.13%	2,104,455	1.84%	5,136,653	4.50%	600,348	99.995%
台 東	354,323,889	329,001,304	92.85%	5,666,589	1.60%	11,015,483	3.11%	8,640,513	99.976%
江 東	211,219,924	189,975,674	89.94%	5,069,980	2.40%	14,079,644	6.67%	2,094,626	99.990%
墨田	165,795,261	153,808,746	92.77%	3,296,278	1.99%	7,896,181	4.76%	794,056	99.995%
江戸川南	248,285,807	225,461,025	90.81%	7,056,107	2.84%	13,862,427	5.58%	1,906,248	99.992%
江戸川北	141,883,603	128,626,920	90.66%	3,942,300	2.78%	8,865,567	6.25%	448,816	99.997%
荒川	125,186,439	113,614,364	90.76%	2,777,001	2.22%	7,334,055	5.86%	1,461,019	99.988%
足立西	200,340,277	183,344,188	91.52%	4,546,858	2.27%	11,737,338	5.86%	711,893	99.996%
足立東	227,305,839	202,549,860	89.11%	7,465,237	3.28%	12,559,992	5.53%	4,730,750	99.979%
葛 飾	293,824,599	265,713,262	90.43%	8,896,725	3.03%	17,494,407	5.95%	1,720,205	99.994%
新 宿	327,047,683	280,399,188	85.74%	12,873,527	3.94%	28,214,975	8.63%	5,559,993	99.983%
中 野	170,819,680	154,201,151	90.27%	5,798,790	3.39%	10,649,469	6.23%	170,270	99.999%
杉 並 東	166,326,709	148,452,589	89.25%	4,559,760	2.74%	9,415,048	5.66%	3,899,312	99.977%
杉 並 西	85,558,315	78,854,575	92.16%	2,499,017	2.92%	3,907,650	4.57%	297,073	99.997%
大田北	168,864,676	156,058,884	92.42%	3,929,068	2.33%	7,721,686	4.57%	1,155,038	99.993%
大田南	165,144,800	155,326,942	94.06%	2,728,902	1.65%	6,718,939	4.07%	370,017	99.998%
品 川	183,291,797	164,306,519	89.64%	6,164,325	3.36%	11,475,373	6.26%	1,345,580	99.993%
世田谷西	120,410,859	111,519,422	92.62%	3,170,389	2.63%	5,157,029	4.28%	564,019	99.995%
世田谷東	253,513,117	231,863,473	91.46%	6,766,405	2.67%	13,477,790	5.32%	1,405,449	99.994%
目 黒	123,241,684	110,489,695	89.65%	3,414,021	2.77%	8,959,861	7.27%	378,107	99.997%
渋 谷	216,931,270	197,487,697	91.04%	4,980,009	2.30%	12,571,619	5.80%	1,891,945	99.991%
練馬東	161,272,679	146,868,469	91.07%	4,471,996	2.77%	9,109,990	5.65%	822,224	99.995%
練馬西	126,728,831	118,762,836	93.71%	2,884,983	2.28%	4,809,531	3.80%	271,481	99.998%
板橋南	181,839,776	167,038,331	91.86%	4,513,706	2.48%	9,327,259	5.13%	960,480	99.995%
板 橋 北	117,961,316	108,433,492	91.92%	2,882,954	2.44%	6,063,731	5.14%	581,139	99.995%
北	159,582,175	145,488,474	91.17%	3,977,328	2.49%	9,667,342	6.06%	449,031	99.997%
計	5,509,461,688	4,999,518,153	90.74%	142,075,126	2.58%	316,986,796	5.75%	50,881,613	99.991%

意 見(1-27)徴収サイクルの見直しについて

水道局には、平成 16 年 3 月現在約 300 名の収納係等の職員が未納料金の収納業務に従事しており、平成 15 年度に徴収整理業務に要した経費は約 2,744 百万円となっている。

未納カードが発行された使用者のうちには、真に生活に困窮しているとは認められない使用者が相当数おり、結果的に行政的な配慮を必要としない未納の使用者のために発生する徴収コストを、納入期限内に支払う一般の使用者が負担する状況が生じている。

よって、一度目の請求で支払う使用者との公平性を確保するとともに水道料金債権の早期回収を実現するため、期間短縮に向けた徴収サイクルの見直しを図られたい。

また、未納料金徴収に要するコストの実情をホームページなど積極的に広報し、 恒常的に未納カードが発行される使用者に対する水道局の毅然とした姿勢を示さ れたい。

31 収納係徴収整理従事者に対する特殊勤務手当の支給範囲の見直しについて

収納係の徴収整理事務日誌は、徴収整理手当請求書を兼ねて作成されており、徴収整理手当の基礎となる未納カードの処理件数を把握するため、担当者ごとの未納カードおよび給水停止執行通知書の発行件数、未納カード発生後の収納件数、最終催告書の投函等現場に出動した件数は把握しているが、未納カードの発生後現場訪問をした後に収入した件数を把握していない。

収納係の徴収整理従事者が、現場に出向き最終催告書を投函し、給水停止を執行することなどにより、未納料金を徴収することを主たる業務としている以上、現場出動件数を記録することにより、業務遂行状況を常時把握することが必要である。また、この業務に関連し、特殊勤務手当として徴収整理手当が支給されている。未納カードが発生した料金を徴収すると収納係の徴収整理従事者に全額納入の場合は50円、一部納入の場合は20円の徴収整理手当が特殊勤務手当として支給されており、平成15年度の徴収整理手当の支給額の合計は33百万円となっている。

徴収整理手当の支給範囲は、東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程(昭和28年水道局管理規程第11号以下、「特勤規程」という。)により「現場に出動して別に定める徴収整理業務に従事したとき。」(別表第1の2)と定められ、この規定および第6条の「この規程に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は局長が定める。」との規定を受けて、15水職労第509号「東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の解釈、運用等について」において、未納カードが発生した当該料金を徴収した場合に手当を支給している。

徴収整理手当は、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 28 年条例 第 19 号 以下、「基準条例」という。) 第 6 条に基づく特勤規程により 支給されている特殊勤務手当である。

基準条例 第 6 条は、特殊勤務手当の支給要件を 特殊な勤務で、 業務能率 昂揚のため給与上特別の考慮を必要とし、かつ、 その特殊性を給料で考慮する ことが適当でないものに従事した職員に支給するものと定めており、知事部局等の職員に適用されている職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例 第 75 号)第 13 条により知事部局等の職員に支給される特殊勤務手当が、危険、不快等の業務を対象にしたいわゆる作業給であるのに対し、奨励給的要素をも重視したものとなっている。

水道局側では、以下のように主張している。

公営企業職員の給与等の勤務条件については、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年7月31法律第289号(以下「地公労法」という))第7条により労使の協議により定めるとされ、知事部局等の職員の勤務条件が地方公務員法(昭和25年12月13日法律第261号)第24条により条例で定めるとされるのとは異なるもので、徴収整理手当は、地公労法の規定に基づき、労働組合との協議により制定され、見直しを行ってきているものである。

営業所においては、営業係の職員が机上でお客さまからの電話等に対する受付等を主な業務とするのに対し、収納係の徴収整理従事者の業務は、徴収困難な案件を机上および現場で調査、判断し、根気よく交渉するものであり、気候にかかわらず、日々、出張して相手先を訪問し、折衝を重ねることが主な業務である。

水道料金は、租税等とは異なり強制徴収をすることができないため、支払いがなければライフラインである水道の供給を停止することを前提とする極度の緊張を強いられながらの折衝を重ねることが必要な極めて特殊性の高い業務である。

水道事業は、お客さまからの料金収入により成り立っている以上、未納料金の徴収整理の業務能率の昂揚を図り料金負担の公平性を担保するとともに局の収入を確保することが事業運営上極めて有益なものである。

しかし、営業係の受付業務等との差異を考慮すると、特勤規程別表による「現場に出動した」場合を支給範囲とすることが本来の手当の趣旨に合致するものである。 なお、このような取り扱いの一因として、「現場に出動し、収入した件数を把握していない」ため、この件数に応じた手当の算定が困難であることが挙げられるが、 徴収整理事務日誌の様式を改善し、件数を把握することにより、算定が可能となるので、そのように改善すべきものと考える。

意 見(1-28)収納係の徴収整理事務日誌の整備について

収納係の業務遂行状況については、徴収整理事務日誌により把握している。しかし、給水停止執行通知書発行後の収納件数、現場訪問件数の記入欄はそれぞれあるものの、現場訪問後の収納件数の記入欄がないため、現場に出動し徴収整理を行うという特殊性、業務能率昂揚の必要性の高い業務の業務量を正確には把握していない。

よって、水道料金の徴収に関する重要な情報であり、業務の改善に資するために も収納係の徴収整理事務日誌の記載事項を充実し,確実に実施されたい。

意 見(1-29)収納係徴収整理従事者に対する特殊勤務手当の支給範囲の見直し について

未納カードが発生した料金を徴収すると収納係の徴収整理従事者に全額納入の場合は50円、一部納入の場合は20円の徴収整理手当が特殊勤務手当として支給されており、平成15年度の徴収整理手当の支給額の合計は33百万円となっている。

しかし、未納カードが発生した料金であっても、給水停止執行通知書の郵送のみ により収納するなど必ずしも現場における業務を伴わないものもある。

よって、未納カードが発生した分の料金を収納した場合という現行の徴収整理手当の支給範囲は、特殊勤務手当の支給根拠である給与基準条例 第 6 条の趣旨に照らし問題があると考えられるので、手当の支給範囲の見直しをされたい。

<営業所等に関する意見>

32 営業所の待機受付業務の見直しについて

支所・営業所においては、現在、通常の受付時間のほかに、以下のような給水待機を設け、営業所の職員は、料金収納や各種の受付業務を行っている。

A 待機 17:15~翌8:30(料金取扱いは20:00まで)

土日祝日の8:30~17:15

B 待機 17:15~20:15 (料金取扱いは20:00まで)

なお、料金収納は上記時間帯以外は取り扱わないことを原則としている。

また、営業所職員の待機受付業務としては、以下のものがある。

料金収納

使用開始・中止等の各種受付

相談、苦情、料金等の問合せ対応

水道局では、平成17年1月に総合受付窓口となる「お客さまセンター」を開設(一部稼働)し、上記業務のうち、の使用開始・中止等の各種受付業務との相談、苦情、料金等の問合せ業務について対応することとしている。さらに、平成18年度以降に、これらの受付・問合せ対応業務を全て集中化し、お客さまセンターを全面稼働することとしている。

しかし、 の料金収納については、お客さまセンターが料金の窓口収納機能を有していないことから、同センターが稼働しても、営業所の料金窓口収納が残ることになるが、平成 15 年度の収納方法別収納件数は、以下に示した(表 1 - 49)のとおりである。

(表1-49)平成15年度収納方法別収納件数

(単位:件数)

	口座振替収納	納入通知書収納	営業所収納	合 計
件数	19,425,900	6,270,043	652,968	26,348,911
%	73.7%	23.8%	2.5%	100%

平成 15 年度の収納件数 26,348,911 件に対し、営業所での収納状況は収納件数 652,968 件で全体の 2.5% にしかすぎない。

さらに、営業所の待機受付業務を見直すためには、営業所の料金窓口収納を補完 する措置が必要であるが、平成 15 年度の待機時における窓口収納状況は、収納件 数 71,703 件と、全体の 0.3%であり、その必要性を検討すべきである。じつに、営業所平均では約 2,390 件、1 日当たり 7 件程にすぎず、費用対効果の観点から、お客さまセンター開設後の営業所職員の待機体制を見直す必要がある。

支所・営業所における現在の給水待機体制は、以下に示した(表1-50)のとおりになっている。

(表1-50)支所・分室・営業所の待機体制(A・B 待機および人員配置)

(単位:人)

			支 所			支所約	合水課漏水	防山	第.	二係	営 美	業月	伒	
支 所 名	所管区域	配水課 給水課	支所内 営業所		計	給水 課	併設営	業月	f	計	営業	所		計
		Α	А			Α		Α	В			Α	В	
4 4	千代田区・ 中央区・港区	7 +	1 4 E	1	0						港		2	0
中央	豊島区・文京区・台東区	7 *	千代田	1	8	2	文 京		1	3	豊島台東	2	2	6
± ÷0.55	江東区・墨田区	7 *	` <u> </u>	4	0						墨田		2	_
東部第一	江戸川区	7 *	江 東	1	8	2	江戸川南	1		3	江戸川北		2	4
	추비다 . 미하다										足立東		2	
東部第二	荒川区・足立区	7 *	荒 川	1	8						足立西		2	4
	葛飾区					2	葛 飾	1		3				
											杉並東	2		
西部	杉並区・中野区	7 *			7						杉並西		2	6
		,			′						中野		2	U
	新宿区					2	新 宿	2		4				
南部第一	大田区・品川区	7 *	大田北	1	8	2	品川		1	3	大田南		2	2
南部第二	世田谷区	7 *	世田谷	1	8						世田谷東		2	4
לגיום לדו	渋谷区・目黒区	•	西	1	0	2	目 黒		1	3	渋 谷	2		т
	練馬区・板橋区										練馬西		2	
北 部	冰水小灯区 11次1同区	7 *	練馬東	1	8						板橋北		2	6
	北区					2	北	1		3	板橋南		2	
合 計					55					22				32
											総	計		109

(注) 1 *印のうち1名は事務職である。

- 2 印の給水待機では、1名を給水課職員(事務)に代えることができる。
- 3 Aとは、17:15~翌8:30までと土日祝日の8:30~17:15の待機体制をいう。
- 4 Bとは、17:15~20:15までの待機体制をいう。

平成 15 年度において、営業所職員の待機受付体制は、A 待機が 13 営業所(17 名) B 待機が 16 営業所(29 名)であり、当該業務に伴い発生した待機手当は、230 百万円となっている。お客さまセンターの全面稼働後は、電話による受付業務および問い合わせ対応業務が集中化されることで、待機時間帯の受け付けおよび問い合せ業務の多くが移行可能となる。

現在、給水停止執行通知書発行後の料金滞納者の収納については、原則として窓口収納(現金書留を含む。)しか認めていない。

平成 15 年度の窓口収納件数 (工事費を含む。)は 652,968 件であり、未納カード処理枚数の 534,294 件と比較すると営業所収納件数の多くが未納カード処理による納入であることが推測されることから、営業所の給水待機時間内における料金収納も、その多くが給水停止執行通知書発行後の料金滞納者による収納であると考えられる。

そのため、お客さまセンターの全面稼働後に従来の待機体制を維持することは、 主として料金滞納者のために窓口を開けて業務を行うことになる。料金滞納者に関 する納付方法についても、より効率的な方法がないか検討すべきである。

お客さまセンターの開設に伴い、効率性や費用対効果の観点から、支所併設以外の営業所の待機受付業務削減等を図るなど、A 待機、B 待機を問わず、営業所における待機体制を見直し、待機手当 230 百万円の削減を図る必要がある。

意 見(1-30)営業所の待機受付業務の見直しについて

お客さまセンター全面稼働後は、電話による受け付け業務および問い合わせ対応 業務が集中化されることで、給水待機時間帯の受け付けおよび問い合わせ対応業務 の多くが移行可能となる。

よって、お客さまセンターの開設に伴い、効率性や費用対効果の観点から、料金 滞納者に関する納付方法の見直しを含めて、待機業務削減等を図るなど、A 待機、B 待機を問わず、営業所における待機体制を見直し、待機手当 230 百万円の削減を図 られたい。

33 支所・営業所における出動を伴う給水待機体制の見直しについて

水道局は、夜間および休日の給水待機を実施するため、待機勤務規程を設けてお り、待機職員の任務を以下のように定めている。

給水待機漏水の修理、事故時等の応急措置および料金に対する対応等

配水保全待機 事故時等の応急措置

水質待機 水質事故等の処理

多摩ニュータウン水道待機 事故時等の応急措置、漏水の修理および水道 使用に関する業務

23 区内における夜間および休日の給水待機の体制は、以下に示した(表1-51)に示したとおりである。

(表1-51)支所・営業所における待機体制

待機職員		合水課職員 15~翌8:30)	営業所事	事務職員	
			A 待機	B 待機	合 計
待機場所	出動職員	事務職員	(17:15~	(17:15~	
13186-20171			翌8:30)	20:15)	
支 所	42人 (7)	7人(7)	6人 (6)		55 人
給水課併設 営業所	14人 (7)		5人 (4)	3人 (3)	22 人
単独営業所			6人 (3)	26人(13)	32 人
合 計	56人(14)	7人(7)	17人(13)	29人(16)	109人

(注) カッコ内の数字は、支所および営業所の数を示している。

翌朝 8 時 30 分までの A 待機体制を取っているのは、7 支所と 13 営業所(給水課併設営業所を含む)の 56+7+17=80 人であり、20 時 15 分までの B 待機体制を取っているのは、16 営業所の 29 人である。

さらに、待機時間において出動を要する待機人員は、7 支所の 42 人と 7 給水課 併設営業所の 14 人で合計 56 人である。

営業所単独の夜間待機については、お客さまセンターが開設されると電話による 受付業務が移管されるため、待機体制の見直しが必要となる。

また、支所および給水課併設営業所の出動待機のうち、西部支所、東部第二支所、 新宿営業所、葛飾営業所における平成 16 年 6 月の待機実績を示すと、以下に示し た(表1-52~55)のとおりである。

[待機体制:給水課・配水課職員 7名(内1人事務)]

				漏水事故					苦	情・問合せ	<u>t</u> 等				一般	受付		/A - l./言 - l		
	曜日	配水本管	配水小管	給水装置	漏水調査等	小 計	断水等 (工事)	断水等 (自然)	水質	騒音等 (工事)	料金関係	受水タン ク以下	小 計	中止	開始	その他	小 計	給水停止 栓の開栓	その他	合 計
1日	火					0	1		1				2				0	3		5
2日	水			1		1							0				0	1	3	5
3日	木			2		2							0				0	1		3
4日	金			3		3							0				0	2		5
5日	土昼			3		3							0				0			3
5日	土夜					0							0				0			0
6日	日昼					0							0				0			0
6日	日夜			1		1							0				0			1
7日	月			1		1							0				0			1
8日	火					0							0				0	4		4
9日	水			1		1							0				0			1
10日	木			1		1							0				0	6		7
11日	金					0							0				0	1		1
12日	土昼			4		4	1						1				0	2	1	8
12日	土夜			1		1	1						1				0		1	3
13日	日昼					0				1			1		1		1	2		4
13日	日夜					0							0				0	2		2
14日	月			1		1							0				0	2		3
15日	火			2		2							0				0	3		5
16日	水			3		3							0				0			3
17日	木					0							0				0			0
18日	金			4		4							0				0			4
19日	土昼			4		4							0				0	3		7
19日	土夜			3		3							0				0			3
20日	日昼			3		3							0		1		1	1		5
20日	日夜			2		2							0				0		2	4
21日	月			1		1							0		3		3	3		7
22日	火			4		4							0				0	3		7
23日	水			1		1							0		2		2			3
24日	木					0							0				0	1		1
25日	金			2		2							0				0	1		3
26日	土昼			7		7							0				0	2		9
26日	土夜			3		3							0				0	2		5
27日	日昼			1		1		2					2		2	2	4	2		9
27日	日夜					0						1	1				0			1
28日	月			5		5							0				0			5
29日	火			1		1							0				0			1
30日	水			4		4							0		1		1			5
合計		0	0	69	0	69	3	2	1	1	0	1	8	0	10	2	12	47	7	143

48.3%

5.6%

8.4% 32.9% 4.9% 100.0%

[待機体制:給水課·配水課職員 2名、営業所職員 2名)]

				漏水事故					苦	情・問合せ	<u></u> 生等				一般	受付		/A 1./= .1		
	曜日	配水本管	配水小管		漏水調査等	小 計	断水等 (工事)	断水等 (自然)	水 質	騒音等 (工事)	料金関係	受水タン ク以下	小計	中止	開始	その他	小 計	給水停止 栓の開栓	その他	合 計
1日	火					0							0		1		1			1
2日	水				1	1							0				0			1
3日	木					0							0		1		1			1
4日	金			1	1	2							0				0			2
5日	土昼					0							0				0			0
5日	土夜					0							0				0			0
6日	日昼					0							0				0			0
6日	日夜					0							0				0			0
7日	月					0							0				0			0
8日	火					0							0				0			0
9日	水					0							0				0			0
10日	木					0							0				0			0
11日	金					0							0				0			0
12日	土昼			1	1	2							0				0	1	1	4
12日	土夜					0							0				0		1	1
13日	日昼					0							0				0	2		2
13日	日夜					0							0				0			0
14日	月					0						1	1				0	1		2
15日	火					0							0				0	2		2
16日	水			2		2							0				0			2
17日	木					0							0				0			0
18日	金					0							0				0		1	1
19日	土昼				2	2							0				0			2
19日	土夜					0							0				0			0
20日	日昼			1		1							0				0			1
20日	日夜			1		1							0				0			1
21日	月				2	2							0				0			2
22日	火					0							0		1		1	1		2
23日	水					0							0				0			0
24日	木				1	1							0				0			1
25日	金					0	_						0				0	1		1
26日	土昼			2	1	3							0				0			3
26日	土夜					0							0				0			0
27日	日昼					0							0				0	1		1
27日	日夜					0							0				0			0
28日	月					0							0				0		1	1
29日	火					0							0				0			0
30日	水					0		1					1				0			1
合計		0	0	8	9	17	0	1	0	0	0	1	2	0	3	0	3	9	4	35

48.6%

5.7%

8.6% 25.7% 11.4% 100.0%

[待機体制:給水課·配水課職員 7名(内1人事務)、営業所職員 1名]

				漏水事故					苦	情・問合も	<u></u> :等				一般	受付		/A 1./= .1		
	曜日	配水本管	配水小管	給水装置	漏水調査等	小 計	断水等 (工事)	断水等 (自然)	水 質	騒音等 (工事)	料金関係	受水タン ク以下	小 計	中止	開始	その他	小 計	給水停止 栓の開栓	その他	合 計
1日	火			2		2							0				0			2
2日	水					0							0		1		1			1
3日	木					0							0				0			0
4日	金			3		3		1					1				0			4
5日	土昼			2		2						1	1				0			3
5日	土夜					0							0				0			0
6日	日昼					0	1						1				0			1
6日	日夜					0							0				0			0
7日	月					0		1					1		1		1	2		4
8日	火			1		1	1						1				0	3		5
9日	水			1		1							0				0			1
10日	木					0							0				0	2		2
11日	金					0						1	1				0			1
12日	土昼			1		1	2						2		1		1			4
12日	土夜					0							0				0			0
13日	日昼			1		1							0				0	1		2
13日	日夜					0							0				0			0
14日	月			1		1							0				0	3		4
15日	火					0							0				0			0
16日	水			1		1							0		1		1	3		5
17日	木					0							0				0			0
18日	金					0						1	1		1		1			2
19日	土昼			2		2	1					2	3		3		3			8
19日	土夜		1			1							0				0			1
20日	日昼			1		1		1					1				0	1		3
20日	日夜			1		1							0				0			1
21日	月					0							0				0	1		1
22日	火					0							0				0	1		1
23日	水					0							0				0	1	1	2
24日	木					0							0				0	1		1
25日	金			1		1							0		1		1			2
26日	土昼			3		3		1					1		1		1			5
26日	土夜					0							0				0			0
27日	日昼			1		1			1				1				0			2
27日	日夜					0							0				0		1	1
28日	月			1		1						3	3				0			4
29日	火					0							0				0			0
30日	水			1		1		1					1				0			2
合計		0	1	24	0	25	5	5	1	0	0	8	19	0	10	0	10	19	2	75

33.3% 13.3% 25.3% 2.7% 100.0%

[待機体制:給水課・配水課職員2名、営業所職員1名]

				漏水事故					苦	情・問合も	<u>*</u> 等				———	受付				
	曜日	配水本管	配水小管		漏水調査等	小 計	断水等 (工事)	断水等 (自然)	水質	騒音等 (工事)	料金関係	受水タン ク以下	小計	中止	開始	その他	小 計	給水停止 栓の開栓	その他	合 計
1日	火					0							0				0	1		1
2日	水					0						1	1				0			1
3日	木					0							0				0	2		2
4日	金			1		1							0			1	1			2
5日	土昼			1		1							0		1		1			2
5日	土夜					0						1	1				0			1
6日	日昼					0							0				0	2		2
6日	日夜					0							0				0			0
7日	月					0							0				0	1		1
8日	火					0							0				0	1	1	2
9日	水					0							0				0			0
10日	木					0							0				0	2		2
11日	金					0							0				0			0
12日	土昼					0							0		1		1	1		2
12日	土夜					0							0				0			0
13日	日昼					0							0				0			0
13日	日夜					0							0				0		1	1
14日	月					0							0				0	2	1	3
15日	火					0							0				0		1	1
16日	水					0							0				0			0
17日	木					0							0				0	1		1
18日	金					0							0				0	1		1
19日	土昼					0							0		4		4			4
19日	土夜					0							0				0	1		1
20日	日昼			1		1							0				0		1	2
20日	日夜					0							0				0		1	1
21日	月					0							0				0	3		3
22日	火					0							0				0	1		1
23日	水					0							0				0	1		1
24日	木					0						1	1				0	1		2
25日	金			1		1							0				0	2		3
26日	土昼					0							0				0	2		2
26日	土夜			4		4							0				0			4
27日	日昼			1		1							0				0			1
27日	日夜					0							0				0			0
28日	月					0		1					1				0	2		3
29日	火					0							0				0	1		1
30日	水					0		1					1				0			1
合計		0	0	9	0	9	0	2	0	0	0	3	5	0	6	1	7	28	6	55

122

16.4%

9.1%

12.7% 50.9%

10.9% 100.0%

水道局は、配水本管等の大規模な事故等にも対応するため、支所および給水課併設営業所に合計 63 人の配水課・給水課職員の待機人員を要しているが、当該待機に伴う平成 15 年度の待機手当は、792,275 千円となっている。

しかし、実績として、上記(表1-52~55)で示したとおり、1ヶ月における夜間待機時の漏水事故等の出動については、給水装置の漏水調査等や滞納等による給水停止栓の開栓がその多くを占め、緊急を要する事故等の発生は少ない。

もちろん、緊急を要する事故等の対応は、安全を確保するためにも、水道事業者 としての使命があり必要不可欠である。しかし、待機の費用が使用者の水道料金に より負担されていることを考えると、現状からみる限り、画一的に待機人員が配置 されていると判断される。

そのため、上記(表 1 - 52 ~ 55)のような出動実績等を作成し、現状の待機体制が費用対効果の側面から十分に機能しているかを分析したうえで、業務量にも配慮した待機体制へシフトしていくべきである。

以上のことから、給水課併設営業所配置の出動班 2 人体制の見直しなど、待機体制の見直しを図ることにより、待機手当支給額の縮減を図っていくべきであると考える。

また、現在作成されている待機日誌についても待機時の出動理由について分析し、 夜間にどのような出動事由が生じているかを把握し、合理的かつ効果的な待機体制 を作り上げていく必要があると考える。

意 見(1-31)支所・営業所における給水待機体制の見直しについて

水道局における給水待機は、水道事業者として必要不可欠である緊急を要する事故等への対応として、地域の広さや業務量に関係なく、支所および給水課営業所に一律で待機職員を配置している。しかし、給水待機時の出動は、給水装置の漏水調査等や給水停止栓の開栓などがその多くを占め、緊急を要する事故等の発生は少ない。

よって、現状の待機体制を費用対効果の側面を含めて検討し、給水課併設営業所配置の出動班 2 人体制の見直しなど、待機体制の見直しを図ることにより、待機手当支給額(平成 15 年度:792,275 千円)の縮減を図られたい。

また、現在作成されている待機日誌についても待機時の出動理由について分析し、 夜間の出動事由を把握し、合理的かつ効果的な待機体制にするよう改善されたい。

3 4 お客さまセンター開設後における営業所営業係の業務の効率化について

水道局は、現在、29 ヶ所ある営業所の営業係が行っている、電話による開始・中止等の各種受付業務や相談・問合せ対応等の業務をを集中化し、東京 23 区内の電話によるこれらの業務を一括して取り扱うお客さまセンターを設置することとし、平成 17 年 1 月に開設後、平成 18 年度の全面稼働に向けて業務の効率化を進めている。

なお、平成 16 年 4 月における、29 ヶ所ある営業所の営業係の職員配置は、以下に示した (表 1 - 56) のとおりである。

(表1-56)平成16年度営業所営業係職員配置表

(単位:人)

	1		1
営業所	職員	営業所	職員
千 代 田	8	杉 並 東	11
港	9	杉並西	9
豊島	11	大田北	12
文 京	8	大田南	9
台 東	8	品品	11
江 東	11	世田谷西	10
墨田	8	世田谷東	17
江戸川南	12	目 黒	10
江戸川北	7	渋 谷	10
荒 川	7	練馬東	13
足立東	10	練馬西	9
足立西	9	板 橋 南	10
葛 飾	11	板 橋 北	8
新 宿	12	北	11
中 野	12	合 計	293

開設時は一部稼働とする段階的な方法で行うこととし、お客さまセンターへ職員を23名配置するが、営業所営業係の削減人員は32名に留まっており、お客さまセンター開設による業務の効率化の効果は大きくみられず、開設による初期投資や営業所との業務重複によるコスト負担は1,300百万円である。

水道局は全面稼働後の費用対効果を、年間 220 百万円と試算しているが、お客さまセンター稼働前の営業所営業係の費用、3,140 百万円と比較すると 7%の削減効

果となる。

(表1-57)全面稼働時の営業所営業係職員配置および削減人員表(推計)

		現在	全面稼働時	削減人員
職	員	293人(100%)	187人(64%)	106人(36%)

お客さまセンターの一部稼働時の電話受付業務については、全体の約3割と見込んでいるが、一部稼働時の営業所営業係の削減人員(32名)の比率で、全面稼働時の削減人員を試算すると106人となり、営業所営業係の主たる業務が電話による各種受付業務であるにもかかわらず、試算の上では、現在の職員293人の64%にあたる187人が残ることとなり、営業所の効率的な業務再編が必要である。

全面稼働後の営業所営業係の業務は、料金に関するチェックリストの処理やデータ入力等の料金に関する業務であるが、営業係の主たる業務が電話受付である実状を踏まえると電話受付以外の業務が6割以上残るとは考えられず、業務の効率性を踏まえた分析を実施する必要があり、可能な限りデータ管理を集中化し、営業係の更なる効率化を図っていくべきであると考える。

平成 13 年度から 15 年度の給水件数および給水収益の推移は、以下に示した(表1-58)にみられるとおりであり、給水件数は増加しているが、給水収益は減収傾向をたどっているため、1 件当たりの給水収益がより小さくなっていることになる。したがって、サービスの提供においても積極的に、民間へ業務を委託するなどしてコスト縮減を強く図っていく必要がある。

(表1-58)給水収益等のすう勢比較表(区部)

(単位:千円、件、人)

項目	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(-) 増減	(-) 増減
給水収益	252,079,470	250,191,638	247,333,899	1,887,832	4,745,571
給水件数	4,518,530	4,574,238	4,637,825	55,708	119,295
給水区域内人口	8,222,725	8,292,119	8,355,536	69,394	132,811

なお、全面稼働後は、営業係が担う業務を精査し、営業所の係の再編や業務の集中管理化を含めて、より効率的、経済的運営を実施することで、お客さまセンター 開設に伴う開設費用の早期回収や費用対効果の拡大を図っていく必要がある。

意 見(1-32)お客さまセンター開設後における営業所営業係の業務の効率化に ついて

水道局は、電話による各種受付業務を一括して取り扱うお客さまセンターを設置することにしており、その全面稼働後の営業所営業係の業務は、料金に関するチェックリストの処理やデータ入力等の料金に関する業務が残るが、これらの業務を遂行するに当たり、現在の営業所営業係の体制で、さらには現在の職員の 64%、187人(推計)を配置して業務を遂行することについては、業務の効率性を踏まえた分析を実施し、営業係のより効率化を求めた業務改善をしていく必要があると考える。よって、全面稼働後は、営業係が担う業務を精査し、営業所の係の再編や業務の集中管理化、さらには可能な限り民間への業務委託も含め、より効率的、経済的運営を実施することで、お客さまセンター開設に伴う開設費用の早期回収や費用対効果の拡大を図られたい。

35 営業所の効率的な業務再編の取り組みについて

平成 16 年 4 月 1 日における水道局の営業所職員の配置は、以下に掲げた(表 1 - 59)とおりであり、各営業所は、庶務係、営業係、検針係および収納係で構成されている。

(表 1 - 59) 平成 16 年度営業所職員配置表(平成 16 年 4 月 1 日現在) (単位:人)

営 業 所	管理職	庶務係	営業係	検針係	収納係	合 計
千 代 田	1	-	8	6	5	20
港	1	4	9	6	9	29
豊島	1	4	11	9	12	37
文 京	1	4	8	6	6	25
台 東	1	4	8	5	9	27
江 東	1	1	11	9	12	33
墨田	1	4	8	6	8	27
江戸川南	1	4	12	9	13	39
江戸川北	1	4	7	5	8	25
荒 川	1	-	7	5	6	19
足立東	1	4	10	7	11	33
足立西	1	4	9	7	11	32
葛 飾	1	4	11	9	13	38
新 宿	1	4	12	11	16	44
中 野	1	4	12	10	13	40
杉 並 東	1	4	11	9	12	37
杉 並 西	1	4	9	6	7	27
大田北	1	-	12	10	11	34
大 田 南	1	4	9	7	8	29
品 川	1	4	11	9	11	36
世田谷西	1	-	10	7	8	26
世田谷東	1	5	17	15	17	55
目 黒	1	4	10	8	9	32
渋 谷	1	4	10	9	12	36
練 馬 東	1	-	13	10	11	35
練 馬 西	1	4	9	7	8	29
板 橋 南	1	4	10	7	10	32
板 橋 北	1	4	8	6	7	26
北	1	4	11	9	9	34
合 計	29	93	293	229	292	936

(注) 職員数は再任用を含む定数である。

これまで記述してきたところにより、営業所の効率化を求めるに当たって、以下 の諸点を考慮すべきであると考える。

お客さまセンター全面稼働に伴う営業係の受付業務の大幅な縮小 検針係における点検票の審査事務等の外部委託を含めた業務の効率化 収納係の徴収整理の外部委託を含めた業務の効率化

これらを実施することにより、大幅なコスト削減に取り組むことで、29 ある営業所における人的配置の縮小が可能となることから、業務内容の再編やデータの集中管理化を実現し、固定的に発生する営業所の維持コストの削減も含めた、より一層の業務の効率化を図っていくことが可能と考える。

意 見(1-33)営業所の効率的な業務再編の取り組みについて

水道局の営業所においては、諸種の業務を行っているが、以下の点を考慮して業 務を改善し、営業所の再編を促がしていくべきであると考える。

お客さまセンター全面稼働に伴う営業係の受付業務の大幅な縮小 検針係における点検票の審査事務等の外部委託を含めた業務の効率化 収納係の徴収整理の外部委託を含めた業務の効率化

よって、これらの改善を行い大幅なコスト削減に取り組むことで、29 ある営業所における人的配置の縮小が可能となることから、業務内容の再編やデータの集中管理化を実現し、固定的に発生する営業所の維持コストの削減も含めて、業務の効率化を図り、営業所の業務再編に取り組まれたい。

36 西部支所と場所を同じくする部所の財、サービスの共同利用と間接部門業務の統合等について

杉並区和泉の庁舎(和泉庁舎)には、西部支所、西部建設事務所、水道特別作業隊が配置され、同じ建物を使用している。それぞれの総職員数および庶務課の職員数は、以下に示した(表 1 - 60)のとおりである。

(表1-60)和泉庁舎の人員配置表

(単位:人)

		-					
		西	部	支	所	西部建設事務所	水道特別作業隊
	課長以上				2	2	2
	庶務係				6	5	4
庶務	経理係				9	5	
	償務渉外担当					1	
	企画担当						2
小計					17	13	8
全 職 員				3	72	108	74

- (注)1 西部支所の全職員には、和泉庁舎の庶務の担当範囲となる営業所の職員(159人)を含んでいる。
 - 2 平成16年7月1日現在で、嘱託員を含んでいる。

これらの部署の間接部門である庶務課の業務は、職務の機能という側面では、他の部署と同一なものがあるので、それらの業務の分析を行い、サービスの共同利用や統合の可否を調査し、統合等が可能なものについては、改善を図っていくべきである。

民間企業では、間接部門は極力統合する傾向にある。間接部門は直接部門にサービスを提供しているのであり、直接部門は間接部門にとってお客様であるという意識が必要である。

公営企業である水道局では、直接部門の職員が住民に財やサービスを売っており、間接部門の職員が直接部門の職員にサービスを提供しているのである。間接部門は 局内顧客である直接部門の様々なニーズにこたえなければならず、それぞれの仕事 の内容が異なっていても、迅速に対応できるように意識を変革する必要がある。

間接部門の職員は、直接部門の業務に関する知識の習得努力を行うとともに、組織的にも同一庁舎内でサービスの共同利用や統合が可能な業務について、経費節減の観点から統合に向け改善努力を行っていくべきである。

また、実際、同庁舎に配置されている3事業所の間接部門の業務をみると、会議

室の管理、交換便、健康診断など、以下に示した(表 1 - 61)のとおり、内容的に 類似の業務が行われている。

具体的には、この庁舎には会議室が、西部支所に2室、西部建設事務所に2室、水道特別作業隊に1室割り当てられている。現在、各部署の庶務課がスケジュールを調整し、足りなければ、他の部署の庶務課に空き状況を照会して利用することになっている。

和泉庁舎では LAN が構築されているので、ネットワーク上で会議室の予約システムなどを導入し、空き部屋等の効率的な運用を図ることが可能であると考える。

(表 1 61)和泉庁舎に配置された3部所における庶務係の主な業務内容一覧表

業務の種別	西部支所	西部建設事務所	水道特別作業隊
都議会関係			
広報・モニター関係			
人事・給与・勤怠・互助共済			
文書・回章管理関係			
研修関係			
庁舎管理・OA関係			
労務・文化会関係			
安全衛生委員会・交通安全関係			
健康診断・公務災害関係			
災害対策			
現金・有価証券管理			
公用車管理			
交換便・連絡車運転業務			
漏水事故等の補償事務			

意 見(1-34)西部支所と場所を同じくする部所の財、サービスの共同利用と 間接部門業務の統合等の促進について

間接部門である庶務課の業務は、職務の機能という側面では、どの部署でも同一ないし類似のものが多い。したがって、より一層の効率性、生産性を向上させるために、これら類似業務処理にかかるサービスの共同利用や業務の統合を行う余地がある。

よって、複数の部所が配置されている和泉庁舎の人的、物的資源の共有化を図りつつ、その有効活用を図られたい。

<契約等に関する意見>

37 江東区新砂の土地借地料の契約条件の見直しについて

水道局東部第一支所の庁舎として使用している江東区新砂の土地 8,027.1 ㎡のうち 750.3 ㎡は、支所開設当時の平成元年から、A および B から賃借している。借地料は、平成 15 年度で年間 10,975 千円である。

それぞれの賃貸借契約書の賃料の改定条項では、「貸主からのみ、公租公課の増減、その他経済情勢の変動が特に著しいと認められる場合には、賃料を改定することができる」と定められている。そのため、借り手である水道局から賃料の引き下げを申しでることができない。平成元年から比較すると現在の賃借料は、上昇している。平成元年の借地料が年額で9,792 千円であるから、この16 年間に12.1%もの値上げをしたことになる。

当該土地の評価額は、たとえば、Bから賃借している土地に関しては、平方メートル当たり平成元年で 624,500 円、平成 4 年では 630,900 円であったものが、水道局の試算では平成 16 年では 190,900 円となっている。このように地価が値下がりしているにもかかわらず借地料が値上がりしている。最近の地価の下落を賃料に反映させ、適正な水準に改めるべきであり、契約条項を見直し、双方から経済情勢に合わせた借地料の改定ができるようにするべきである。

水道局の企業用固定資産の土地の使用料について、土地の評価額に千分の 2.5 を乗じて月額の使用料とする規定(固定資産規程第 39 条の 2 第 1 号)を準用すれば、現在の時価で計算した賃料は年額 7,124 千円になり、年間約 3,800 千円借地料が相場より高いことになっている。

同様に地価をもとに算出した借地料と、実際の契約額の過去5年間の推移は、以下に示した(表1-62)のとおりである。

(表 1 - 62)地価をもとに算出した借地料と実際の契約額の過去 5 年間のすう勢比較表 (単位:千円)

	平成 12 年度	平成13年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	過去 5 年 合計
地価をもとに 算出した借地料	7,757	7,407	7,220	7,151	7,124	36,659
実際の借地料	11,297	10,937	10,937	10,975	10,975	55,121
差額	3,540	3,530	3,717	3,824	3,851	18,462

意 見(1-35)江東区新砂の土地借地料の契約条件の見直しについて

水道局東部第一支所の庁舎として使用している江東区新砂の土地 8,027.1 ㎡のうち 750.3 ㎡は、A および B から賃借している。借地料は、平成 15 年度で年間 10,975 千円である。

当該土地の賃貸借契約は「貸主からのみ、賃料を改定することができる」と定められており、契約の平等性・合理性に欠けている。平成 16 年度において地価をもとに算出した借地料は 7,124 千円であり、年間約 3,800 千円程借地料が相場より高かったことになる。過去 5 年間の累計では約 18,462 千円になる。

よって、借地料を適正な水準に近づけるため、今後、地価の下落に合わせて借地料を見直すことを、水道局からも申し入れできるように、契約条項の改定を今後も粘り強く交渉されたい。

38 業務委託における特命随意契約の見直しについて

平成 15 年度の業務委託契約 1,162 件のうち、少額以外の理由による随意契約が 636 件あり、件数ベースで 55%を占めている。同様に、266 億円のうち、少額以外 の理由による随意契約が 224 億円あり、金額ベースで 84%を占めている。業務委託契約の内訳は、以下に示した(表 1 - 63)のようになっている。

(表1-63)業務委託契約一覧表

(単位:件、千円)

			F	为	Я
		全 体	随 意	競争入札	
			少 額	少額以外 (特命)	脱爭八化
件	数	1,162	224	636	302
金	額	26,673,203	81,470	22,434,630	4,157,103

(注) 少額で随意契約ができる案件は、100万円までの案件とされている。

業務委託は、物品の購買に比べると、委託内容の継続性等から随意契約による契約となるケースが多くなる。

地方自治法等の規定に基づき、随意契約を行うことが認められているにしても、 金額ベースで 80%を超えるものが特命随意契約となっているのは、明らかに多い といえる。

委託開始当初から随意契約とされた案件があるが、その後、民間事業者の受託能力が向上している業務もあるので、特命随意契約により業務を委託しているものについて、より一層の精査を行い、可能な限り競争性を向上させるため入札方式を採用する必要があると考える。

意 見(1-36)業務委託における特命随意契約の見直しについて

平成 15 年度の業務委託契約 1,162 件のうち、少額以外の理由による随意契約が 636 件あり、件数ベースで 55%を占めている。同様に、266 億円のうち、少額以外 の理由による随意契約が 224 億円あり、金額ベースで 84%を占めている。

業務委託は、物品の購買に比べると、委託内容の継続性等から随意契約による契約となるケースが多くなるが、委託開始当初から随意契約とされた案件について、その後、民間事業者の受託能力が向上している業務もある。

よって、現在、特命随意契約により業務を委託しているものについて、より一層 の精査を行い、可能な限り競争性を向上させるためにも入札方式を採用するよう取 り組まれたい。

39 事務所等における委託契約の入札の競争性の確保について

水道局の各支所および各支所管理区域内の庁舎等の清掃業務委託をみると、指名競争入札により毎年業者選定が行われているが、以下に示した(表1-64)のとおり、平成15年度までの過去5年間の落札比率は、平均でいずれも95%を上回り、きわめて高い水準にある。

特に落札比率 98%以上のものが各年度、以下のようにある。

平成 11 年度 3 件

平成 12 年度 5 件

平成 13 年度 3 件

平成 14 年度 4 件

平成 15 年度 9 件

平成 15 年度にいたっては 15 件のうち 9 件が 98%以上となっているように、入札において競争性が生かされていないことを示している。

(表1-64)事務所の清掃業務委託の落札比率のすう勢比較表

上段は落札者、 下段は落札率(%)

				1 12.6.761	()
契約支所・事務所	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
中央支所	A 社	A 社	A 社	A 社	A 社
十大文//i	98.8	98.9	92.7	98.8	98.8
東部第一支所	B社	C 社	D社	D社	D社
木마	83.5	72.1	99.5	95.7	97.4
東部第二支所	E社	E社	F社	F社	F 社
スポポ ー 文///	97.3	95.7	57.4	56.6	48.7
西部支所	G 社	G 社	G 社	G 社	G 社
	97.4	94.8	94.7	95.9	98.1
南部第一支所	H社	H社	H社	H社	I 社
N. V. W.	97.3	99.2	98.7	98.4	93.3
南部第二支所	J社	J社	J社	J社	J社
用品和一文///	92.3	54.5	97.4	98.4	99.5
北部支所	K社	K社	K社	K社	K社
	92.6	90.3	89.3	99.0	99.5
多摩水道改革推進本部	L社	L社	L社	L社	L社
シ序小位以手派進や即	97.3	99.5	94.5	96.3	96.3
水源管理事務所	M社	M社	M社	M社	M社
小小百年初川	97.6	90.6	95.0	94.6	99.9
東村山浄水管理事務所	N社	N社	N社	N社	N社
入门山ケットを子が川	99.5	98.5	97.6	97.8	99.2
玉川浄水管理事務所	O社	O社	O社	O社	O社
エバケバロエチがバ	97.8	95.3	94.8	93.8	96.8
金町浄水管理事務所	E社	E社	F社	F社	F 社
亚門伊尔自建于加州	96. 4	96.2	95.3	95.0	98.4
朝霞浄水管理事務所	P社	P社	P社	P社	P社
刊段作小日生子加川	92.1	95.7	95.4	95.8	99.6
水運用センター	A 社	A 社	A 社	A 社	A 社
小走川ピング	96.1	98.1	97.9	60.1	98.6
水の科学館			Q 社	Q 社	R 社
いいという一定日			91.3	91.6	43.2
北部第一支所	К社	K社	K社		
1011가 보기	98.6	94.6	40.1		
小河内貯水池管理事務所	M社	M社	M社		
リソファリメリカソ心自在学初の	87.7	85.4	99.4		
平均	95.6	95.5	97.3	96.4	96.1

⁽注) 支所等の統廃合があるため、一部は比較可能性のないものがある。

中央支所、 西部支所、 南部第二支所、 北部支所、 多摩水道改革推進本部、 水源管理事務所、 東村山浄水管理事務所、 玉川浄水管理事務所、 朝霞浄水管理事務所および 水運用センターの過去 5 年間、それぞれ、全て同一業者が落札しており、指名業者の顔ぶれもあまり入れ替わりがないのが実情である。

現在、水道局の契約で予定価格 3,200 万円以上の案件に関しては、東京都公報特定調達版にて広く告知されている (「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第 6 条、第 7 条および「東京都水道局財務規程」第 265 条の 5)。

また、水道局の経理部契約課における指名競争入札による契約で、予定価格 500 万円以上の案件は、水道局のホームページに掲載して広く入札参加希望者を募り、 かつ、その落札結果を掲載している(「東京都水道局物品買入れ契約等公募・公表 事務取扱手続」、「物品契約案件への公募・公表方式の適用について(通知)」)。

しかし、経理部契約課以外で発注している契約では、3,200 万円未満の案件は公募手続きがとられておらず、事務所等で任意に指名された業者で入札を行うという手続きがとられている。このような閉鎖的な手続きが、結果的に新規業者の参入を阻み、落札率の高どまりにつながっている可能性が高い。

各事務所の委託契約等の入札の方法を改善し、より競争の働く仕組み作りが、是 非とも必要であると考える。

意 見(1-37)事務所等における委託契約の入札に関連した競争性の確保につ

水道局の各支所および各支所管理区域内の庁舎等の清掃業務委託をみると、指名競争入札により毎年業者選定が行われているが、平成 15 年度までの過去 5 年間の落札比率は、平均でいずれも 95%を上回り、きわめて高い水準にある。平成 15 年度にいたっては 15 件のうち 9 件が 98%以上となっているように、入札において競争性が生かされていない。

現在、水道局の契約で予定価格 3,200 万円以上の案件に関しては、東京都公報特定調達版にて広く告知されている。また、水道局の経理部契約課では、予定価格 500 万円以上の案件については、広く入札参加希望者を募っている。

各事務所の委託契約等の入札の方法を改善し、より競争の働く仕組み作りが必要と考える。現在、3,200万円未満の各支所および事業所の契約については、公募の手続きがとられていない。

よって、より競争性を高めるため経理部契約課における 500 万円以上の契約と同様に、それ以外の部署においても 500 万円以上の契約について、公募手続を実施するよう、図られたい。

40 委託検針業者との継続随意契約について

水道局では、委託検針業者との随意契約が7件あり、うち5件が実質的に同一内容の継続契約である。

(表1-65)継続随意契約である検針業務委託契約上位5件の内容一覧表

(単位:百万円)

	件名	当初委託開始年度	商号	契約額	決定率
1	江戸川南営業所外12営業所およ び多摩ニュータウン水道事務所 定期検針業務委託単価契約	昭和55年度から 25年間継続	A	1,886	100.00%
2	千代田営業所外11営業所定期検 針業務委託単価契約	昭和56年度から 24年間継続	В	1,518	100.00%
3	墨田営業所外4営業所定期検針 業務委託単価契約	昭和58年度から 21年間継続	С	635	99.95%
4	青梅市外10市町の検針業務委託 単価契約	昭和61年度から 19年間継続	A	391	99.99%
5	府中市外 3 市の検針業務委託単 価契約	昭和62年度から 18年間継続	D	198	99.99%

指名競争入札とせず、随意契約としている理由として、水道局は次の理由を掲げている。

業務内容の公共性・重要性に照らし、的確で効率的な履行が安定的に継続して確保される必要があること

指名競争入札とした場合、新規の業者が受託するたびにシステムの移設、研修および広報等の経済的負担が増加するとともに、水道局の事務手続きおよび 区域における個々のお客さま事情に通じるまでの間、お客さまサービスに著し い支障が生じること

悪天候等により、定期検針業務に遅延および検針不能が発生ないし発生の可能性がある場合、実績のある業者は地域に精通した職員を多数擁しており、応援体制が組みやすく、直ちに回復措置をとることが可能であること

東京 23 区に限ってみると、検針業務は、昭和 47 年に減・断水告知ビラ配布を最初に外注化した際の委託先である「A」、その後検針業務に参入した「B」および「C」の 3 者が受託している。

検針業務は、水道事業において料金算定の根幹をなすものであり、また、顧客サービスの維持・向上の観点からも重要な業務である。そのため、水道局では、安定的な履行を確保することが大切であること等を理由として、随意契約方式による契約が採られてきている。しかし、検針業務の年間における3者合計の委託契約額は40億円を超え、このような契約が随意契約として長期間継続していることは、透明性および競争性の観点から問題があると言わざるを得ない。

そこで、23 区をいくつかのブロックに分け、現在担当している業者以外の業者 (たとえば、他県等で業務を行っている業者)も参入しやすい環境を整備する一方、 資格審査による業者の選定や複数年契約など、安定的な履行を確保する方策を講じながら、競争性等が発揮できる契約方法を導入する必要があると考える。

意 見(1-38)委託検針業者との継続随意契約の見直しについて

委託検針業者との随意契約が7契約あり、うち5件が実質的に同一内容の継続契約である。これらの契約は、18~25年にわたって継続されており、1者との随意契約ではないとはいうものの、随意契約として長期間継続していることは、透明性および競争性の観点から問題があると言わざるを得ない。

よって、資格審査による業者の選定や複数年契約など、安定的な履行を確保する方策を講じつつ、透明性を確保し、競争性が発揮できる契約方法の導入を図られたい。

<工業用水道事業に関する意見>

41 工業用水道事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について

東京都内における地盤沈下は、明治時代の末期に始まり、昭和 20 年前後には一時的に沈静化した時期もあった。しかし、戦後の高度成長に伴う工業の発展による地下水の揚水量増大に伴って、地盤沈下は拡大の一途をたどってきた。

江東区の荒川右岸一帯は、平均 1.5m の沈下を記録し、最も激しい場所では、1.7m も地盤沈下したところがある。このような地盤沈下の結果、洪水、高潮等の災害に対する危険が増大し、事実、昭和 24 年のキティ台風や昭和 33 年の台風 11 号による高潮は大浸水をもたらした。

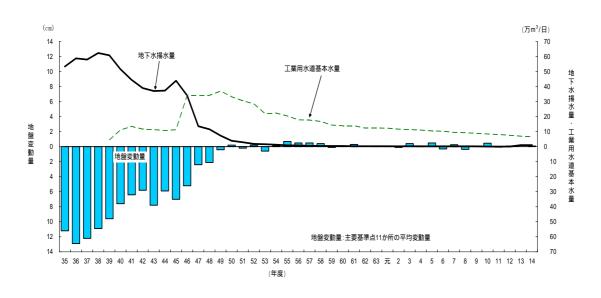
都は、昭和 26 年から地盤沈下対策審議会を設置して地盤沈下の抜本的対策の検討を進め、江東および城北の地区を対象とした工業用水道事業計画を策定した。この事業計画に基づき、昭和 35 年には、江東地区工業用水道事業(江東区、墨田区および荒川区の全域と江戸川区および足立区の一部)が、同 38 年には、城北地区工業用水道事業(板橋区、北区および葛飾区の全域と足立区の大部分)の建設が進められた。昭和 39 年に、江東地区において、南千住浄水場から給水を開始し、翌年の昭和 40 年には、南砂町浄水場からも給水を開始した。また、城北地区は、昭和 46 年に、三園浄水場から給水を開始し、昭和 54 年には、江北浄水場から給水を開始した。

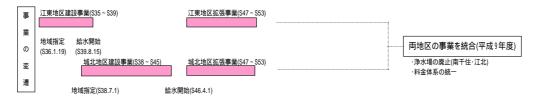
このように、工業用水の供給を行う一方、地下水揚水規制の強化、揚水規制区域 の拡大等が図られた結果、昭和 50 年代以降、地盤沈下はほぼ沈静化し、所期の目 的は達成された。

工業用水の需要は、その後、国や都の工業立地政策や各種公害規制の強化に伴う工場の都外への移転、オイルショック以降に見られる用水コスト節減のための水使用の合理化、循環利用の普及および用水型工業の減退によって、次ページに示した(図表 1-10)にみられるように昭和 49 年度の基本水量をピークに減少傾向が続いている。

また、今後の需要の見通しについても、新たな需要増加は小口の雑用水のみしか 想定できず、現在供給している使用者からも、契約水量についての減量要請が出て くることが予想されることなどから、工業用水の供給量は、さらに減少していくも のと考えられる。

(図表 1-10) 工業用水の供給と地盤沈下防止の効果





(注) 上記の図表は、都土木技術研究所および環境局の資料をもとに作成したものである。

(表 1-66) 工業用水の需要の推移表

	昭和49年	昭和56年	昭和60年	平成5年	平成9年	平成15年
給水件数(件)	652	710	700	717	675	593
基本水量 (㎡/日)	369,933	178,343	139,220	123,495	88,720	64,654
一日平均配水量 (㎡)	255,028	119,814	93,444	86,188	57,062	39,587
年間配水量 (千㎡)	93,085	43,732	34,107	31,458	20,828	14,489

次に、経営状況についてみると、以下に示した(表 1-67)工業用水道事業収支の 推移表のように、平成 2 年度以降は、赤字基調となっている。

都では、この赤字を解消するため、平成9年に「東京都工業用水道事業経営改善計画」を策定し、江東地区および城北地区の料金体系を統一するとともに、南千住浄水場および江北浄水場を廃止し、跡地を売却することにより収入の確保を図った。

しかしながら、赤字基調は現在も続いており、経営状況は厳しいものとなっている。

(表 1-67) 工業用水道事業収支の推移表

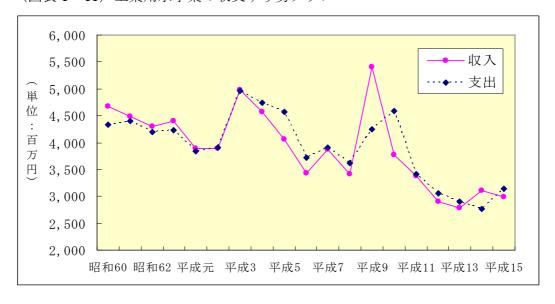
(単位:百万円)

		収		入			支	出		収支差引	累積収支
年度	料金	国 庫補助金	一般会計 繰入金	その他	計	営業 費用	元 利 償還金	建 設改良費	計	過△不足	過△不足
昭和60	2, 248	-	1, 869	547	4, 664	1,837	2, 169	325	4, 331	333	1, 425
61	2, 208	-	1,844	441	4, 493	1,656	2, 310	430	4, 396	97	1, 522
62	1, 983	-	1,722	586	4, 291	1,766	2,027	397	4, 190	101	1,623
63	1, 968	-	1,808	627	4, 403	1,793	1,524	912	4, 229	174	1, 797
平成元	1, 965	-	1, 396	535	3, 896	2,050	1, 434	356	3,840	56	1,853
2	1,847	-	1, 261	785	3, 893	2, 253	1, 290	367	3, 910	△ 17	1,836
3	1,834	-	1, 851	1, 286	4, 971	2, 386	1, 250	1, 328	4, 964	7	1,843
4	1,772	-	1,829	965	4, 566	2, 120	1, 285	1, 343	4, 748	△ 182	1,661
5	1,671	-	1,873	521	4, 065	2, 144	1,400	1,033	4, 577	△ 512	1, 149
6	1,624	-	1, 318	489	3, 431	1, 961	1, 208	542	3,711	△ 280	869
7	1, 598	-	1, 123	1, 156	3, 877	2, 347	965	602	3, 914	△ 37	832
8	1, 457	-	1, 138	818	3, 413	2, 163	872	588	3,623	△ 210	622
9	1,511	-	624	3, 269	5, 404	2, 519	1, 375	361	4, 255	1, 149	1,771
10	1, 474	333	572	1, 398	3, 777	2,000	294	2, 286	4,580	△ 803	968
11	1, 494	140	521	1, 222	3, 377	1, 781	275	1, 359	3, 415	△ 38	930
12	1, 490	197	306	901	2, 894	1,560	212	1, 281	3,053	△ 159	771
13	1,350	104	462	870	2, 786	1, 575	274	1,047	2,896	△ 110	661
14	1, 295	68	879	868	3, 110	1, 345	373	1,045	2, 763	347	1,008
15	1, 228	71	951	741	2, 991	1,318	516	1, 303	3, 137	△ 146	862

(注) 平成9年度のその他の収入には江北浄水場用地等の固定資産売却収入が含まれている。

工業用水道事業の収支をグラフであらわすと、以下に示した(図表 1-11)のようになっている。

(図表 1-11) 工業用水事業の収支すう勢グラフ



赤字の要因としては、前述した需要量の減少に加えて、国の規制が挙げられる。 工業用水道事業は、経済産業省において工業用水道事業費補助金を受けた事業の基準料金を定めており、現在の基準料金は、昭和 61 年に改定された 48 円/m³となっている。

都は、加重平均で、この基準料金と同額で料金設定しているものの、適正な原価の回収が図れない状況にあり、毎年、赤字基調となっている。さらに、一般会計からの繰入は、毎年 10 億円程度となっている。

これらのように、地盤沈下対策としての一定の目的を達したこと、工業用水の需要低減の傾向および一般会計負担を含めた赤字の傾向を踏まえると、適正原価の回収を図れるよう国などに対し、基準料金の要件緩和などを要望していく必要がある。また、地下水揚水規制のあり方を踏まえた上で、工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革について、関係各局とより具体的な検討を進められたい。

意 見(1-39)工業用水道事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について

工業用水道事業は、地盤沈下対策としての一定の目的を達成し、また、工業用水の需要は、昭和 49 年度の基本水量をピークに減少傾向が続いており、今後も減少していくことが想定されている。

経営状況をみると、平成2年度以降、赤字基調となっており、平成9年に「東京都工業用水道経営改善計画」を策定し、料金改定などを実施することにより、増収策を講じたものの、赤字基調の解消には至っていない。

赤字の要因としては、前述した需要量の減少に加えて、国の規制が挙げられる。 工業用水道事業は、経済産業省において工業用水道事業費補助金を受けた事業の基準料金を定めており、現在の基準料金は、昭和 61 年に改定された 48 円/m³となっている。

都は、加重平均で、この基準料金と同額で料金設定しているものの、適正な原価の回収が図れない状況にあり、毎年赤字基調となっている。さらに、一般会計からの繰入は、毎年10億円程度となっている。

よって、適正な原価の回収を図れるように国などに対し、基準料金の要件緩和などを要望していくとともに、地下水揚水規制のあり方を踏まえた上で、工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的に経営を改革することについて、関係各局とより具体的な検討を進められたい。

社会福祉法人東京都社会福祉事業団の 経営管理について

第 1 監査の概要

1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法(昭和22年4月17日 法律第67号。以下「法」という。) 第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

2 監査の対象と選定した理由

(1)監査の対象

監査の対象としたのは、社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理についてである。

(2)選定した理由

東京都福祉局(平成 16 年 8 月の組織改正により現在は福祉保健局)が所管する事業は、 高齢者・子ども・障害者に対する各種施策や生活保護、国民健康保険、医療費助成など多岐 にわたっており、平成 15 年度予算の規模は 5,283 億円となっている。

このうち、心身障害者福祉対策に対する平成14年度と15年度における歳出予算規模は、946億円と962億円であり、また、児童福祉対策に対する歳出予算規模は、各々、845億円と587億円となっている。前者の予算規模は、ほぼ同額であるのに対して、後者では、児童扶養手当が区市に法定移譲されたため、対前年比258億円の減額となっている。

このような環境下において、都が実施し、もしくは、社会福祉法人東京都社会福祉事業団に委託して行っている福祉事業について、

心身障害者福祉対策の現状と今後のあり方について

児童福祉対策の現状と今後のあり方について

社会福祉法人東京都社会福祉事業団に対する都の指導監督の適切性について

同事業団の保有資産の運用と管理の適切性や有効活用等について

同事業団の行っている福祉関連事業の有効性や効率性について

都の福祉事業に対する都民の声の反映等について

その他関連する事業について

等々に関連して、

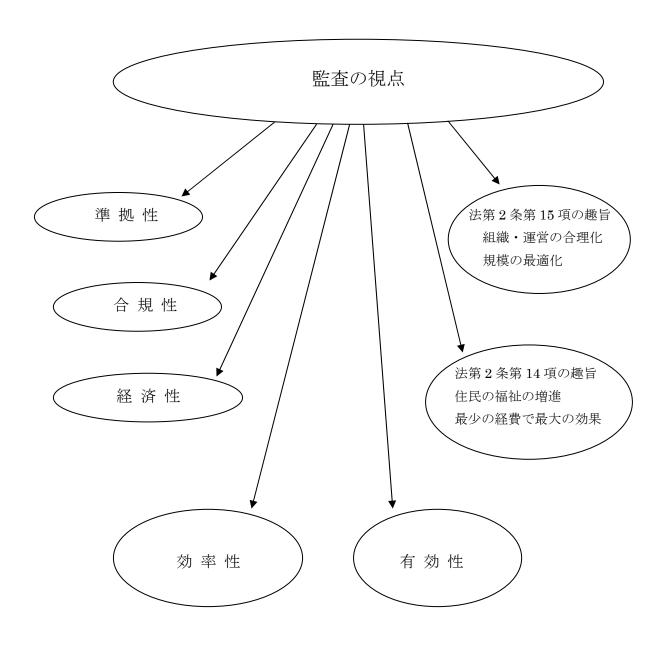
ア 都民の福祉の増進

イ 最少の経費で最大の効果

を挙げるように経営・管理が行われているのか、などについて検証し、監査する必要を認めたために、「社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理について」を、監査テーマとして選定した。

3 監査の視点

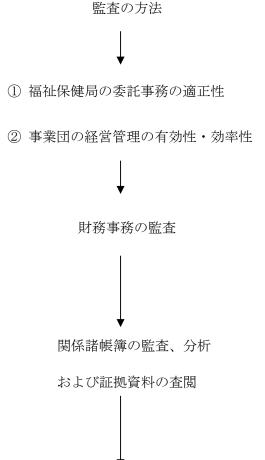
「監査の視点」は、以下のとおりである。



4 監査の方法

この監査に当たっては、福祉保健局が都立の社会福祉施設の運営を委託している社会福祉 法人東京都社会福祉事業団(以下、「事業団」という。)の財務にかかわる事務およびその経 営管理が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについての監査の ほかに、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則り、最少の経費で最大の効果 をあげるように実行されているか、また、組織および管理の合理化に努めているか等に意を 用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並び に現場視察等を実施したほか、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

監査方法の概略は、以下に示したとおりである。



その他必要と認めた監査手続

5 監査従事者

(1)包括外部監査人

公認会計士 守屋俊晴

(2)包括外部監査人補助者

公認会計士石田清絵公認会計士大坪秀憲公認会計士園マリ米国税理士成田元男

税理士の資格 沈 賢 伊

を有する者

(注) 資格ごとの五十音順

6 監査期間

監査対象団体について、実地に監査した期間は、平成 16 年 6 月 30 日から平成 16 年 10 月 14 日までの期間である。

7 外部監査人の独立性(利害関係)

東京都と包括外部監査人および補助者との間には、法第 252 条の 28 第 3 項に定める利 害関係はない。

第 2 監査対象の事業概要

1 福祉事業の概要

(1) 民間社会福祉事業に関する振興について

少子・高齢化の一層の進行や生活スタイルの多様化など社会経済状況の変化などに伴い、福祉を取り巻く社会環境は大きく変化してきている。社会福祉の分野においては、平成 12 年度から介護保険制度が導入され、平成 15 年度から障害者福祉においても措置制度が支援費制度へ移行した。

福祉局(平成16年8月1日より福祉保健局。以下、「局」という。)は、平成14年2月に策定した「TOKYO福祉改革STEP2」に基づき、「行政がコントロールする既存の福祉システム」を根本から改め、利用者自らがサービスを安心して選択し、利用できる「利用者本位の新しい福祉」を構築するための「福祉改革」に本格的に取り組んでいる。

局は、社会福祉法人等民間の団体を支援することにより、民間社会福祉事業の一層の振興 を図っている。社会福祉施設の状況は、以下に示した(表)のようになっている。

(表)社会福祉施設の状況表

(平成 15年 10月 1日現在)

区分	公 立	私立	計
施設数	3,014 ヶ所	1,741 ヶ所	4,755 ケ所
//巴古文安文	(63.4%)	(36.6%)	(100.0%)
定員	114,571 人	93,227 人	207,798 人
	(55.1%)	(44.9%)	(100.0%)
従事者	51,732 人	36,748 人	88,480 人
ル 争日	(58.5%)	(41.5%)	(100.0%)

(2)子どもと家庭福祉について

出生数の減少や核家族化、女性の社会進出、地域社会の変化など子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してきたことによって、子育てについての心理的、経済的負担が増大していくなど広い範囲にわたり子育ての不安や自信の喪失等が見られるようになってきた。また、近年、児童虐待に関する相談が急増し、その内容も深刻化している。ややもすれば、子どもを育てるということの大切さの認識が欠落している親が見受けられるとさえ言われている。

子どもが健やかに成長する環境の整備や子どもと家庭に対して、福祉の分野だけでなく、 保健・医療、教育等関連分野が連携するとともに、家庭、地域、学校、企業、行政が一体と なって支援していくことが必要である。

局では、子どもが地域で健やかに育つことのできる社会を築くために、「TOKYO 福祉改革 STEP 2 」に掲げた施策の充実に努めている。

(3)心身障害者(児)の福祉について

「TOKYO 福祉改革 STEP2」を策定した中で、障害のある人が可能な限り地域で自立して生活できる社会の実現を目指している。

また、障害福祉の分野においては、平成 15 年度から支援費制度が導入され、ホームヘルプサービスや施設利用などについて、従来の行政が決定する措置制度から利用者がサービスを選択し、事業者と契約して利用する制度へと移行した。

局は、支援費制度移行に当たり、利用者のサービス選択を支える独自の仕組みを構築するとともに、平成15年度を初年度とする「障害者地域生活支援緊急3ヵ年プラン」を新たに策定し、地域生活を支えるサービス基盤の抜本的な拡充を図るなど、真に利用者本位の支援費制度を実現するための取り組みを進めている。

2 社会福祉法人東京都社会福祉事業団の概要

(1) 社会福祉法人東京都社会福祉事業団の事業の概要

設立経過

事業団は、社会福祉事業団等の設立及び運営の基準(昭和46年厚生省「現厚生労働省」 社会・児童家庭局長通知)に則り、平成10年6月1日に都が1千万円を出資(都出資率 100%)して設立した社会福祉法人で、主に都立福祉施設(児童養護施設、障害者(児)施設)の受託運営を行っている。

設立趣旨

少子・高齢社会の到来等により、都民の福祉のニーズも複雑・多様化していくなか、局は、都立福祉施設がこれまで培ってきた利用者支援・援助のノウハウを継承しつつ、民間の柔軟な発想や活力を活かした弾力的な運営をすることによって、利用者の生活の一層の向上と地域福祉の推進を基本とした施設運営を図るため、都立福祉施設について、直営から事業団による受託運営に切り替えたものである。

役員体制

事業団の役員体制は、理事長が法人を代表し、業務を統括している。理事長のもと、理事9名(現員8名)、監事2名で構成されている理事会が、法人の意思決定機関となっている。また、重要事項の決定に際しては、理事会の同意を得て理事長が委嘱している評議員21名(現員20名)で構成されている評議員会の同意を得ることが必要となっている。

事業内容

現在、事業団は、児童養護施設 10 ヶ所、障害者(児)施設 11 ヶ所を受託運営しているほか、施設機能を活かして、主として在宅障害者を対象にしたデイサービス事業、短期入所(ショートステイ)事業などの地域支援事業を展開している。

そのほか、事業団は、平成 13 年度に、これからの福祉社会を支える専門的知識と実践力を備えた福祉人材を養成する「東京都社会福祉総合学院」を開設し、平成 14 年度から学校法人に運営委託を行っている。

事業団の定款等で定められている事業項目は、現在、次のとおりである。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - ア 児童養護施設の受託運営(10施設)
 - イ 知的障害児施設の受託運営(3施設)
 - ウ 知的障害者更生施設の受託運営(6施設)
 - エ 身体障害者療護施設の受託運営(1施設)
 - オ 身体障害者授産施設の受託運営(1施設)
- (2) 第二種社会福祉事業
 - ア 知的障害者デイサービス事業の受託 (知的障害者 6 施設)
 - イ 知的障害者短期入所事業の受託 (知的障害者 6 施設)
 - ウ 身体障害者短期入所事業の受託(身体障害者1施設)
 - エ 児童短期入所事業の受託(知的障害児2施設)
 - オ 子育て短期支援事業の受託(児童養護1施設)
 - カ 知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)(3か所)
- (3) 公益事業
 - ア 知的障害者短期入所事業(区市町村)の受託(知的障害者2施設)
 - イ 知的障害者就労支援事業の受託 (知的障害者 1 施設)
 - ウ 東京都社会福祉総合学院の設置運営
- (4) 収益事業
 - ア 東京都社会福祉総合学院の建物賃貸事業の実施

局から委託されている社会福祉施設は、以下の表のとおりである。

(表)児童養護施設(10施設)「定員596名」

施設名	定員	設 置 年 次
中井児童学園	20 名	昭和 22 年
品川景徳学園	48 名	昭和 28 年
石神井学園	112名	明治 42 年
小山児童学園	64 名	昭和 22 年
むさしが丘学園	64 名	昭和 51 年
船形学園	64 名	明治 42 年
八街学園	64 名	昭和 21 年
勝山学園	64 名	昭和 21 年
片瀬学園	48 名	昭和 25 年
伊豆長岡学園	48 名	昭和 32 年

(表)障害者(児)施設(11施設)「定員1,528名」

施設種別	施設名	定員	設 置 年 次
	七生福祉園(児童)	156名	昭和 27 年
知的障害児施設	千葉福祉園 (児童)	120 名	昭和 23 年
	東村山福祉園	160名	昭和 47 年
	七生福祉園(成人)	150 名	昭和 38 年
	千葉福祉園 (成人)	480 名	昭和 35 年
 知的障害者更生施設	八王子福祉園	160名	昭和 47 年
加沙牌古石丈工/池成	小平福祉園	42 名	昭和 48 年
	日の出福祉園	80 名	昭和 55 年
	町田福祉園	80 名	平成 10 年
身体障害者療護施設	日野療護園	50 名	昭和 56 年
身体障害者授産施設	大泉就労支援ホーム	50 名	昭和 59 年

事業規模

平成 16 年度予算は 210 億円(うち局支出金は 206 億円) 総資産は 62 億円(うち純資産 28 億円)となっている。平成 16 年 4 月 1 日現在の職員数は 1,622 名(うち都派遣職員 1,529 名、固有職員 93 名)である。

施設運営の状況

事業団が受託運営している都立福祉施設では、社会福祉のニーズが多様化していくなか、 多くの専門的支援が必要な児童や最重度の障害者(児)等の利用者を受け入れている。また、 障害者(児)施設においては、施設に入所している障害者(児)の希望に応じた地域生活移 行への支援を行い、児童養護施設においては、入所児童の心理的ケアを充実させるなど、利 用者支援における効果的な取り組みを実施し、利用者支援サービスの向上に努めている。

(2)事業団の財務状況

事業団の貸借対照表

事業団の5年間の貸借対照表を示すと、以下に示した(表)のような推移となっている。 なお、平成14年度より新会計基準への移行に伴い、純資産区分の変更を行っている。

(表)貸借対照表のすう勢比較表

(単位:百万円)

	(半世・日カロ)						1 3 /
	勘定科目	平成 11 年度	平成12年度	平成 13 年度	勘定科目(新会計基準へ移行)	平成14年度	平成 15 年度
j.	流動資産	2,636	2,615	2,763	流動資産	3,614	3,694
	現金預金	2,549	2,485	2,624	現金預金	3,406	3,586
	未収金	62	100	117	未収金	91	90
	その他の流動資産	25	30	22	その他の流動資産	117	18
[固定資産	1,622	2,728	2,719	固定資産	2,565	2,491
	建物		2,119	2,119	基本財産	10	10
	固定資産物品	47	141	129	その他の固定資産	2,555	2,481
	建設仮勘定	1,054			建物	1,806	1,769
	その他の固定資産	521	468	471	構築物	137	123
					車両運搬具	4	18
					器具及び備品	89	83
					措置施設繰越特定預金	437	314
					その他の積立預金	10	10
					その他の固定資産	72	164
資		4,258	5,343	5,482	資 産 合 計	6,179	6,185
ì	 流動負債	2,476	1,741	1,461	流動負債	1,799	1,490
	未払金	2,389	1,516	1,247	未払金	1,502	1,276
	その他の流動負債	87	225	214	その他の流動負債	297	214
[i	可定負債 固定負債	737	1,880	1,880	固定負債	1,953	1,857
	設備資金借入金	737	1,880	1,880	設備資金借入金	1,881	1,693
Ē	引当金	445	439	439			
	退職給与引当金	2			退職給与引当金	16	20
	人件費引当金	133	133	133	その他の引当金		
	修繕引当金	223	223	223	その他の固定負債	56	144
	備品等購入引当金	87	83	83			
負	债 合 計(1)	3,658	4,060	3,780	負債合計(1)	3,752	3,347
Ţ	基 金	1,116	2,279	2,271	基本金	10	10
	基本財産基金	10	10	10	基本金	10	10
	運用財産基金	1,106	2.269	2,261			
Ŧ		676	1,870	1,849	国庫補助金等特別積立金	6	3
	建設積立金	51			国庫補助金等特別積立金	6	3
	固定負債積立金	737	1,881	1,881	その他の積立金	447	324
	次期繰越金		-	22	その他の積立金	447	324
	その他の積立金	10	10	10			
4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	160	874	1,280	次期繰越活動収支差額	1,964	2,501
	前期繰越金	43	160	875	次期繰越活動収支差額	1,964	2,501
	当期繰越金	117	714	405	(内、当期活動収支差額)	443	445
純則	才産合計(2)	600	1,283	1,702	純資産合計(2)	2,427	2,838
	責・純資産合計(1)+(2)	4,258	5,343	5,482	負債・純資産合計(1)+(2)	6,179	6,185
1		,	- ,	- /		- / 3	- /

平成 15 年度でみると総資産は 62 億円で、内流動資産 37 億円、固定資産 25 億円である。 平成 11 年度の 43 億円と比較してみると総資産で 19 億円増加しており、とくに流動資産(現金預金)が 11 億円増加している。

事業団は局から委託を受けて事業を実施しており、施設はすべて局の所有であるため、原 則として資産を保有していない。

事業団の保有資産は、主に平成 13 年度に開校した東京都社会福祉総合学院の建物等である。なお、これによる設備資金借入金残高は、平成 15 年度末で 17 億円である。

事業団の収支計算書

平成 14 年度より会計基準を変更したので、平成 14 年度、平成 15 年度の 2 年間に限った すう勢比較表を以下に示しておくことにした。

以下に示した表は、事業団の損益と利益処分の内容に関して作成された収支計算書である。 収支計算書からみると事業規模(収入)は、平成14年度は212億円、平成15年度は207 億円である。また、支出は、各々207億円と204億円となっている。その結果、事業活動 外の収支を含めた収支差額は、各々474百万円と341百万円となっている。

(表)社会福祉事業会計・事業活動収支計算書すう勢比較表

(単位:百万円)

			(单位:日万円)
	勘 定 科 目	平成 14 年度	平成 15 年度
事業活動	加収支の部		
	委託料収入	20,410	19,896
	都委託料収入・事務費	18,422	17,925
	都委託料収入・事業費	1,984	1,966
	市区町村委託料収入	4	5
	経常経費補助金収入	700	615
収入	都道府県補助金収入	694	608
	市区町村補助金収入	6	7
	寄付金収入	5	8
	雑収入	69	203
	国庫補助金等特別積立金取崩額	9	4
	事業活動収入計(1)	21,193	20,726
	人件費支出	16,369	15,991
	事務費支出	1,981	2,081
支出	事業費支出	2,369	2,313
ХШ	減価償却費	98	52
	引当金繰入	4	4
	事業活動支出計(2)	20,719	20,385
事業活動	加以支差額(3)=(1) - (2)	474	341
事業活動	かり、いかないでは、		
収入	受取利息配当金収入		
43. /\	事業活動外収入計(4)		
支 出	事業活動外支出計(5)		
事業活動	力外収支差額(6)=(4) - (5)		
経常収支	5差額(3)+(6)	474	341
特別収支	この部		
	国庫補助金等特別積立金取崩額		
収入	その他の特別収入	1	
	特別収入額計(7)	1	
	固定資産売却損・処分損 (売却原価)		
支出	器具及び備品売却損・処分損(売却原価)		
ХШ	国庫補助金等特別積立金積立額	1	
	特別支出額計(8)	1	
特別収3	5差額(9)=(7) - (8)	0	
当期活動	加以入額	21,194	20,726
当期活動支出額		20,720	20,385
当期活動	加攻支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	474	341
繰越活動	加収支差額の部		
前期繰起	域活動収支差額(11)	1,183	(注) 1,669
当期末約	操越活動収支差額(12)=(10)+(11)	1,657	2,010
	D積立金取崩額(13)		123
	或活動収支差額(14)=(12)+(13)	1,657	2,133
	平成 15 在度前期编批活制以古美殖口计 事業約		

⁽注) 平成 15 年度前期繰越活動収支差額には、事業終了等の理由により会計単位の変更を行った 3 経理区分に係る平成 14 年度次期繰越活動収支差額(12 百万円)を加えている。

第3 監査の結果

1 指定管理者制度の導入に向けた都立施設の適正な人員配置の見直しについて

(1) 都立施設の運営状況について

東京都福祉保健局(以下、「局」という。)は、福祉施設について、多様な需要に 応えるとともに、都として望ましいサービス水準を確保・維持するため、人員の配 置を含め、国が定める基準を超える「都基準(都加算配置)」を設定し、補助して いる。

東京都は、過去、福祉施設の需要の高まりに対し、民間の社会福祉法人だけでは 量的にも質的にも十分に対応できない時代があったため、民間では支援や処遇が困 難な最重度障害者への対応など、その時々において求められる福祉施設の需要に対 し、都立施設を開設してきた。

また、質的な面においては、支援や処遇が困難な利用者への対応など先駆的に取り組み、より良いサービスの提供ができるように、運営形態や施設構造などを検討し、都立施設独自の人員配置基準を設定した。

この独自基準並びに直接支援および処遇職員(入所者に直接関わる生活支援員、保育士等の職員)以外のポストなど、都基準に加えて配置された人員が「都立基準(都立加算配置)」であり、社会福祉法人東京都社会福祉事業団(以下「事業団」という。)との委託契約上の基準人員とされている。

地方自治法の改正により創設された指定管理者制度により公の施設の管理代行が民間に開放され、すでに事業団や民間の社会福祉法人に運営を委託している都立施設についても、平成 18 年度から当該制度が適用となり、改めて公募により指定管理者を選定することになる。

事業団は、サービスの質のみならず経済性や効率性および有効性の観点からも公募において民間の社会福祉法人と競い合い、指定管理者に選ばれなければならず、従来よりもきわめて厳しい環境におかれていくことになる。まして、社会福祉をとりまく環境に大きな変化がみられる現在、民間の社会福祉法人の役割は、益々、重く大きくなっており、対等の立場で競争していくことになっている。

東京都としても、民間施設に対するサービス推進費補助を平成 16 年度に再構築 し、民間施設においても支援困難な入所者を受け入れられるための取り組みを進め ており、事業団が受託している都立施設と民間施設を区別する意義は、今後、薄く なっていくことが予想される。

したがって、指定管理者制度における「民間との競争」という観点において、改めて真に必要な加算配置の精査・見直しを行う必要があり、福祉保健局は、指定管

理者制度を見据えて当該制度における適切な人員配置基準を策定し、効率的な運営 体制による人件費の節減を図る必要がある。

(2) 支援費・措置費制度における職員の配置基準について

障害福祉分野における支援費制度は、行政がサービスの受け手を特定してサービス内容を決定する従来の措置制度に対して、利用者である障害を持つ人々が自らサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結んでサービスを利用することにより、身近な地域で自分に合ったサービスの選択・利用を可能とし、事業者は利用者に選ばれることで競い合いが生まれ、サービスの質の向上が期待される制度である。民間の障害者施設は、区市町村から利用者に支給される支援費を代理受領する仕組みとなっており、額の算定に当たっては、利用者の障害程度に応じた職員数の配置や利用者の生活費が考慮されている。

一方、民間の児童施設(児童養護施設、障害児施設など)は、国および都から措置費が支給される仕組みとなっており、その額については、児童の年齢等に応じた職員数の配置と児童の生活費や学費等の処遇費基準により算定されている。

東京都は、都として望ましい福祉水準を維持するため、国制度に上乗せする形で サービス推進費を民間施設に補助し、都立施設についてはサービス推進費の対象で はないことから、別途、利用者や施設の状況に応じて委託料を積算している。

これらを整理すると以下のとおりとなる。

- ① 国が定める最低限保つべき職員配置の基準等、いわゆる「国基準」があり、 その基準を考慮して算定された支援費・措置費がある。
- ② 東京都の社会福祉施設は、国基準の支援費もしくは措置費に加え、東京都として望ましい福祉水準を維持するために定められた人員配置および処遇等、いわゆる「都基準」によるサービス推進費補助制度により運営されている。
- ③ さらに、事業団等が受託運営する都立施設は、民間施設では支援困難な被虐 待児童、最重度障害者のケアと民間施設をリードする先進的な取り組みを行う こととして、都基準とは別に「都立基準」の人員が配置されている。

配置基準の概要は、以下に示した(表 2-1)のとおりである。

(表 2-1) 平成 16 年度における直接支援・処遇職員の配置基準一覧表

聯昌完粉

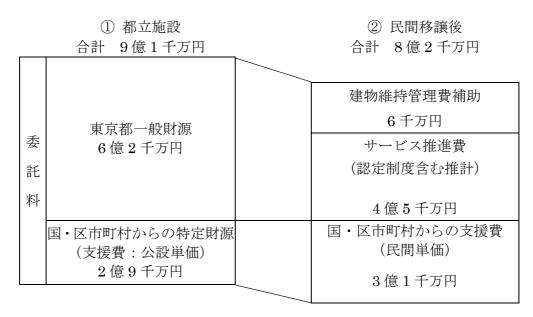
			職員定数	
			①知的障害者更生施設	都
			支援員・指導員・看護師	
			重度 2:1	立
	都加算(サービス推	進費)	中軽度 4.3:1	
都	①知的障害者更生	施設	最重度 1:1	基
	支援員・指導員	看護師		
基		2:1	+棟係長	淮
		2.7:1	+活動援助	-
進				
1		4.3:1	②児童養護施設	
		没 最重度 1:1	保育士・児童指導員 16:5	
	認定制度		+非常勤 (0.5)	
		日中活動	+養護係長	
	②児童養護施設		自立支援スタッフ	
	保育士・児童指	導員		
	3 歳未			
	3 歳児			
	,	4:1		
	• •	以上 5:1		
	+児童指導員1	人(全施設)		
	最低基準(措置費・	支援費)		
	国 ①知的障害者更生	施設		
	支援員・指導員	看護師		
		2.7:1		
		3.3:1		
	2/44	4.3:1		
		7.0.1		
	保育士・児童指	2.1.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.		
	3歳未満	2:1		
		少児 4:1		
	小学生以上	6:1		

- (注) 1 数字は利用者に対する直接支援・処遇職員の人員割合を示している。
 - 2 「区分A」「区分B」「区分C」は障害者に対する支援が適切に行われるよう、支援費の支給決定の際に定められる障害程度区分であり、支援の必要性の大きい順にA、B、Cとしている。

(3) 調布福祉園の民間移譲をモデルケースとした人員配置基準の再構築について 東京都が設置し、民間法人に運営を委託していた都立調布福祉園は、平成 16 年 10 月に民間移譲を行い、民間法人自らが設置運営する民間施設となった。これに 伴い経費は 910 百万円から概ね 820 百万円で運営できる見通しとなっている。

都立施設が民間移譲されたことによる経費の節減効果の予測は、以下に示した (表 2-2) のとおりである。

(表 2-2) 調布福祉園の民間移譲に伴う経費節減効果(予測)



(注)公設施設の場合、民間施設の支援費単価に一定率を減じた額となる。

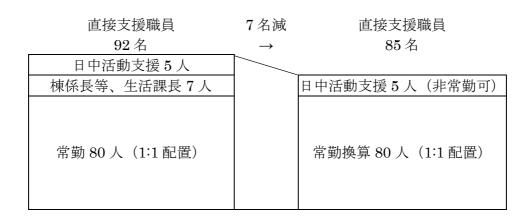
東京都の一般財源負担の減少額		
(6千万円+4億5千万円) - 6億2千万円	=	△1 億 1 千万円(18%減)
図 国・区市町村からの特定財源(支援費)		
② 3億1千万円 - 2億9千万円	=	2 千万円
3 1 + 2	=	△ 9千万円(10%減)

都立施設を管理委託している場合には、都立施設独自の人員配置基準や委託基準が設けられており、上記①の6億2千万円と2億9千万円が合算され、毎月都から施設に対し委託料として支払われていたが、民間移譲後は、国や区市町村から支援費が直接施設に支払われ、サービス推進費補助と建物維持管理費補助は、都から支払われる。

調布福祉園は、利用者サービスの維持を図りつつ民間移譲後も運営を続けている。 つまり、最重度障害者に対する認定制度の創設等により、都立でも、民間であって も、一定の条件が整えば利用者に対するサービスの維持が可能であると思われる。 民間移譲されたことによる経費の節減効果は、主に配置基準の変更が要因であり、 日中活動支援も含め直接支援職員について、都立施設運営時の常勤職員 92 人の体 制から常勤換算 85 人の体制に変更され、さらに非常勤職員をより多く活用するこ とが可能となった。

直接支援職員の配置人員の変更は、以下に示した(表2-3)のとおりである。

(表 2-3) 直接支援職員の配置比較表



常勤換算とは、就業時間により、非常勤職員を常勤職員に換算した場合のことをいう。たとえば、常勤職員が週 40 時間勤務の場合、それぞれ得意とする支援技術を有する週 20 時間勤務の非常勤職員 2 名を常勤職員 1 名に換算する方法をいう。これにより人件費を抑えつつ、利用者の多様なニーズに応えたサービスの提供が可能となる。

東京都は、福祉施設について、多様な需要に応えるとともに、都として望ましい サービス水準を確保・維持するため、人員の配置を含め、国が定める基準を超える 「都(都加算配置)基準」を設定し、都立施設については、さらに支援困難な利用 者への対応など先駆的な取り組みにより、より良いサービスの提供ができるよう、 独自基準および直接支援職員以外のポストなど、都基準に加えた「都立(都立加算 配置)基準」を設定し、委託契約上の基準人員としている。

しかし、調布福祉園について、サービスを維持しつつ民間移譲が可能となったことから、他の都立施設においても、実態に見合った必要な人員配置について検討し、 効率的な運営ができるように見直す必要がある。

事業団は東京都から独立した社会福祉法人であることから、都の派遣職員(以下「都派遣職員」という。)が多い現状であっても、現場において柔軟な発想を提案し、効率的な運営を目指すべきである。

指定管理者制度に向け、民間の柔軟かつ弾力的な運営を実現するためにも、調布 福祉園をひとつのモデルケースとして、都立施設の人員配置の再構築を実現し、サ ービスを維持しつつ経費節減を図る必要がある。

意 見(2-1)指定管理者制度を見据えた人員配置の見直しの必要性について

地方自治法の改正により創設された指定管理者制度により公の施設の管理代行が民間に開放され、すでに事業団や民間の社会福祉法人に運営を委託している都立施設についても、平成 18 年度から当該制度が適用となり、改めて公募により指定管理者を選定することになる。

社会福祉法人東京都社会福祉事業団(以下、「事業団」という。)が受託する都立施設は、東京都福祉保健局(以下、「局」という。)で設定された人員が、様々な職種で加算配置されているが、調布福祉園がサービスを維持しつつ民間移譲が可能となった例を参考に、他の都立施設においても、実態に見合った人員配置について検討し、見直す必要がある。

よって、局は、指定管理者制度を見据えた適切な人員配置基準を再構築し、サービスを維持しつつ経費節減を実現されたい。

2 指定管理者制度の導入に向けた事業団の競争性の確保について

(1) 事業団施設職員の年齢構成について

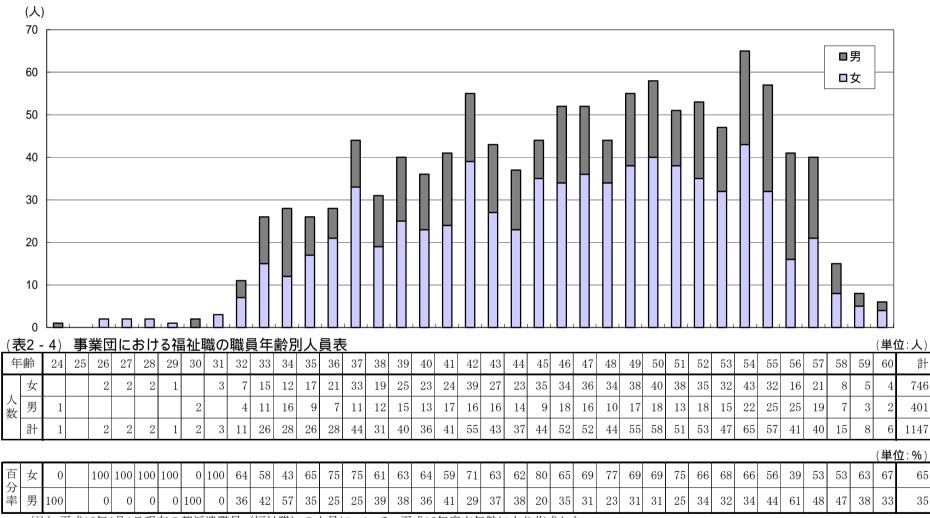
東京都は、平成 10 年に民間の柔軟な発想や弾力的な施設運営を期待し、事業団を設立した。しかし、都の職員をそのまま事業団に派遣して都立直営施設の運営を順次委託してきた。このため、平成 16 年 8 月 1 日現在でも、事業団の職員 1,546人中、1,476人が都派遣職員で、その割合は 95.5%を占めており、ほとんどの施設が都派遣職員によって運営されている。

そのため、未だ民間運営とはいい難く、運営主体が東京都から事業団に移行したことで、事務の合理化等による一定の人員削減が図られたが、施設における運営実態は、結果として都立直営とほとんど変わらないのが実情である。

東京都以外の地方公共団体が委託している社会福祉事業団の実態として、派遣職員の割合は平均 8.1%程度(平成 13 年度調査)であることから考えて、事業団施設における都派遣職員の割合は明らかに高い。

また、そのことは職員構成にも影響を与えており、事業団施設における福祉職の現在の職員年齢別人員表は、次ページに示した(図表 2-1)および(表 2-4)のとおりになっている。

(図表2-1) 事業団における福祉職の職員年齢別人員図表



団塊の世代と言われている 54 歳から 56 歳の世代が多く、団塊の世代がリタイヤ した後、とくに平成 25 年以降のことを考えると、年齢の構成上の問題が発生して くることが予想される。

とくに 20 代の職員が少なく、10 年経てば $40\sim50$ 代が大勢となり、30 代はわずかしかいないことになる。

事業団の行っている障害者や被虐待児に対する支援や処遇は、高齢社会において、 高齢者に対する介護と同様に大切なものとなっていくことが予想されている。その ような事態を想定した時、現在における職員の年齢構成では、効果的かつ効率的な 対応は困難になってくるものと思われる。

(2) 事業団施設の今後の方向性について

局は、事業団が運営受託する施設のうち、① 日の出福祉園、② 町田福祉園、

③ 小平福祉園、④ 大泉就労支援ホームおよび ⑤ 中井児童学園については、平成 19 年度に向けて民間移譲を進めている。

また、その他の施設についても、指定管理者制度を導入し、遅くとも平成 18 年度以降は、公募により選定された指定管理者による管理代行に移行することにしており、平成 17 年 4 月以降に指定管理者の公募を行う予定としている。

事業団自身も指定管理者に応募することが可能であるが、以上に示したように事業団の管理運営は、現時点では都派遣職員が大半を占めており、固有職員の給与制度も東京都に準拠していることから、人件費コストの面で競争がきわめて厳しく、たとえ、高いサービス(質)を提供できるとしても、民間の社会福祉法人との競争の中で指定管理者に選定されるためには、相当のコスト削減が求められている。

(3) 事業団施設と民間施設の人件費比較による競争力の改善について

事業団が運営している以下の知的障害者施設と民間の社会福祉法人が運営している施設について、比較してみると、その内容は、以下に示した(表 2-5)のようになっており、このうち人件費についてグラフをもって表すと(図表 2-2)のようになる。

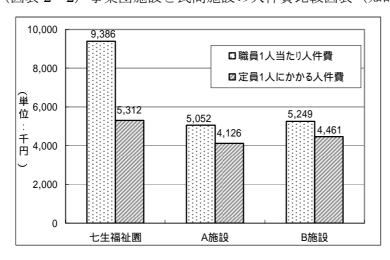
(表 2-5) 事業団施設と民間施設の施設運営費比較表 (知的障害者施設)

(単位:千円)

区分	施設名等	定員	職員数		人件費	職員1人当	職員1人 当たり	定員 1 人 にかかる
			常勤	非常勤	八件貨	たり人件費	宣にり	人件費
事業団	七生福祉園	150 人	81 人	3.9 人	796,838	9,386	1.8 人	5,312
民間	A 施設	60 人	35 人	14.0 人	247,541	5,052	1.2 人	4,126
民間	B施設	42 人	33 人	2.7 人	187,377	5,249	1.2 人	4,461

- (注) 1 人件費には、付帯人件費のうち法定福利費を含んでいる。また、退職手当(退職金)、退職 手当共済等の掛金は含んでいない。
 - 2 職員数のうち非常勤は、常勤換算後の人数である。

(図表 2-2) 事業団施設と民間施設の人件費比較図表 (知的障害者施設)



事業団施設では、職員1人当たりの人件費が民間施設と比較して極めて高い状態にある。なお、国税庁調べによる平成15年度における民間の平均給与額(1年間の給料、手当、賞与の合計額であり、通勤手当等の非課税分や、法定福利費等は含まない。)は4,440千円である。その限りでは、民間施設の人件費は全国の平均値に近いところにあり、あくまでも事業団のほうが高いということになる。

つぎに、児童養護施設について、事業団施設と民間施設とを比較したものが、以下に示した (表 2-6) のようになっており、このうち人件費についてグラフをもって表すと (図表 2-3) のようになる。

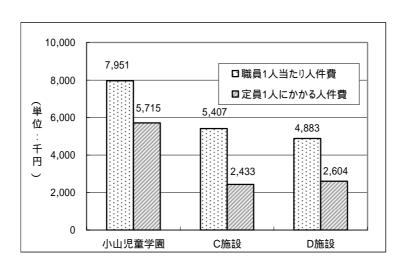
(表 2-6) 事業団施設と民間施設の施設運営比較(児童養護施設)

(単位:千円)

区分	施設名等	定員	職員数			職員1人当	職員1人	定員1人
			常勤	非常勤	人件費	たり人件費	当たり 定員	にかかる 人件費
事業団	小山児童学園	64 人	32 人	14 人	365,738	7,951	1.4 人	5,715
民間	C 施設	60 人	22 人	5 人	145,987	5,407	2.2 人	2,433
民間	D施設	60 人	29 人	3 人	156,249	4,883	1.9 人	2,604

- (注) 1 人件費には付帯人件費のうち法定福利費を含んでいる。また、退職手当(退職金)、退職手 当共済等の掛金は含んでいない。
 - 2 職員数は、実人員である。

(図表 2-3) 事業団施設と民間施設の人件費比較(児童養護施設)



上記3施設は、入所者の定員がほぼ同じ施設であるが、職員1人当たり人件費は、事業団施設では7,951 千円で、民間施設は5,407 千円と4,883 千円である。事業団施設は小規模の寮単位で運営する人員配置が必要であり、単純な比較はできないものの、定員1人当たり人件費を比較すると、事業団施設は5,715 千円であり、民間施設が2,433 千円と2,604 千円であるから、事業団施設は民間施設と比較し、人件費が2倍以上である。

(4) 事業団と民間の社会福祉法人が受託する都立施設のコスト比較について

ほぼ同一規模の重度知的障害者施設で、事業団が運営する日の出福祉園と民間の 社会福祉法人が運営する調布福祉園を取り上げて、平成 15 年度の経費を比較する と、以下に示した(表 2-7)のとおりであり、民間で運営される施設と比較して 事業団で運営される施設の人件費が高くなっていることがわかる。

(表 2-7) 事業団委託施設と民間法人委託施設における経費差額一覧表

(単位:千円)

	日の出福祉園	調布福祉園	差額
人件費	1,074,393	710,065	364,328
事務費	196,543	116,923	79,619
事業費	101,186	75,123	26,062
その他	1,101	7,437	$\triangle 6{,}335$
合 計	1,373,222	909,548	463,674

- (注) 1 入所定員80人の施設における平成15年度事業活動収支決算書より作成している。
 - 2 「その他」は、減価償却費および引当金繰入れである。
 - 3 日の出福祉園は、引当金の繰入れを行っていない。

上記の例を踏まえ、事業団の運営する施設の運営経費が相対的に高くなっている 原因を分析して整理すると、以下の事項があげられる。

- ① 都立施設の職員配置基準が民間の施設より手厚くなっており、都立加算分の人件費が付加されていること
- ② 事業団の福祉職は、大半が都派遣職員で構成され、勤続年数が長く年齢構成が高いことから、給与(個人の年収ベース)が民間施設の職員に比較して高いこと
- ③ 民間施設が、主として日中活動支援等に非常勤職員を活用しているのに対して、事業団の施設は、主に常勤の都派遣職員で構成されていること

意 見(2-2)事業団施設と民間施設との比較による競争力の確保について

事業団施設の場合、職員のほとんどが都派遣職員で構成され、勤続年数が長く年齢構成が高いことから、民間施設の人件費と比較して極めて高い状態にある。

平成 18 年度から本格的に導入される指定管理者制度では、事業団も民間の社会福祉法人とサービスの質のみならず経済性、効率性および有効性等の観点からも公募において競い合い、指定管理者に選定されなければならない厳しい環境におかれている。このことを十分に認識し、事業団においては、職員構成の見直しや人事・給与制度の改正など、事業運営の抜本的な改革が必要と考える。

よって、事業団は東京都と協議の上、非常勤職員の活用などによる人件費の縮減や諸種の問題についての改善策を早急に策定し、実施されたい。

3 指定管理者制度における管理代行方法の構築について

東京都は、管理運営を委託している施設について、事務費、処遇費の項目ごとに 単価を積み上げて委託料を算定している。

処遇費については、国基準と都加算とに区分し、それぞれ処遇内容ごとに単価を 積み上げ、算定している。

東京都においては、民間社会福祉法人に対し、創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営が可能となるよう、サービス推進費補助制度において、利用者1人当たりの単価を基準とする補助方法により、都民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を支援している。

民間の施設と東京都が委託している都立施設については、支払われる経費の委託 (補助) 方法が、以下に示した(表 2-8)のとおり異なっている。

	支援費•措置費	都 加 算	都立加算
都立施設	都の歳入	単価積上 加算配置等	
民間施設	直接収入	サービス推進費 [基本補助] 利用者一人当たりの単価 [努力補助] サービス向上に向けた施設の努力 に応じた加算	

(表 2-8) 東京都が委託する都立施設と民間施設の経費の委託(補助)方法

上記のように、都立加算の部分が大きく異なるとともに、都加算部分について、 東京都は民間施設に対しては、サービス推進費の補助において、利用者のサービス 向上に向けた柔軟な運営を支援するため、施設の種別、施設の規模別に、「都とし て望ましいサービス水準の確保」に必要な利用者一人当たりの単価を基準に補助し ており、その使途については柔軟な対応が可能になっている。

一方、都立施設の委託契約においては、事務費、処遇費の項目ごとに単価を積み上げて委託料を算定し、積み上げた項目ごとの金額を委託基準として示している。 このため、受託者である事業団は、原則としてこの委託基準の範囲内で施設運営を 行うこととなっている。

民間施設と都立施設の経費算定根拠は、もともと大きな違いはなかったが、民間 施設では経費算定を包括化したサービス推進費補助に改め、より柔軟な運用が可能 となっている一方で、都が委託する都立施設については、経費項目ごとの積み上げ 金額を委託基準とし、この委託基準の範囲内で施設運営を行うこととなっているた め、項目間での運用等柔軟な運営を行いがたい現状にある。

福祉現場への民間参入という激変する社会情勢に応じ、指定管理者制度の導入に当たっては、こうした現行の委託方法にとらわれることなく、柔軟な施設運営が可能となるサービス推進費補助の手法を組み合わせるなど、施設運営法人の効率的かつ効果的な施設運営が可能となる管理代行方法を検討し、導入していく必要があると考える。

意 見(2-3)指定管理者制度における管理代行方法の構築について

民間施設と都立施設の経費算定根拠は、もともと大きな違いはなかったが、民間施設では経費算定を包括化したサービス推進費補助に改め、より柔軟な運用が可能となっている一方で、都が委託する都立施設については、経費項目ごとの積み上げ金額を委託基準とし、この委託基準の範囲内で施設運営を行うこととなっているため、項目間での運用等柔軟な運営を行いがたい現状にある。

よって、福祉現場への民間参入という激変する社会情勢に応じ、指定管理者制度の導入に当たっては、こうした現行の委託方法にとらわれることなく、柔軟な施設運営が可能となるサービス推進費補助の手法を組み合わせるなど、施設運営法人の効率的かつ効果的な施設運営が可能となる管理代行方法を構築されたい。

4 指定管理者制度導入時における公募条件とプロセスについて

平成 15 年に改正された地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき、指定管理者制度が導入され、現在事業団に運営を委託している福祉施設についても、平成 18 年度より同制度に移行する予定である。同制度の導入により、事業団は、他の民間社会福祉法人と、指定管理者の指定をめぐって競うことになる。また、法の趣旨から、運営法人の選定に当たっては、公募が望ましいとされている。すなわち、現在事業団が運営受託している福祉施設も原則として、一旦、公募による運営法人選定のスクリーニングを経ることとなる。

事業団は、現在の職員の年齢構成などから、コスト面では厳しい戦いが予想される。一方、数多くの施設を受託運営してきた実績とノウハウを持っていることは事実である。

事業団は、都が全額出資し、職員の90%以上が都から派遣されている都の監理団体である。公募を行うのは都であるが、事業団は他の民間社会福祉法人と同一の立場で公募に参加することになる。都民の目が、事業団改革の推進に資する公正な公募となるかどうかに、強い関心が集まってくるものと考える。

東京都による法人選定の際、コスト面だけでなく、施設運営能力を考慮すべきは 当然であるが、選定基準および選定プロセスが、事業団にとってのみ有利にならな いような条件設計が行われるべきである。

意 見(2-4) 指定管理者制度導入時における公募条件とプロセスについて

平成15年に改正された地方自治法第244条の2第3項に基づき指定管理者制度 が導入され、現在事業団が運営受託している福祉施設も原則として、一旦、公募に よる運営法人選定のスクリーニングを経ることとなる。

事業団は、コスト面では厳しい戦いが予想される。一方、数多くの施設を受託運営してきた実績とノウハウを持っている。

事業団は、都が全額出資し、職員の90%以上が都から派遣されている都の監理団体であることから、都民の目が、事業団改革の推進に資する公正な公募となるかどうかに集まることは必然である。

よって、都による法人選定の際、コスト面だけでなく、施設運営能力を考慮すべきは当然であるが、選定基準および選定プロセスが、事業団にとってのみ有利にならないような条件設計を行い、その内容を公開したうえで、公募されたい。

5 児童の質的変化に対応した児童養護施設の体制の整備について

近年、児童養護施設に入所する児童の入所理由は、親の離婚や失踪といった原因から、被虐待、養育放棄、親子関係不調などへと変化している。

平成 15 年度中に家庭から入所した児童は 432 人であり、乳児院や児童自立支援施設など、他の施設等から措置変更された児童を加えた合計入所児童数 576 人に対し、家庭復帰した児童は約半分の 291 人である。たとえば、A 施設では、親等家族が児童を引き取れない理由として、「養育能力の欠如・養育意志薄弱」が 45%と多く、そのうち養育放棄や虐待の危険のある家庭が約半数にも上っている。

虐待が理由で親から引き離した場合に、親が虐待しないように変化していなければ、家庭に復帰させることはできない。したがって、児童相談所等と連携を強化し、 家族を養育可能な状態に誘導する方策を充実するなど家庭復帰の促進に、一層、取り組んでいく必要がある。

また、児童養護施設に入所中の被虐待児童数の調査(平成 16 年 2 月)によると、被虐待児の割合は、施設全体で 56.7%にも及んでおり、民間施設が 54.3%、都立施設が 65.5%となっている。

都立施設が民間施設より被虐待児の入所割合が高い理由としては、民間では受け 入れが困難な児童が増えていることが一因として挙げられる。

また、児童養護施設全体として、情緒障害、知的障害、ADHD(注)など処遇困難な児童が増加傾向にある。

(注) ADHD (注意欠陥多動性障害)

著しい不注意と持続した課題の遂行ができないことをともなった調節不良な多動、そしてこのような行動的な特徴が、いつまでも持続していることによって特徴づけられる。

東京都は、事業団に管理委託している都立 10 ヶ所の児童養護施設および民間の 児童養護施設に対し、これら虐待等により心に傷を負った児童の心理的ケアを実施 することを目的として、

- ① 都立施設については、事業団に対し児童の心理ケアに要する経費を委託料として支出し、
- ② 民間施設については、心理的ケアを必要とする児童が 10 人以上入所している場合には、国が心理職員を配置する経費を加算し、さらに、東京都もサービス推進費により、国基準の上乗せや国では指定されない 9 人以下の児童が入所している施設についても、「心理ケア加算」として補助している。

東京都は、民間施設では受け入れ困難な児童について、都立施設の一定の役割として、その受け入れに取り組むとともに、民間施設でも受け入れが促進されるよう、

上記のような補助を実施している。

国や都の心理的なケアに要する経費の補助等を受けている施設の実績は、以下に示した (表 2-9) のとおりである。

民 間 都 立. 施設数 施設数 総定員(人) 総定員(人) 国指定施設 9 90.0% 576 96.6% 31 68.9% 1.617 71.6% 国指定外施設 22.2%0 0.0% 0 0.0% 10 466 20.6% 対象外 1 10.0% 20 3.4% 4 8.9% 176 7.8% 合 計 10 | 100.0% 596 | 100.0% 45 | 100.0% 2,259 | 100.0%

(表 2-9) 都立施設と民間施設の心理ケア加算状況一覧表

上記 (表 2-9) のとおり、民間においても 91.1% の施設で心理職員を配置し、心理的ケアを必要とする児童の受け入れに取り組んでいる。

このような状況の中、都立の児童養護施設については、平成14年7月策定の「福祉サービス提供主体の改革への取り組みについて」において、都立都外児童養護施設は「家庭的養護の充実を図りながら施設定員の充足状況を考慮しつつ、都内施設や養育家庭での受け入れなどにより、規模の縮小を図っていく。」とし、民間移譲については、中井児童学園以外は言及されていない。

中井児童学園以外の都立施設について、民間移譲が言及されていない事由としては、虐待などによる処遇困難児童の入所が増加傾向にあり、民間施設だけでは対応しきれない実情があることが考えられる。しかし、都立施設でも対応に苦慮する状況が生じてきており、社会的養護全体の課題として検討していく必要がある。

処遇困難児童が円滑に受け入れられる体制を整備し、児童一人ひとりの状況に応じた援助が行えるよう、社会的養護全体のあり方を検討し、効率化が求められている都立施設の民間移譲などを含め、中長期の計画を構築する必要がある。

意 見(2-5)児童の質的変化に対応した児童養護施設の体制の整備について

近年、児童養護施設に入所する児童は、親の離婚や失踪といった原因から、被虐 待や養育放棄などへと変化しており、児童相談所等と連携しながら、家族を養育可 能な状態に誘導し、家庭復帰の促進に、一層、取り組んでいく必要がある。

また、東京都は民間では受け入れ困難な児童について、都立施設の一定の役割として、その受け入れに取り組んできた。しかし、被虐待等による入所児童は増加傾向にあり、その対応は、都立施設だけではなく、社会的養護全体のあり方にかかわる課題となっている。

よって、処遇困難児童が円滑に受け入れられる体制を整備し、児童一人ひとりの状況に応じた援助が行えるよう、社会的養護全体のあり方を検討し、効率化が求められている都立施設の民間移譲などを含め、中長期の計画を構築し、実現されたい。

6 給食にかかる費用削減(単価引下効果)に向けた取り組みについて

事業団が東京都から受託している 10 の児童養護施設および 11 の障害者 (児) 施設における給食は、各施設に配置された栄養士が、児童の成長や障害者の個別状況に応じて、きざみ食や治療食を含む様々な献立をたてて提供している。調理場は各施設に設置されており、そこでの調理業務は、調理員を配置して直接行っている施設と業務委託している施設があるが、児童の施設は国の基準で調理員の配置が義務付けられている。

給食にかかる費用は、以下に掲げた(表 2-10)および(表 2-11)に示したとおりである。

(表 2-10) 1 食当たり単価比較一覧表(児童養護施設)

(単位:円、人)

	1 食単価 A	1 食 食材費	Aに 占める	食数	定員	食材費計①	栄 配	§ 士 置	調理配	里員 置	栄養士 調理員	給食費に 係る
	①~③計 /食数	B ①/食数	Bの 割合	(食)	X Z	X N X H 🔾	常勤	勤 非	常勤	勤 非	人件費②	光熱水費 ③
中井児童学園	1,324	379	28.6%	11,179	20	4,236,103		1	1	1	10,467,545	98,202
品川景徳学園	1,091	368	33.7%	52,217	48	19,191,792	1		3	2	37,559,831	216,172
石神井学園	964	433	44.9%	91,224	112	39,494,103	1		5	2	47,916,157	545,158
小山児童学園	1,011	381	37.7%	70,608	64	26,919,526	1		4	1	44,157,123	330,429
むさしが丘学園	963	385	40.0%	62,421	64	24,054,636	1		4	1	35,912,143	153,514
船形学園	1,022	426	41.7%	69,947	64	29,821,567	1		3	3	41,390,543	258,928
八街学園	1,066	411	38.6%	65,371	64	26,852,367	1		4	1	42,647,355	189,243
勝山学園	1,016	438	43.1%	73,714	64	32,302,171	1		3	3	42,098,032	521,521
片瀬学園	1,129	357	31.6%	53,762	48	19,184,879	1		4	2	41,277,866	235,745
伊豆長岡学園	962	357	37.1%	52,108	48	18,589,072	1		3	2	31,454,750	95,286
合 計		_	_	602,551	596	240,646,216	9	1	34	18	374,881,345	2,644,198
平均	1,026	399	38.9%	60,255	_	24,064,622	_	_	_	_	37,488,135	264,420

⁽注) 1 ①は平成15年度決算額に基づいて計算している。

² ②は平成15年度の現員現給に対する実績額である。

³ ③は平成15年度水道光熱費を床面積で按分している。

⁴ 石神井学園は、平成 16 年 1 月~3 月まで厨房の工事を行った。その間、主食以外の食事を外注したため、その費用および食数は比較可能性のため差し引いて算出している。

(表 2-10) の 1 食単価 (A) は、朝食、昼食および夕食を含めて算出した平均の単価である。最も低いのは伊豆長岡学園 962 円であり、10 施設の 1 食単価 (A) の平均は、1,026 円となっている。これは、一般家庭や勤務者が日頃使っている外食費用あるいは市販の弁当類を参考に比較すると高い金額となっている。

販売用の弁当類や飲食店で提供されているものの金額は、利益を含めた金額であること を考えると、成長期の児童の栄養を考慮するなどの特別な事情があるものの、高い単価(給 食原価)となっている。

(表 2-11) 1 食当たり単価比較一覧表(障害者・児施設)

(単位:円、人)

	1 食単価 A	1 食 食材費	Aに 占める	A *L (A)	→ □	& +++ 弗 司 ①	翌四季₹ ♠	栄養士 配置	調理配		栄養士	給食費に
	①~④計 /食数	B ①/食数	Bの 割合	食 数(食)	定員	食材費計①	調理委託②	常勤	常勤	非常勤	調理員 人件費③	係る 光熱水費④
七生福祉園(者)	604	372	61.6%	174,812	150	65,016,587	33,481,000	1			5,397,272	1,676,491
七生福祉園 (児)	725	364	50.2%	166,795	156	60,651,639		1	6	3	58,186,481	2,018,079
東村山福祉園	965	449	46.5%	207,830	160	93,386,206		1	12	2	106,493,457	724,444
千葉福祉園(者)	527	399	75.7%	526,090	480	209,917,949		1	5	8	65,770,605	1,728,099
千葉福祉園 (児)	820	408	49.8%	101,022	120	41,210,171		1	5		41,406,399	195,751
日野療護園	969	381	39.3%	66,705	50	25,384,245	30,660,000	1			8,270,779	295,178
大泉就労支援ホーム	945	357	37.8%	52,450	50	18,704,308	22,428,000	1			8,308,790	141,611
八王子福祉園	773	398	51.5%	235,152	160	93,677,353		1	10	2	87,612,840	407,089
小平福祉園	906	375	41.4%	67,881	42	25,482,300	27,300,000	1			8,226,250	482,207
日の出福祉園	800	382	47.8%	122,461	80	46,791,858	42,840,000	1			7,881,727	394,026
町田福祉園	783	372	47.5%	125,587	80	46,705,360	45,360,000	1			5,623,792	601,189
合 計		_		1,846,785	1,528	726,927,976	202,069,000	11	38	15	403,178,392	8,664,163
平均	817	394	48.2%	167,890	_	66,084,361	33,678,167	_	-	_	36,652,581	787,651

⁽注) 1 ①、②は平成15年度決算額に基づいて計算している。

² ③は平成15年度の現員現給に対する実績額である。

³ ④は平成15年度水道光熱費を床面積で按分している。

食材にかかる施設ごとの購入単価の例を示すと、以下に掲げた(表 2-12)および(表 2-13)のようになっている。

(表 2-12) 児童養護施設の食材の仕入単価(税抜) 比較表(平成 15 年 10 月時点) (単位:円)

	牛 乳	豆腐	こんにゃく
	1000mℓ 換算	350g 換算	250g 換算
中井児童学園	215	86	100
品川景徳学園	203	140	130
石神井学園	200	98	100
小山児童学園	140	73	75
むさしが丘学園	140	103	110
船形学園	179	90	93
八街学園	200	117	113
勝山学園	184	105	113
片瀬学園	180	120	65
伊豆長岡学園	225	84	130
安 値 (A)	140	73	65
高 値 (B)	225	140	130
(B/A)	1.6 倍	1.9 倍	2.0 倍

⁽注) 1 価格は、同じ容量・重量に換算して表記したものであって、実際の納品価格とは異なっている。

² 牛乳で、仕入単価が最も高いのは、伊豆長岡学園であるが、定価 250 円の牛乳を 10%引きで仕入れている。

(表 2-13) 障害者(児) 施設の食材の仕入単価(税抜) 比較表(平成 15 年 10 月時点) (単位:円)

	牛 乳	豆腐	こんにゃく
	1000mℓ 換算	350g 換算	250g 換算
七生福祉園(児)	165	86	86
七生福祉園(者)	165	86	68
東村山福祉園	175	80	70
千葉福祉園	160	85	50
日野療護園	188	95	130
大泉就労支援ホーム	188	140	108
八王子福祉園	180	110	_
小平福祉園	180	80	90
日の出福祉園	180	74	125
町田福祉園	205	89	113
安 値 (A)	160	80	68
高 値 (B)	205	140	130
(B/A)	1.3 倍	1.8 倍	1.9 倍

- (注) 1 価格は、同じ容量・重量に換算して表記したものであって、実際の納品価格とは異なっている。
 - 2 豆腐で、仕入単価が最も高いのは、大泉就労支援ホームであるが、地域の個人商店から 300g の豆腐を 120 円で仕入れている。

児童養護施設では、牛乳 1,000m 0 換算で、安値 140 円と高値 225 円の価格差が85 円 (1.6 倍)、豆腐 350 g 換算で安値 73 円と高値 140 円の価格差が67 円 (1.9 倍)、こんにゃく 250 g 換算で安値 65 円と高値 130 円の価格差が65 円 (2.0 倍)となっている。

また、障害者(児)施設では、牛乳 1,000m ℓ 換算で、安値 160 円と高値 205 円の価格差が 45 円(1.3 倍)、豆腐 350 g 換算で安値 80 円と高値 140 円の価格差が 60 円(1.8 倍)、こんにゃく 250 g 換算で、安値 68 円と高値 130 円の価格差が 62 円(1.9 倍)となっている。

施設は千葉県や静岡県にも設置されていて、施設ごとあるいは地域ごとの特性があるなどの理由から食材の一括購入は難しいとしても、施設ごとの食材単価について情報交換を行うなどして「より良いものをより安く」購入できるようにしていくべきものと考える。

石神井学園の平成 16 年 9 月の調理員勤務実績および食数は、以下に示した(表 2-14)のとおりである。

(表 2-14) 石神井学園における調理員勤務実績および食数表(平成 16 年 9 月)

(1) 2	/	↑ 17 円 10 円 17 円 10 円 17 円 10 円 17 円 10 円 17 円 17							
		A		食 数		CまたはD	食 数		
		$5:00\sim 13:45$	朝	弁当	昼	9:30~18:15	夜		
						$10:00\sim18:45$			
1 日	(水)	2名	106	1	109	3名	103		
2 日	(木)	2名	106	32	30	3名	97		
3 日	(金)	2名	106	30	32	2名	104		
4 日	(土)	2名	102	3	96	2名	104		
5 日	(日)	2名	104	1	105	2名	96		
6 目	(月)	2名	107	35	16	3名	103		
7 日	(火)	2名	104	29	16	3名	106		
8 日	(水)	2名	105	39	20	3名	103		
9 日	(木)	2名	108	30	18	3名	104		
10 日	(金)	2名	104	41	17	3名	105		
11 日	(土)	2名	103	3	105	2名	88		
12 日	(日)	2名	104	1	103	2名	95		
13 日	(月)	2名	104	37	17	2名	103		
14 日	(火)	2名	103	31	17	3名	104		
15 日	(水)	2名	104	43	18	4名	101		
16 日	(木)	2名	95	31	16	3名	104		
17 日	(金)	2名	97	35	17	3名	101		
18 日	(土)	2名	96	4	102	2名	85		
19 日	(目)	2名	96	3	103	2名	97		
20 日	(月)	2名	98	0	103	2名	103		
21 日	(火)	2名	97	28	31	2名	104		
22 日	(水)	2名	99	39	20	3名	101		
23 日	(木)	2名	97	0	106	2名	104		
24 日	(金)	2名	96	36	16	5名	101		
25 日	(土)	2名	96	2	103	2名	92		
26 日	(日)	2名	96	17	87	3名	102		
27 日	(月)	2名	95	36	35	3名	104		
28 日	(火)	2名	97	30	18	3名	102		
29 日	(水)	2名	96	41	18	3名	102		
30 日	(木)	2名	96	32	15	2名	102		

⁽注) 24 日は、調理員会議のため全員出勤している。

石神井学園では、常勤5名、非常勤2名で調理業務を行っており、以下の業務内容のとおり、遅番は9:30(10:00)に出勤するが、昼食の準備にはかかわらないので、効率的な勤務形態を検討する必要がある。

A(早番)	5:00~13:45	朝食、弁当、昼食
C・D (遅番)	9:30~18:15	夕食、翌日の朝食・弁当の材料準備 (水曜日のみ手作りおやつ)

(注)遅番は、季節に応じ10:00~18:45体制となる。

石神井学園の例では、平成 16 年 9 月の遅番のシフトは、以下のようになっている。

2名の日 13日
 3名の日 15日
 4名の日 1日
 5名の日 1日

遅番については、2名であれ、3名であれ、調理する食数に大きな違いがないため、2名でも十分に対応できると考える。

また、児童養護施設の1食単価が平均1,026円で、障害施設の1食単価の平均817円と比較して高いのは、学校給食により平日の昼食の食数が少ないにもかかわらず、調理員が常勤で配置されていることにより、食材以外の間接コストが1食当たりの単価を押し上げる結果となっているからである。

以上のことから、都立基準による調理員の配置について、業務の効率性の観点から適正な配置へと見直す必要がある。

児童養護施設は寮内に台所が設けられており、ご飯などは寮内で作ることができるため、たとえば、児童と一緒に朝食のおかずや味噌汁などについても寮内で作れるようにすることで、家庭的ふれあいをもたらすこともでき、また、職員と児童、児童と児童との協調性、児童の自立性の確保等が実現し、さらに調理員の柔軟な配置が可能となるものと考える。

障害者施設のうち、調理を委託している施設の調理委託費を比較したものが、以下に示した(表 2-15)である。

(表 2-15) 調理委託施設の委託費比較表

(単位:円)

施設名	1食単価	食数	定員	調理委託費	1 食当たり 調理委託費
七生福祉園(者)	604	174,812	150 人	33,481,000	192
日野療護園	969	66,705	50 人	30,660,000	460
大泉就労支援ホーム	945	52,450	50 人	22,428,000	428
小平福祉園	906	67,881	42 人	27,300,000	402
日の出福祉園	800	122,461	80 人	42,840,000	350
町田福祉園	783	125,587	80 人	45,360,000	361

七生福祉園(者)と日野療護園との間では1食当たりの調理委託費が192円と460円であり、両施設の間では268円(2.4倍)の大きな差が生じている。施設によって、障害程度の差によりミキサー食の追加的コストの発生等も考慮しなければならないが、調理にかける経費があまりにも違いすぎる。このため、各施設の調理委託の実施体制や仕様内容について情報交換等を行い、コストの縮減に向けた検討をする必要がある。

意 見(2-6)児童養護施設の効率的な調理員の配置について

児童養護施設の1食単価が平均1,026円で、障害者(児)施設の1食単価平均817円と比較して高いのは、学校給食により平日の昼食の食数が少ないにもかかわらず、調理員が常勤で配置されていることにより、食材以外の間接コストが1食当たりの単価を押し上げる結果となっているからである。

そのため、都立基準による調理員の配置について、業務の効率性の観点から適正な配置へと見直していく必要がある。

また、児童養護施設は寮内に台所が設けられており、ご飯などは寮内で作ることができるため、たとえば、児童と一緒に朝食のおかずや味噌汁などについても寮内で作れるようにすることで、職員と児童、児童と児童との協調性、児童の自立性の確保等ができると考える。

よって、調理員の柔軟な配置を実現し、業務の効率化を図られたい。

意 見(2-7)障害者施設の調理費用の再検討について

七生福祉園(者)と日野療護園では、1食当たりの調理委託費がそれぞれ192円と460円であり、両施設間では268円(2.4倍)の大きな差が生じている。施設によって、障害程度の差によりミキサー食の追加的コストの発生等も考慮しなければならないが、調理にかける経費があまりにも違いすぎる。

よって、各施設の調理委託の実施体制や仕様内容について情報交換等を行い、コストの縮減に向けた検討を行い、調理費用の改善に努められたい。

意 見(2-8)事業団の受託している施設間の食材単価の効果的な情報交換につい て

平成 15 年 10 月の食材購入単価について、事業団が受託している児童養護施設では、施設間で牛乳(1,000mℓ 換算)は 1.6 倍、豆腐(350 g 換算)は 1.9 倍、こんにゃく(250 g 換算)は 2.0 倍の価格差があり、障害者(児)施設では、施設間で牛乳(1,000mℓ 換算)は 1.3 倍、豆腐(350 g 換算)は 1.8 倍、こんにゃく(250 g 換算)は 1.9 倍の価格差があった。

よって、食材購入については、施設ごとあるいは地域ごとの特性があるなどの理由から一括購入は難しいとしても、食材の「より良いものをより安く」購入できるよう施設間の食材単価に関する情報交換を有効に実施して経済性と効率性ある食材の購入に努められたい。

7 授産施設の有効活用について

大泉就労支援ホームは、身体障害者福祉法(昭和 24 年 12 月 26 日 法律第 283 号)第 31 条による身体障害者授産施設で、就労が困難な利用者に必要な訓練を行うとともに、授産事業を通じて自立を支援することを目的とした施設である。

一方、利用者 41 名中 36 名が、視覚障害と他の障害(知的障害、肢体不自由など)を持っている重複障害者であり、うち 6 名は三重障害を抱えている現状がある。

最近、地域生活に移行できたのは平成14年度、15年度ともに、各々、1名ずつという状況であった。また、軽作業による授産収入も、平均一人当たり月5千円から7千円程度である。その結果として、平成15年度においては、利用者41名中22名は在所期間が18年以上であり、実質的には生活施設となっている。

局の方針である他の施設との統合も視野に入れつつ民間移譲を進めていくという計画(検討中)の中では、合わせて授産事業の活性化を図ることが重要であると 考える。

個々の利用者の地域生活移行や授産の可能性に応じてきめ細かく支援を行えるよう支援内容に検討を加えるとともに、他の施設と連携するなど施設の活性化を図っていく必要があると考える。

意 見(2-9)授産施設の有効活用について

大泉就労支援ホームは、視覚障害と他の障害(知的障害、肢体不自由など)が重複している利用者に必要な訓練を行い、授産事業を通じて自立を支援することが目的とされているが、実質的には生活施設となっている。

よって、個々の利用者の地域生活移行や授産の可能性に応じてきめ細かく支援を 行えるよう支援内容に検討を加えるとともに、他の施設と連携するなど施設の活性 化を図られたい。 8 障害者施設において利用者の能力をより発揮できる支援体制の充実化について

事業団が運営する障害者施設で行われている支援活動は、従来から行われている ハガキ作りなどの創作や文化活動などが中心であり、IT機器を利用者の支援に利 用する取り組みが行われていない。

日野療護園の利用者は、重度の身体障害を持つものの、多くの利用者はボランティアの支援を得て機織やハガキ作りに個性と能力を発揮しており、電動式車椅子を自分で操作して行動可能な利用者も比較的多いと考える。ある利用者は、自らが電動式車椅子で地域社会を移動している体験に基づき、職員の支援を得て、車椅子での通行が困難な箇所を指摘するビデオを作成して地方自治体に提示し、改善に貢献しているケースもある。

近年ITの発達により、身体に障害があってもパソコン等を利用して、より社会との接触を持ち、社会に貢献する可能性が広がってきている。利用者の障害の状況に応じてIT機器の活用などを行うことにより、訓練の幅が広がり地域社会への移行などに活かされるものと思われる。現在の発達したIT機器などを活用した、支援方法の開発に創意工夫を凝らして取り組むことが必要である。

意 見(2-10)障害者施設において利用者の能力をより発揮できる支援体制の充 実化について

事業団が運営する障害者施設で行われている支援活動は、従来から行われている ハガキ作りなどの創作や文化活動などが中心であり、IT 機器を利用者の支援に利 用する取り組みは行われていない。

近年 IT の発達により、身体に障害があってもパソコン等を利用して、より社会との接触を持ち、社会に貢献する可能性が広がってきている。

利用者の障害の状況に応じて IT 機器などを活用することにより、訓練の幅が広がり地域社会への移行などに活かされるものと思われる。

よって、現在の発達した IT 機器などを活用した「支援方法の開発」に創意工夫を凝らして取り組まれたい。

9 東京都社会福祉総合学院通学課程の運営方法の抜本的な見直しについて

(1) 学院運営の経緯について

平成9年10月、福祉局(現福祉保健局)は、本格的な少子・高齢社会を迎え、 実践的で高い専門性を備えた人材を養成し、東京都の福祉水準の一層の向上を図る ことを目的として、「新たな福祉人材養成機関の基本計画」を策定した。

基本計画における新たな福祉人材養成機関は、現場で働く福祉分野の実務者に対してリカレント教育(現職継続教育)を行う一方、昼夜開講する専修学校として、社会福祉士、介護福祉士、保育士の養成も行うもので、同年12月に、都立石神井学園の木造体育館などの敷地を活用することとして校舎の基本設計に着手した。

平成11年1月には、「福祉人材養成機関の整備指針」を策定し、福祉人材養成機関の実施主体を事業団に決定し、3月には、東京都と事業団との間で、「①福祉人材養成機関の用地等として使用すること、②転貸してはならないこと」などを条件に、土地の無償貸付契約が締結され、事業団は、校舎の建設工事契約(1期分6,000 ㎡)を締結した。

同年8月には、リカレント教育に関するニーズ調査の結果と東京都の財政事情等の理由により事業の変更案が検討され、10月には、リカレント教育を柱とする福祉人材養成機関(平日夜間と土曜日に開講)に修正され、合わせて社会福祉士養成施設通信課程を設置(校舎の自己保有を要件として厚生省(現厚生労働省)の指定が必要)することとして、平成13年4月に東京都社会福祉総合学院(以下、「学院」という。)を開校した。

事業団は、平成 15 年度以降、銀行借入金償還金に対する東京都の補助金が増加すること、平日の昼間に行っていた特別養護老人ホーム研修が平成 14 年度で終了することを考慮し、空き教室の有効利用と運営経費の削減を図り、受託者に経営努力をさせる仕組みを導入する趣旨等から、平成 13 年 10 月には、学院事業の運営受託者と、学院の建物を借り受けて、独自の福祉人材養成事業を行う借受者を民間事業者から公募することとした。平成 14 年 4 月からは、特定の学校法人が、5 年間の契約で学院事業の運営を受託すると同時に学院の建物を借り受けて、医療・福祉系の専門学校を運営している。

これにより、銀行借入金償還金を除く東京都の運営費補助は、平成 14 年度以降、 廃止された。

(2) 学院の教育内容と収支状況について

学院の教育内容および収支状況は、以下に掲げた(表 2-16)および(表 2-17)に示したとおりである。

(表 2-16) 東京都社会福祉総合学院の教育内容(平成 16 年度)

	主たる教育目標	定員数	入学者数	運営形態
通学課程	1 福祉経営科は学院独自のもので社会福祉経営の新しい理論と、経営の実際を学ぶ課程である。 2 福祉サービス科は、子ども家庭・障害者・高齢者の3コースから構成され、各分野別に基本的な理論と、福祉現場で起きている諸問題に対応できるためのスキルを習得する課程である。	80 人	36 人	特定の学校法 人に運営委託
通信課程	福祉サービスに必要な専門的知識・技術を身につけ、権利擁護に関する高い意識と豊かな感性を備え、 人の心を理解しながら意思の疎通を図ることのできる専門職としての社会福祉士を目指す課程である。	200 人	229 人	特定の学校法 人に一部事務委 託

(表 2-17) 平成 15 年度の東京都社会福祉総合学院の収支状況表

(単位:千円)

東京都社会福祉総合学院事業収支								
収 入		支 出		差引				
学生納付金	73,547	人件費支出	31,241					
手数料収入・雑収入	3,677	事務費支出	59,845					
建物貸付料収入	57,150	租税公課	19,965					
		減価償却費	67,345					
		借入金利息支出	34,742					
収 入 計	134,374	支 出 計	213,138	\triangle 78,764				

- (注) 1 上記の表は、事業団の平成 15 年度の事業活動収支計算書をもとに、収支総額を明らかにするため、運営受託者が収入として計上している授業料等(事業活動収支計算書上では、平成 14 年度に収入計上している平成 15 年度分通信課程授業料等 21,870 千円も含む。)を加えて、内容に応じて組み替えて作成している。
 - 2 借入金利息支出は、建物貸付料を収入として計上しているため、民間企業の会計を考慮して学院 の費用に含めて記載している。

通学課程は、以下に示した(表 2-18)および(表 2-19)のとおり、毎年入学者が減少しており、出席者数も低調なのが実情であるが、その理由としては、社会福祉の現場に携わる社会人は、変則勤務従事者も多く、また、最寄の駅から遠いなど学院への通学が比較的不便であること、さらには資格の取得に結びつかないこと等が考えられる。

(表 2-18) 東京都社会福祉総合学院通学課程の定員と入学者の推移比較表

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
入学者	1	68 人	62 人	36 人
定 員	2	80 人	80 人	80 人
入学率	1/2	85%	77.5%	45%

(表 2-19) 東京都社会福祉総合学院通学課程の平成 15 年度テーマ科目別出席者数

テーマ科目名	科目数	開講回数合計(回)	平均出席者数(人)
全科目共通	8	31	20.3
福祉サービス科共通	7	37	16.5
福祉経営科専門	11	59	9.6
子ども家庭コース専門	10	54	4.9
障害者コース専門	7	42	8.0
高齢者コース専門	8	44	10.7
パソコン教室	1	5	13.4

⁽注) 平均出席者数は加重平均による人数である。

福祉を取り巻く社会状況が大きく変化するなか、学院通学課程が目指すリカレント教育に独自性はあるものの、社会人向けの福祉教育は、他の福祉系大学院や専門職大学院で実施されている。

特定の学校法人との定期建物賃貸借契約が平成19年3月まで有効であることと、 特定の学校法人の教育機関としての責任を考慮する必要はあるが、他の福祉系大学 院や専門職大学院との提携等や、受講者が少ないコースの閉鎖、東京都が保有する より交通の便の良い施設への移転などを検討していくべきである。

意 見(2-11) 東京都社会福祉総合学院通学課程の運営方法の抜本的な見直しに ついて

福祉現場に携わる社会人のためのリカレント教育を行っている東京都社会福祉総合学院(以下、「学院」という。)の通学課程は、定員80人に対して、平成15年度において入学者は62人であり、平成16年度の入学者は36人となっている。

定員割れになっている理由として、福祉現場に携わる社会人は、変則勤務従事者も多く、また、最寄りの駅から遠いなど学院への通学が比較的不便であることや、新たな資格の取得に結びつかないこと等が考えられる。

よって、民間機関や区市町村においても多様な福祉教育が実施されている実情を踏まえ、他の福祉系大学院や専門職大学院との提携等や、受講者が少ないコースの閉鎖、東京都が保有するより交通の便の良い施設への移転などを検討して、学院通学課程の運営方法を抜本的に見直しされたい。

10 東京都社会福祉総合学院の運営の改善について

9(1)「学院運営の経緯について」に述べたように、平成13年10月には、建物等の有効活用を図るため学院の運営と共に、学院の建物を借り受けて福祉人材養成事業を行う民間事業者を公募することとなり、平成14年4月から特定の学校法人が、学院事業の受託と自らの専門学校の運営を行っている。

学院建物等の使用の状況等や、事業団の収益事業に係る損益および東京都が補助金として事業団に支出している学院の建物に係る借入金の償還額および支払利息は、以下に示した(表 2-20)、(表 2-21)および(表 2-22)のとおりである。

(表 2-20) 東京都社会福祉総合学院の施設の使用状況並びに取得価額の内訳 (単位:千円)

	面積	竣工 (購入) 年 月	取得価額	使用状況
校舎	5,422.96 m ²			特定の学校法人と共 同使用で、事業団の試 算によれば、学院の使 用割合は10%である。
アリーナ (体育館)	792.00 m²	平成 12 年 8 月	1,902,922	特定の学校法人と共同使用で、学院の使用 割合は 10%とされているが、事実上ほとんど 使用していない。石神 井学園の児童は優先的 に使用できる契約となっている。
器具・備品			115,790	特定の学校法人に無 償貸与するが、特定の 学校法人の責任におい て管理し、定期建物賃 貸借契約解除時に返還 されるものである。
土地	6,612.45 m ²		388,289	東京都が所有してい る。

⁽注) 1 校舎、アリーナの取得価額は、区分経理できないため、総額で記載している。

² 土地の価額は、東京都財産台帳(平成11年3月改定)により算出している。

(表 2-21) 東京都社会福祉総合学院の収益事業損益内訳書

(単位:千円)

勘定科目		平成 15 年度	
事業収入		57,150	
建物貸付料収入	注 1	57,150	
雑収入		0	
収 益 合 計 (A)		57,150	
事務費支出		57,366	
租税公課		19,965	
雑費	注 2	37,402	
減価償却費		60,611	
費 用 小 計 (B)		117,977	
借入金利息支出	注 3	34,742	
費用合計		152,719	
収益合計-費用合計(A-B)		△ 95,569	

- (注) 1 建物貸付料収入のうち、特定学校法人に対する賃貸料は 56,700 千円 (消費税込み) である。
 - 2 雑費 37,402 千円は、平成 14 年度に都の補助金により負担した学院委託時の事業所税を、 平成 15 年度財政援助団体等監査の指摘により、平成 15 年度に都に返還したことにより生じ た一過性のものである。
 - 3 事業団では借入金利息支出を、すべて公益事業会計に賦課しているが、建物貸付料を収入 に計上しているため、民間企業の会計を考慮して借入金利息支出を加えた費用合計を記載 している。
 - 4 (注 2) の一過性の要素を除いた、平成 15 年度の費用合計は 115,318 千円であり、その場合の「収益合計一費用合計」は \triangle 58,168 千円となる。

(表 2-22) 東京都社会福祉総合学院の施設取得に係る借入金の償還額および 支払利息すう勢比較表

(単位:千円)

年 度	元 本	利 息	計
平成 11 年度	_	3,196	3,196
平成 12 年度	_	25,451	25,451
平成 13 年度		35,940	35,940
平成 14 年度	_	35,334	35,334
平成 15 年度	187,015	34,742	221,757
平成 16 年度(予定)	268,630	30,609	299,239
平成 17 年度以降 平成 22 年度まで(予定)	1,424,791	77,724	1,502,515
合 計	1,880,436	242,997	2,123,433

事業団は、学校法人に学院事業の委託と建物等の施設の貸し出しを一括して行う ことにより、学院を昼夜活用し、経費削減を図ったと説明しているが、以下のよう な問題がある。

① 特定の学校法人が賃借している学院の建物の借入金償還額および利息相当額をすべて都が補助金として事業団に支出していること

学院の建物は、平成14年4月に特定の学校法人に5年間の定期建物賃貸借契約により賃貸されており、事業団の算定で90%の割合が特定の学校法人の校舎として使用され、賃貸料収入は収益事業収入とされているにもかかわらず、借入金償還額(平成15年度 187,015千円)および利息相当額(34,742千円)が、すべて都からの補助金として事業団に支出されている。

特定学校法人は、学校教育法に基づき専門学校を設置しており、今後も校舎として継続的に使用する可能性がある。その一方、当該建物に係る借入金償還額および利息相当額を都が全額補助金として事業団に支出している現況を維持すれば、今後、平成22年度までに約18億円、累積で約21億円が都からの補助金として支出されることが見込まれている。

② 賃貸料は、プロポーザル方式による提案額を参考に決定されており、適正水準か否かが不透明であること

前ページの(表 2-21) に示している建物貸付料収入のうち、平成 15 年度の賃貸料は 56,700 千円 (消費税込み) であるのに対し、借入金利息支出、収益事業に係る減価償却費、租税公課などの発生経費の合計額は 152,719 千円 (事業所税相当額の補助金の東京都への返還に係る一過性の要素を除くと115,318 千円)である。

さらに、学院の建物は、東京都の土地に建設されており、上記の発生経費に加えて地代相当額を考慮して賃料を算定することが適切であると考える。

学院建物の建設経緯と福祉人材養成機関としての性質を考慮しても、現在の 賃借料は、そのコストベースとは、大きな乖離がある。

③ 施設の活用状況が経済性、効率性の観点から判断して不十分であること

施設の活用状況を見ても、① シャワー設備付きアリーナ、② 防音装置付き ピアノ練習室および③ **OA** 室等の利用度はきわめて低いままになっている。 たとえば、ピアノ練習室は、保育士の養成施設に必要なものであるとしても、 学院および特定の学校法人の双方でほとんど使用されていない。

シャワー設備付きアリーナは、隣接する都立石神井学園の児童は利用しているが、学院の通学課程在籍者の利用はないに等しく、特定の学校法人の利用も限られている。このように、新しい施設であるにもかかわらず、十分な利用がされていない。

このような学院運営の実態を踏まえ、都からの補助を極力削減できるよう、学院 の運営のあり方について抜本的な見直しを図る必要がある。

この場合、現在の資産の活用方法については、局内だけではなく、都全体として の有効活用を含めて検討すべきである。

なお、事業団が契約を更新する場合には、賃貸料等の改定交渉を行うなどの対策 を講じる必要がある。

意 見(2-12) 東京都社会福祉総合学院の運営の改善について

学院の建物は、学院の委託事業および独自の福祉人材養成事業を学院の建物を用いて行うという条件のもと公募した結果、平成14年4月に特定の学校法人に5年間の定期建物賃貸借契約を結んで一括賃貸されており、建物の90%相当部分は特定の学校法人が使用し、賃貸料収入は事業団の収益事業として計上されている。

学院の建物は、特定の学校法人が継続的に使用する可能性があるが、借入金償還額および利息相当額は、すべて都からの補助金として事業団に支出されており、現況を維持すれば、今後、平成22年までに約18億円、累積で約21億円が都から支出されることが見込まれている。

学院建物の賃貸料はプロポーザル方式による提案額を参考として決定されている。平成 15 年度の賃貸料は 56,700 千円であるのに対し、その維持コストは、東京都が所有する土地の地代を考慮しなくても現在の賃貸料より大きな費用であり、学院建物の建設経緯と福祉人材養成機関としての性質を考慮しても現在の賃貸料とは大きな乖離がある。

施設の活用状況を見ても、① シャワー設備付きアリーナ、② 防音装置付きピアノ練習室および③ OA 室等の利用度はきわめて低いままになっている。

よって、このような学院運営の実態を踏まえ、都からの補助を極力削減できるよう、学院の運営のあり方について抜本的な見直しを図られたい。

この場合、現在の資産の活用方法については、事業団・局内だけではなく、都全体としての有効活用を含めて検討されたい。

なお、事業団が契約を更新する場合には、賃貸料等の改定交渉を行うなどの対策 を講じられたい。

11 東京都社会福祉総合学院の物品管理指導の改善について

平成14年4月以降、民間の学校法人が、学院の受託運営を行う一方、学院の建物等の施設を一括して借り受けて独自の福祉人材養成事業を行うための専門学校を運営している。

学院の建物内には、① 学院開校時までに工事で備え付けられた物品、② 事業団が購入した物品、③ 東京都練馬高等保育学院などから事業団が譲り受けた物品が置かれており、その総額は、平成 16 年 10 月時点での保全物品一覧台帳によれば183,907 千円である。

これらの物品は、① 学院専用として使用しているものと、② 特定の学校法人の専門学校が専用として使用しているもの、③ 共通使用しているものがあり、公募条件に従って借受者が物品管理することになっている。

現地を実査した際、物品に付されたシールに記載されている所在場所と実際の物品の所在場所が異なるものが散見されたため、事業団が借受者に現品と台帳の照合を要請したところ、本来、借受者が定期的に実施するべきである現品と台帳の照合が十分に実施されておらず、現品の確認に相当時間を要したうえ、台帳に記載された物品のうち、以下に示した(表 2-23)に記載するものの所在が不明であることが判明した。

事業団は、定期的に借受者に現品と台帳を照合することを求め、毎年度末に保全物品一覧台帳を提出させることを含め、物品管理指導を徹底すべきである。

(表 2-23) 東京都社会福祉総合学院の所在不明物品の一覧表

(単位:円)

品 名	数量	単 価	金額
ビデオプロジェクター	1	265,388	265,388
マイクロホン	2	12,096	24,192
カセットレコーダー	1	18,113	18,113
カセットレコーダー	2	18,112	36,224
IC レコーダー	2	15,792	31,584
合 計			375,501

指 摘(2-1) 学院における物品管理指導の改善について

現地を実査した際、物品に付されたシールに記載されている所在場所と実際の物品の所在場所が異なるものが散見されたため、事業団が借受者に現品と台帳の照合を要請したところ、本来、借受者が定期的に実施するべきである現品と台帳の照合が十分に実施されておらず、現品の確認に相当時間を要したうえ、台帳に記載された物品のうち、一部のものの所在が不明であることが判明した。

よって、事業団は、定期的に借受者に現品と台帳を照合することを求め、毎年度末に保全物品一覧台帳を提出させることを含め、物品管理指導を徹底されたい。

12 本部業務の改善等の必要性について

事業団の本部には、理事長を含め 24 人が在職し、受託施設全体を管理しており、 直接人件費 113,475 千円 (平成 15 年度) を含め約 3 億円の経費が発生している。

各施設には、施設の経理、総務、人事等に係る業務(相当の部分)を担当する職員を配置(給与計算は本部で一括処理)し、本部には事業団全体の業務に従事する職員 15人が従事しているほか、都派遣職員の受け入れに伴う事務、受託運営や監理団体事務に従事する職員 9人が配置されている。

事業団では、施設ごとに会計を行っているが、本部経費を各施設に配賦した上での管理会計は行っていない。したがって、施設ごとに本部経費を配賦した事業損益を計算し、管理に活用すべきである。なお、施設ごとの収支会計に本部経費を配賦すると、現在作成している施設ごとの損益は当然によりコスト高になる。

また、事業団の受託施設の一部につき、民間移譲が計画されており、これが実現し、受託施設数が減少すると1施設当たりの本部経費負担額がさらに大きくなる可能性がある。平成18年度から都立施設に指定管理者制度が導入され、民間との競争が激化してくるので、この高コスト体質を抜本的に改革していなければならないと強く認識すべきである。

そのためには、都と協議し、本部事務所の移転も含めた本部体制のスリム化を徹底して行うなど、諸種の施策を積極的に実施していく必要がある。

なお、本部関係経費(平成 15 年度)は、以下に示した(表 2-24)のとおりである。

(表 2-24) 平成 15 年度事業団本部関係経費一覧表

(単位:千円)

支出合計	348,224	
人件費支出	235,007	
直接人件費	113,475	理事長報酬、職員給与
職員諸手当	91,930	
法定福利費	29,602	
事務費支出	113,217	
福利厚生費	1,989	健康診断、法定外労災保険
業務委託費	39,771	清掃委託、システム経費等
手数料	2,519	弁護士報酬等
賃借料	47,957	本部事務所賃借料等
その他管理費	16,572	消耗品、水道光熱費等
雑費等	4,409	租税公課を含む

(注) 固定資産取得支出および積立預金積立支出は含めていない。

意 見(2-13)本部業務の改善等の必要性について

事業団本部には、理事長を含め24人が在職し受託運営施設全体を管理しており、直接人件費113,475千円(平成15年度)を含め約3億円の経費が発生している。 平成18年度から都立施設に指定管理者制度が導入され、民間との競争が激化してくるので、この高コスト体質を抜本的に改革していかなければならない。

よって、局と協議し、本部体制のスリム化を徹底して行うなど、諸種の施策を積極的に実施されたい。

意 見 (2-14) 管理会計を認識した損益計算書の作成と有効な活用について 事業団では、施設ごとに会計を行っているが、本部経費を各施設に配賦した後の 損益計算書を作成していない。

よって、本部経費配賦済損益計算書を作成した上で、各施設の有効な管理目的に 活用されたい。

13 苦情解決の対応について

事業団では、受託運営している施設の苦情に適切に対応するため、各施設に投書箱や受付窓口を設置しているほか、民生委員等の第三者委員が利用者等から直接苦情を受けられる体制をとっている。また、苦情解決の責任主体を明確にするために、すべての施設に「苦情解決責任者(園長)」を配置するとともに、施設によっては「苦情解決委員会」等を設置するなど、苦情解決の仕組みが整備されている。

ところが、平成15年度、苦情解決委員会が設置されている石神井学園では、同委員会が1度も開催されていない。千葉福祉園では、2回開催されているが、進行予定表が残されているだけで、議事録等が作成されていない。

苦情解決は迅速に対応することが重要であることから、その内容によっては、必ずしも同委員会に諮ることなく、苦情解決責任者と当事者との話し合いによって解決しているケースがあるが、その場合でも十分な記録の整理が行われていない。

各施設においては、苦情解決や改善を重ねることにより、運営の適正化が推進されていくことから、これらを実効あるものとするため、記録と報告等を積み重ねることが重要である。

したがって、苦情内容および解決・改善までの経過と結果を、① 書面に記録して整理すること、② 苦情申立人が第三者委員への報告を拒否した場合を除き、一定期間ごとに第三者委員(苦情解決委員会)に報告し、必要な助言を得ること、③ 職員等に周知を図り、苦情解決・改善に向けた意識の醸成を行うことなどにより、施設運営のサービスの向上に努める必要がある。

意 見(2-15) 苦情解決の対応について

事業団では、受託運営している施設の苦情に適切に対応するため、各施設に投書箱や受付窓口を設置しているほか、民生委員等の第三者委員が利用者等から直接苦情を受けられる体制をとっている。また、苦情解決の責任主体を明確にするために、すべての施設に「苦情解決責任者(園長)」を配置するとともに、施設によっては「苦情解決委員会」等を設置するなど、苦情解決の仕組みが整備されている。

ところが、平成 15 年度、苦情解決委員会が設置されている石神井学園では、同委員会が 1 度も開催されていない。千葉福祉園では、2 回開催されているが、議事録等が作成されていない。苦情解決は迅速に対応することが重要であることから、必ずしも同委員会に諮ることなく、話し合いによって解決しているケースがあるが、その場合でも十分な記録の整理が行われていない。

よって、苦情内容および解決・改善までの経過と結果を、書面に記録して整理すること、苦情申立人が第三者委員への報告を拒否した場合を除き、一定期間ごとに第三者委員(苦情解決委員会)に報告し、必要な助言を得ること、職員等に周知を図り、苦情解決・改善に向けた意識の醸成を行うことなどにより、施設運営のサービスの向上に努められたい。

14 児童養護施設の事故記録の整備と再発防止に向けた職員の意識啓発について

児童養護施設では、過去、交通事故などの幾つかの大きなトラブルが発生した。 当該施設では、「利用者事故報告書」をその都度作成しているが、その内容は利用 者のバックグラウンドおよび事件の発生状況に関するものである。しかし、その後 の処理結果がどうなったか、どのような対策をとるべきであったか、また、事後ど のような対策が取られたか、本部には随時報告されているが、これらを記録として 整理されていない施設があった。

事故にあった児童の家族等への説明や今後の事故対策を推進していくうえで、記録を整理しておくことは重要である。このため、施設において、事故の記録を整理するとともに、その際、「何を記録するのか」を明確にして「誰が読んでも理解しやすい」ように、記録の記入方法(書式等)を統一することが望まれる。

また、事故の処理結果と今後の対策は同施設のみならず、ほかの施設の参考にもなり、事業団の施設運営ノウハウの一つとして活用できるものである。実際、事業団本部もその点を認識しており、これらの事故の概要等について、園長会や係長会の場で、各施設の報告事項として議題に取り上げている。しかし、園長や特定の一部職員だけが理解しているにすぎず、児童を直接処遇する職員まで必ずしも周知されているとは考えにくい。

職員一人ひとりが事故に対する意識を高め、情報を共有化していくことで、危険も共有することができ、再発防止の実効力を高めていくことができると考える。このことから、事業団本部において、職員を対象にした研究会の開催など、職員の事故に対する意識啓発を積極的に進め、再発防止の体制整備を図る必要がある。

意 見(2-16)児童養護施設の事故記録の整備と再発防止に向けた職員の意識 啓発について

児童養護施設では、「利用者事故報告書」をその都度作成しているが、その後の 処理結果がどうなったか、事後どのような対策が取られたか、本部には随時報告さ れているが、これらを記録として整理していない施設があった。

事故の概要等については、園長や特定の一部職員だけが理解しているにすぎず、 児童を直接処遇する職員まで必ずしも周知されているとは考えにくい。職員一人ひ とりが事故に対する意識を高め、情報を共有化していくことで、危険も共有するこ とができ、再発防止の実効力を高めていくことができると考える。

よって、各施設において、事故の記録を整理するとともに、事業団本部においては、職員を対象にした研究会の開催など、職員の事故に対する意識啓発を積極的に進め、再発防止の体制整備に努められたい。

15 委託料により購入した物品の適切な管理について

事業団は、都立施設の受託運営を行っており、各施設の固定資産は東京都の所有であるため、事業団の決算報告書には一切計上されず、東京都が所有する物品として処理されている。

事業団は、東京都との契約に基づき、施設、付属設備および物品の維持管理を受託している(委託契約書第2条)。物品取扱要領によれば、保全物品整理簿をはじめとする書類を整備して、物品を管理することが義務付けられており、かつ年度末には、保全物品について数量を照合したのち、「物品現在高調書兼物品引渡書」により、都に返還しなければならないものとされている。

しかし、調査した施設において、保全物品整理簿に記載された物品のうち現実に は除去、廃棄等により存在していない物品が相当数確認された。

また、石神井学園では、平成12年度以降購入された保全物品には、物品管理番号が全く付されておらず、事業団は都の財産を預かっているにもかかわらず、受託者責任を負うという意識が極めて乏しいと言える。

千葉福祉園と石神井学園の例を記載すると、以下に示した(表 2-25)のとおりである。

	品 名	金額 (円)	物品管理番号
千葉福祉園			
①	ノートパソコン	158,865	14-120
	携帯用コンピュータ	217,980	98-006964
	中央処理装置	160,860	11 年度-133
	ディスプレイ装置	98,700	11 年度-142
2	パソコン		
3	ディスプレイ	79,310	L96-000877
石神井学園			
	重ね書庫	54,304	93-000146
2	下駄箱	79,310	92-000010
	ブラインド	641,793	92-000153
3	パソコン	210,000	番号なし

(表 2-25) 保全物品一覧台帳と現物の不一致の状況

- 注1 ①は台帳に記帳されているが、現品が存在しないものである。
 - 2 ②は現品が存在しているが、台帳に記載されていないものである。 あるいは複数現品が存在しているが、台帳には1品としか記載されていないものである。
 - 3 ③は台帳に記帳され、現品も存在しているが、正しい物品管理番号が付されていないものである。

事業団が運営受託してから 5 年を経過しており、その間、物品の現物と保全物品整理簿との照合が不十分であったことになる。

物品台帳を作成して物品を管理することは、物品の紛失、毀損を発見・防止し、 更新を適時に行うなど、物品を効率的に管理するために必要なことである。

指 摘(2-2)委託料により購入した物品の適切な管理について

事業団は、局との契約に基づき、施設、付属設備および物品の維持管理を受託しているが、各施設で、現存していない物品が保全物品整理簿に相当数記載されていた。

保全物品整理簿は、現存する物品と照合することにより、はじめて紛失や毀損を発見・防止することができ、更新を適時に行うことにより、物品の効率的な管理に資するものである。

よって、保全物品整理簿と現品を年度末に照合した上で、局に報告するとともに、有効に物品管理をされたい。

16 職員のメンタル面でのサポート体制の充実について

事業団は、平成 13 年度より、職員のメンタル面での悩みをカウンセリングしてもらうため、医療法人社団 A との間で業務委託契約(年間 480 千円)を結んでいる。

しかし、平成 15 年度においては、1 年間に面談による相談が 3 件、電話による相談が 2 件だけであり、医療法人社団によるセミナー開催は 2 回であった。このようにカウンセリングの利用頻度が極めて低い原因としては、カウンセリングを受けることについて、職員自身に抵抗感があるものと考えられること、事業団内部でのPR 不足等が考えられる。

福祉の現場は精神的な負担もかかりやすいと思われるので、職員にメンタルヘルス相談ができることをより周知・徹底し、メール相談の追加など、業務委託契約をより有効に活用しつつ、実効性のあるメンタル面でのサポート体制の充実が必要と考える。

意 見(2-17)職員のメンタル面でのサポート体制の充実について

事業団の職員は、医療法人社団との業務委託契約に基づき、メンタル面のセミナーおよびカウンセリングを受けることができる。しかし、カウンセリングの利用頻度が極めて低く、その原因としては、受診に対する職員自身の抵抗感と事業団内部での PR 不足等が考えられる。

よって、福祉の現場は精神的な負担もかかりやすいと思われるので、職員にメンタルへルス相談ができることをより周知・徹底し、メール相談の追加など、業務委託契約をより有効に活用しつつ、実効性のあるメンタル面でのサポート体制を充実されたい。

17 より利用者の視点に立った福祉サービス第三者評価制度の有効活用について

局は、福祉に多様なサービス提供主体の参入による競い合いを促し、利用者選択を支える仕組みとして、平成15年度から福祉サービスに対する第三者評価制度を構築し、第三者評価を受審した事業者には、受審支援策として施設により60万円もしくは70万円(いずれも上限)を補助している。

事業団が受託運営している障害施設 11 ヶ所、児童養護施設 10 ヶ所は、局からの委託料を受け、全施設で平成 15 年度に第三者評価を受審しており、その結果は、本件末尾に掲げた(表 2-26)および(表 2-27)に示したとおりである。

平成 15 年度に本格実施された第三者評価制度が、有効に機能するための取り組みは今後の課題であるが、事業団が受託運営している施設における第三者評価の有効活用について、以下の点につき改善の必要があると考える。

(1) より利用者の視点に立った評価結果の情報提供について

第三者評価制度が導入された最大の目的は、利用者の選択を支える仕組みとして機能することであり、そのためには利用者にとって各施設の第三者評価の結果が分かりやすくなっていることが重要である。

事業団の各施設はホームページを開設しているが、第三者評価結果を公表している「とうきょう福祉ナビゲーション」のサイトにリンクしているのは、平成 16 年 11 月現在、中井児童学園、七生福祉園、千葉福祉園、日野療護園、小平福祉園の 5 施設だけであり、① 全く触れていない施設、② 文章で説明している施設、さらには③ 評価結果の概要を示している施設のように、第三者評価結果に対する対応にはばらつきがある。

各施設においては、① 評価結果サイトへのリンクのほか、② 園だよりへの掲載、 ③ 保護者会等での説明、④ 園内の掲示板での掲示などの方法で独自に公表しているが、広く都民がインターネットで第三者評価結果を検索することは容易ではない。 そのため、事業団本部が各施設に助言、指導して、各施設のホームページに第三者評価結果のサイトへのリンクを設定する必要があると考える。

(2) 社会福祉施設の福祉サービス向上のための有効活用について

第三者評価制度は、利用者のサービス選択に資するほか、施設自身の福祉サービスの質を向上させるための取り組みを促進させることも目的としている。

第三者評価制度を有効に活用するためには、各施設が評価結果を真摯に分析し、 他施設の評価結果との比較、自己評価結果との比較を行って、要改善事項を認識し、 積極的に改善に向けて取り組んでいくことが必要である。

事業団は、複数の施設を受託運営しており、各施設の評価結果を比較・分析する ことができる立場にある。

事業団は、平成 15 年度の第三者評価結果を受けて、平成 16 年度の改善計画を 策定するなど、改善に着手しているが、継続的な改善状況の把握を含め、各施設に おける福祉サービス向上のための取り組みを充実していく必要があると考える。

意 見(2-18)より利用者の視点に立った福祉サービス第三者評価結果の情報提供について

第三者評価制度が導入された最大の目的は、利用者の選択を支える仕組みとして機能することである。そのためには利用者にとって各施設の第三者評価の結果が分かりやすくなっていることが重要である。

各施設においては、① 評価結果サイトへのリンク(5 施設 平成 16 年 11 月現在)のほか、② 園だよりへの掲載、③ 保護者会等での説明、④ 園内の掲示板での掲示などの方法で独自に公表しているが、広く都民がインターネットで第三者評価結果を検索することは容易ではない。

よって、事業団本部が各施設に助言、指導して、各施設のホームページに第三者 評価結果のサイトへのリンクを設定されたい。

意 見(2-19)福祉サービス第三者評価結果の有効活用について

第三者評価制度は、利用者のサービス選択に資するほか、施設自身の福祉サービスの質を向上させるための取り組みを促進させることも目的としている。

第三者評価制度を有効に活用するためには、各施設が評価結果を真摯に分析し、 他施設の評価結果との比較、自己評価結果との比較を行って、要改善事項を認識し、 積極的に改善に向けて取り組んでいくことが必要である。

よって、事業団は、平成 15 年度の第三者評価結果を受けて、平成 16 年度の改善計画の策定など、改善に着手しているが、継続的な改善状況の把握を含め、各施設における福祉サービス向上のための取り組みを充実されたい。

(表 2-26) 東京都社会福祉事業団・障害者(児)施設の平成 15 年度における福祉 サービス第三者評価結果比較表

	カ	テゴリー/サブカテゴリー	七生福祉園(児童)	七生福祉園(成人)	東村山福祉園	千葉福祉園(児童)	千葉福祉園(成人)	日野療護園	大泉就労支援ホーム	八王子福祉園	小平福祉園	日の出福祉園	町田福祉園	調布福祉園
	1	(ア) サービス情報の公開・ 提供(知的障害児施設)(イ) サービス情報の提供・ 案内(その他)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3
	2	入所時の対応	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3
	3	標準的サービス水準の確保	2	3	3	3	3	4	3	3	4	4	4	3
	4	個別対応の重視	3	3	4	3	3	4	3	3	3	4	3	3
		個別支援計画にもとづいて自立・自活や就学・就労支援について様々な取り組みが行われている	4	4	3	4	4	4	3	4	3	4	4	4
サービス提供	⑤ サ	栄養のバランスを考慮したうえでおいしい食事を楽しく食べられるよう工夫がなされている	3	3	3	3	3	4	4	3	3	4	3	2
のプロセ	ービスの・	入浴、排泄、健康管理、送 迎、衣類等に関しては、利用 者の立場を考えてサービス を行っている	3	3	3	3	3	4	4	3	3	3	4	3
ス	実施	施設での生活は楽しく快 適で利用者の自主性が尊重 されている(金銭の適切な管 理を含む)	3	4	4	3	4	5	4	4	3	4	3	3
		プライバシーの保護、人権 の擁護が徹底している	3	3	2	3	3	4	3	2	3	3	3	3
		施設と家族等との交流・連 携は緊密に行われている	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	3	3
	6	安全管理	3	3	3	3	3	4	3	4	3	4	3	3
	7	要望・苦情・トラブルへの 適切な対応	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3
	8	地域との交流・連携	4	4	3	4	4	4	3	5	4	4	4	3

⁽注) 調布福祉園は、現在は民間移譲されているが、平成 15 年度は都立施設であったため、比較のため に記載している。

(表 2-27) 東京都社会福祉事業団・児童養護施設の平成 15 年度における福祉サービス第三者評価結果比較表

カテゴリー/サブカテゴリー		中井児童学園	品川景徳学園	石神井学園	小山児童学園	むさしが丘学園	船形学園	八街学園	勝山学園	片瀬学園	伊豆長岡学園	E施設	
	1	サービス情報の公開・提供	3	3	3	3	3	3	4	5	3	2	3
	2	入所時の対応	3	4	4	3	3	3	3	4	3	3	3
	3	標準的サービス水準の確保	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	4
	4	個別対応の重視	2	3	4	4	4	4	4	3	4	3	4
		子どもの自立(自活、就学、 就労)に向けて様々な取り組み が行われている	3	4	4	4	3	4	5	4	4	3	3
		家族との再統合に向けた取 り組みが行われている	2	4	3	4	4	4	4	3	3	3	4
サー	⑤ サ	栄養のバランスを考慮した 上で、おいしい食事を出してい る	3	3	3	3	3	5	4	5	3	3	3
ビス提供	リービス	日常の生活については、子供 の立場に立ってサービスを行 っている	3	3	3	3	3	4	4	3	4	3	4
のプロセ	への実施	施設での生活は楽しく快適 で子供の自主性が尊重されて いる	2	3	4	4	4	3	4	4	3	3	4
ス	ЛE	子どもの学力向上のために 様々な取り組みを行っている	3	3	4	4	4	4	3	3	3	3	3
		子どもの精神面でのケアに ついて様々な取り組みを行っ ている	2	4	3	4	4	3	4	4	3	3	4
		子どもの権利擁護が徹底し ている	2	3	3	3	4	4	4	3	3	3	3
	6	安全管理	3	4	3	4	3	4	4	3	4	4	3
	7	要望・苦情・トラブルへの適 切な対応	3	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3
	8	地域との交流・連携	1	4	4	5	4	4	5	4	4	3	4

- (注) 1 E 施設は民間施設であるが、比較のため記載している。
 - 2 評点基準は、以下の内容である。
 - 5評価 全般的に極めて優れた状態にある。
 - 4評価 優れた状態にある。

(全般的に「適切な状態」以上であることに加え、一部に極めて優れたレベルのものがある。)

- 3評価 適切な状態にある。
- 2評価 一部不十分な状態にある。

(一部に重要な改善点あり、「適切な状態」とまでは言えない。)

1評価 全般的に極めて不十分な状態にある。

18 ペイオフ解禁対策の実施について

事業団として、平成17年4月1日解禁予定のペイオフ対策につき、検討を始めているとのことであるが、具体的な対応方針は策定されていない。

現状では、口座開設は各施設に任されていて、施設ごとに金融機関の選定、口座種類の選定が行われている。施設内部でも、特にペイオフ対策の観点を持って金融機関を選定していないため、施設からの距離が近い金融機関であるという施設にとっての利便性を最優先して選定されているケースが多い。

その結果として、平成 16 年 3 月 31 日時点において、中小金融機関の普通預金 口座に億単位の残高があるケースや、また、以下に示した(表 2-28)にみられる ように同一金融機関の支店に最大 6 種類もの普通預金口座が存在する場合もあっ た。

たとえば、勝山学園では、地方銀行と地元農協に計9種類もの普通預金口座を保有している。その用途は、①事業団本部からの入金、②経常的使用、③公共料金、契約等支払い、④公立高校等授業料他支払い、⑤養護学校給食費等諸会費口座引落し、⑥私立高等学校授業料等支払い、⑦中学校給食費等諸会費口座引落し、⑧小学校給食費口座引落し、⑨幼稚園給食費口座引落しである。

(表 2-28) 預金口座の施設別開設口座数一覧表

		金融機関数	預金等口座数	内	訳	
夲	上会福祉事業会計					
	本 部	1	2	普通預金 2		
	中井児童学園	1	2	普通預金 2		
	品川景徳学園	2	2	普通預金 2		
	石神井学園	2	3	普通預金 2	定期預金 1	
	小山児童学園	4	4	普通預金 3	通常貯金 1	
	むさしが丘学園	3	6	普通預金 4 通常貯金 1	,,,,,,	
		子育て短期支援事業を含む。				
	船形学園	2	2	普通預金 2	1	
	八街学園	2	2	普通預金 2		
	勝山学園	4	11	普通預金 10	定額貯金 1	
	片瀬学園	3	4	普通預金 4	-	

	,,					
	金融機関数	預金等口座数	内 訳			
伊豆長岡学園	2	2	普通預金 2			
	3	11	普通預金 11			
七生福祉園			サービス事業、児童短期入所事			
		入所事業、生活				
 東村山福祉園	2	6	, ,			
	デイサービ	でス事業、短期の	入所事業を含む。			
 千葉福祉園	2	6	普通預金 6			
	児童施設、原	成人施設、短期	入所事業を含む。			
口吸去类用	2	4	普通預金 4			
日野療護園	短期入所事	業を含む。				
	3	9	普通預金 7 定期預金 1			
八王子福祉園	_		定額貯金 1			
	デイサービ	、ス事業、短期の	入所事業を含む。			
 小平福祉園	2	7	普通預金 7			
↑1. I. I⊞.Iπ.⊠	デイサービス事業、短期入所事業を含む。					
 日の出福祉園	3	7	普通預金 7			
	デイサービス事業、短期入所事業を含む。					
	3	8	普通預金 6 通常貯金 2			
町田福祉園	デイサービ	、ス事業、短期	入所事業を含む。			
授産事業会計						
大泉就労支援ホーム	2	2	普通預金 2			
公益事業会計						
七生福祉園短期入所事業	2	2	普通預金 2			
町田福祉園短期入所事業	2	2	普通預金 2			
七生福祉園就労支援事業	2	2	普通預金 2			
社会福祉総合学院会計	3	3	普通預金 3			
収益事業会計						
社会福祉総合学院	1	1	普通預金 1			

事業団の持つ預金資産も、事業団の持つ公共性に鑑み、安全かつ効率的な運用が 行われるべきである。平成17年4月にペイオフ解禁は迫っており、早急な対策と 実施が望まれる。具体的には、普通預金口座等から決済用預金口座への移管、経営 健全性の高い金融機関への変更、安全性の高い債券等での運用をも含めて検討すべきである。

意 見(2-20)ペイオフ解禁対策の実施について

事業団として、平成17年4月1日解禁予定のペイオフ対策につき、いまだ具体的な対応方針が策定されていない。

現状では、口座開設は施設に任されており、中小金融機関の普通預金口座に億単位の残高があるケースや、同一金融機関支店に最大6種類もの普通預金口座が存在する場合もあった。

よって、早急にペイオフ解禁に向けた対策につき事業団内部で決定し、普通預金 口座等から決済用預金口座への移管、経営健全性の高い金融機関への変更、安全性 の高い債券等での運用等を含めた、安全かつ効率的な資金運用を図られたい。 民間文化団体への補助金等について

第1 監査の概要

1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法(昭和22年4月17日 法律第67号。以下「法」という。)第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

2 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

平成 15 年度の「農林水産事業の補助金等について」に引き続いて、補助金事業 を対象として、「民間文化団体への補助金等について」を取り上げた。

(2)選定した理由

文化は、人々のくらしに豊かさと潤いをもたらすものであると同時に、都市の魅力と活力の源である。東京には、江戸時代以来の歴史と伝統を受け継ぐ貴重な文化遺産の蓄積がある。また、文化の創造にかかわる人々が多く集まり、伝統芸能からメディア芸術まで、日々、新たな文化が創造されている都市である。このようなことを背景として、東京の持つ多様な資源を活かし、東京から時代をリードする文化を創造して、東京の再生、より一層の発展を遂げていくために、生活文化局文化振興部は、民間文化団体への補助等を始めとした、様々な文化振興のための施策を総合的に展開している。

そこで、当該補助事業が

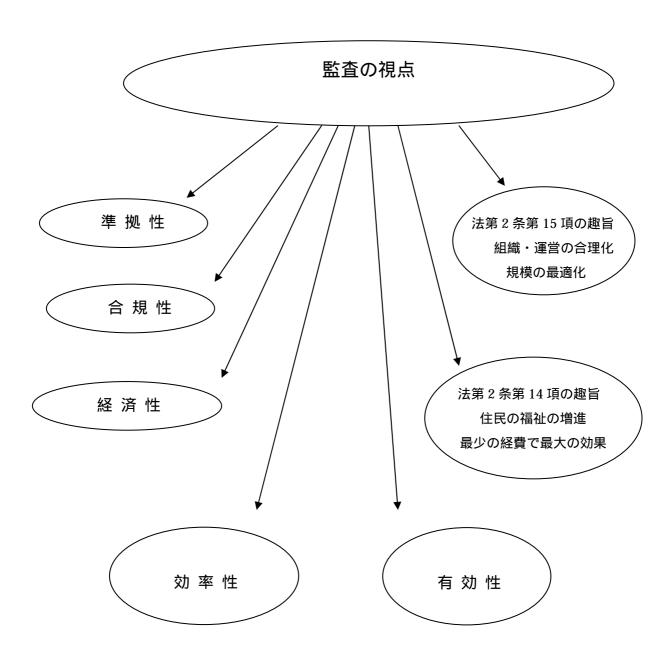
ア 都民の福祉の向上

イ 最少の経費で最大の効果

をあげるように運営されているか、などについて検証し、監査を実施する必要を認めたために、「民間文化団体への補助金等について」を、監査テーマとして選定した。

3 監査の視点

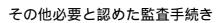
「監査の視点」は、以下のとおりである。



4 監査の方法

この監査に当たっては、生活文化局が行っている「民間文化団体への補助金等」にかかわる事務が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、法 第 2 条 第 14 項および第 15 項の趣旨に則り、最少の経費で最大の効果をあげるように実行されているか、また、組織および管理の合理化に努めているか等に意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合を実施したほか、包括外部監査人が必要と認めた監査手続きを実施した。

監査方法の概略は、以下に示したとおりである。



および証拠資料の査閲

5 監査従事者

(1)包括外部監査人

公認会計士 守屋俊晴

(2)包括外部監査人補助者

 公認会計士
 石田清

 公認会計士
 大坪秀憲

(注) 資格ごとの五十音順

6 監査期間

監査対象団体について、実地に監査した期間は、平成 16 年 9 月 1 日から平成 16 年 10 月 7 日までの期間である。

7 監査人の独立性(利害関係)

東京都と包括外部監査人および監査補助者との間には、法 第 252 条の 28 第 3 項に関する利害関係はない。

第2 監査対象の事業概要

1 文化振興事業の概要

平成 15 年度の「農林水産事業の補助金等について」に引き続いて、今年度も、補助金事業を対象として、「民間文化団体への補助金等について」を監査テーマのひとつに取り上げた。

「民間文化団体への補助金等」に関する事業については、東京都生活文化局文化振興部(以下「生活文化局」という)で所管している。

生活文化局は、情報化、国際化、少子高齢化等社会の変化に的確に対応しながら、 都民の幅広い活動を支援し、生活の質的豊かさを求める都民の多様なニーズに応え る役割を担っている。このうち、同局文化振興部では、東京を創造性あふれる都市 とすることをめざして、文化振興のための施策を総合的に展開している。

2 文化振興事業の規模

生活文化局全体の平成 15 年度決算額は 1,482 億円である。このうち、文化振興部所管の補助金等の決算額は、以下に示した(表)のとおりであり、平成 14 年度、15 年度の、いずれも 22 億円である。この決算額には、東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館などの文化関連施設を管理委託している財団法人東京都歴史文化財団への運営費補助の 12 億円も含まれているが、同財団については今回のテーマ「民間文化団体への補助金等について」の対象外とした。

このため、監査対象事業としては、10 億円の規模となった。少額のものも含めて多数の補助事業があるが、文化関連事業は、その事業効果の発揮に一定の期間を要することを考慮し、事業開始後、5年を超える事業を中心に監査することとした。

(表)事業年度別補助金等支出額のすう勢比較表

(単位:百万円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
補助金等の額	2,819	2,305	1,938	2,207	2,249
	(1,851)	(1,387)	(1,143)	(1,249)	(1,200)

(注)1 内書きは財団法人東京都歴史文化財団運営費補助金である。

第3 監査の結果

1 都民芸術フェスティバルについて

(1)都民芸術フェスティバルの概要について

東京都は「都民芸術フェスティバル」として、社団法人日本演奏連盟をはじめと する 16 団体 (実行委員会を含む)に対して、平成 15 年度においては 192 百万円 の補助金等を支出している。

過去 5 年間の支出状況および削減の状況は、以下に示した(表 3 - 1)のとおりである。

また、各団体に対する補助金等の支出状況等は、次ページの(表 3 2)のとおりである。

都民芸術フェスティバルは、昭和 43 年に、クラシック演奏などの各分野を代表する芸術文化団体の事業(舞台芸術公演)に対して補助金等を交付することにより、 舞台芸術の振興を図るとともに、低廉な料金でクオリティの高い舞台芸術を都民に 提供することを事業の目的として開始された事業である。

この「補助金等の交付」という手法については、経営面などでぜい弱であった当時の各芸術文化団体の基盤強化という面で一定の役割を果たすとともに、舞台芸術の鑑賞の機会を行政の側から提供するという目的についても、舞台芸術が、まだまだ一般的でなかった当時の状況を勘案すれば、適切であったと考えられる。

(表3-1)補助金等の年度別支出額すう勢比較表(都民芸術フェスティバル)

(単位:千円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
合 計 金 額	274,371	246,934	234,588	211,129	192,110
対前年比金額	0	27,437	12,346	23,459	19,019
対前年削減比率	0%	10%	5%	10%	9%

(注)平成8年度から平成11年度までの交付合計金額は、いずれも274,371千円であった。

(表3-2)参加団体に対する補助金等支出額すう勢比較表

(単位:千円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
	第 32 回	第 33 回	第 34 回	第 35 回	第 36 回
(社)日本演奏連盟	42,181	32,963	34,167	30,409	27,494
	(15.37%)	(13.35%)	(14.56%)	(14.40%)	(14.31%)
(財)二期会オペラ振興会	26,500	23,850	21,465	19,104	17,273
	(9.66%)	(9.66%)	(9.15%)	(9.05%)	(8.99%)
(財)日本オペラ振興会	26,500	28,850	21,465	19,104	17,273
	(9.66%)	(11.68%)	(9.15%)	(9.05%)	(8.99%)
(社)日本音楽家協会	7,162	6,446	5,801	5,163	4,646
	(2.61%)	(2.61%)	(2.47%)	(2.45%)	(2.42%)
邦楽連合会	5,220	4,698	4,228	3,763	3,400
	(1.90%)	(1.90%)	(1.80%)	(1.78%)	(1.77%)
(社)日本劇団協議会	29,619	26,657	23,991	21,352	19,303
	(10.80%)	(10.80%)	(10.23%)	(10.11%)	(10.05%)
日本児童·青少年演劇劇団協同	23,391	21,052	18,947	16,863	15,247
組合	(8.53%)	(8.53%)	(8.08%)	(7.99%)	(7.94%)
(社)日本バレエ協会	24,466	22,019	19,817	17,637	15,943
	(8.92%)	(8.92%)	(8.45%)	(8.35%)	(8.30%)
東京バレエ協議会等(注1)	38,664	34,798	31,318	27,874	24,515
	(14.09%)	(14.09%)	(13.35%)	(13.20%)	(12.76%)
(社)現代舞踊協会	13,521	12,169	10,952	9,747	8,772
	(4.93%)	(4.93%)	(4.67%)	(4.62%)	(4.57%)
(社)日本舞踊協会	11,646	10,481	9,433	8,395	7,555
	(4.24%)	(4.24%)	(4.02%)	(3.98%)	(3.93%)
(社)能楽協会	6,831	6,148	5,533	4,924	4,452
	(2.49%)	(2.49%)	(2.36%)	(2.33%)	(2.32%)
補助金小計	255,701	230,131	207,117	184,335	165,873
特別公演実行委員会			12,348 (5.26%)	13,334 (6.32%)	13,334 (6.94%)
東京都民俗芸能大会	8,070	7,263	6,537	5,818	5,260
実行委員会	(2.94%)	(2.94%)	(2.79%)	(2.76%)	(2.74%)
都民寄席実行委員会	10,600	9,540	8,586	7,642	7,643
	(3.86%)	(3.86%)	(3.66%)	(3.62%)	(3.98%)
負 担 金 小 計	18,670	16,803	27,471	26,794	26,237
合 計	274,371	246,934	234,588	211,129	192,110
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
対 11 年度比 (注 2)	100%	90.0%	85.5%	77.0%	70.0%

⁽注)1 東京バレエ協議会等は、 (財)日本舞台芸術振興会、 (財)橘秋子記念財団、 東京 シティ・バレエ団、 (財)スターダンサーズ・バレエ団を含んでいる。

² 平成 11 年度を 100 とした比率である。

(2) 都民芸術フェスティバルの改革の必要性について

都民芸術フェスティバルは、事業開始から既に 35 年の歳月が経過しているが、この間に、所得水準の向上、都市化の急速な進展、そして、都民の趣向の変化があり、個性を重視した多様なライフ・スタイルが都民の間に広がった。こうした中で、芸術文化の分野においても、都民の多様なニーズが生み出され、事業開始時の目的の一つであった、公演鑑賞に当たっての「料金の低廉さ」も第一義的な意味を持たなくなってきている。

また、サントリーホールなどの企業主導による音楽専用ホールの誕生、企業メセナ協議会発足以後の芸術文化面における企業などによる芸術文化団体に対する支援策の充実などに伴い、芸術文化団体に対する補助制度としての当初の役割も低下してきている。

こうした変化の中で、都民芸術フェスティバルが、補助事業にありがちな、事業 継続の自己目的化といった状況に陥っているのではないかと危惧されるような 様々な問題点が顕在化してきている。

元来、フェスティバルとは「お祭り」あるいは「祭典」を意味するものであるが、 現状における一般都民の感覚からして、都民芸術フェスティバルが、「フェスティ バル」と呼べるだけの熱気をもたらしているかと言えば、実際のところ程遠い現状 なのではないかと思われる。都は、税金を使った補助事業として、都民芸術フェス ティバルの事業効果を高めることについて、団体任せにせず、自ら、リーダーシッ プをとっていくべきである。

たとえば、現状では、全体を貫く具体的なコンセプトがなく、各参加団体は、それぞれの立場で担当する分野を独自に企画するだけで、都民芸術フェスティバルとしての「一体性」に乏しいのが実態である。個々の民間団体が独自に設定した演目を、都民が各自の好みや情報により観ればよいというだけでは、多様な文化的催事の多い都内で、都民芸術フェスティバルを事業として継続していく意義は薄いことになる。補助事業として継続していく以上は、通常の文化催事では観ることができない、東京の特徴を生かした都民芸術フェスティバルとしての独自性を発揮させるべく、事業全体を企画、実施する必要がある。

また、現在、都民芸術フェスティバルは、毎年1月から3月にかけて三ヶ月という長い期間にわたって実施することになっている。これでは、「フェスティバル」としての熱気も雲散霧消してしまいかねない。会場の都合も考慮しなければならないが、実施期間の集中化を意識的、計画的に図っていくべきである。

さらに、芸術活動の自主性は尊重されるべきであるが、他方において、都民の税金を使った補助事業である以上、都民芸術フェスティバルが、新たな視点、たとえば「ベテランと新人の競演」という新たなフレーズを積極的に採用するなどして、

若手芸術家の人材育成といった視点も導入していくべきである。

事業開始から 35 年が経過した今日、社会環境の変化を機敏に捉え、改めて都民芸術フェスティバルの目的の見直しを行い、従来の事業執行方法を大胆に改革し、限られた財源を有効に活用していく必要がある。

(3) 都民芸術フェスティバルと参加団体の活性化に向けて

過去5年間における都民芸術フェスティバルにおける補助金等交付先団体と交付額の推移は、前に示した(表3-2)のとおりである。この補助金等交付先団体は、都民芸術フェスティバルとしての演目を担うに値する能力とクオリティを兼ね備えた、いずれも、各分野を代表すると都が考えている団体である。

実際、過去5年間における補助金等の交付額を検証すると、事業全体の予算額の 削減に応じて、ほぼ比例的に各団体に対する交付額を削減してきており、交付額全 体に占める各団体の構成比率は、ほとんど変化することなく推移してきている。

このような現状は、数多くの芸術文化団体が存在し、様々な活動を展開している 今日、芸術文化の振興を図り、広く都民に芸術文化を広めようとしている都の立場 から見て、適切とは言えない。

まず、第一に改善すべき点は、既存の参加団体が加わって、当該年度の参加団体 や演目を決定するという、従来からの方法である。この方法では、「自らの参加を 自らが決定する」という形態であるため、実質的に、新たな団体の参入を閉ざす形 となっている。このことは同時に、補助金等交付対象団体の固定化を招くこととな り、補助金等の交付そのものが、各団体の「既得権」的な性格を色濃く反映した仕 組みとなってしまった根本の原因でもある。

このような現状を改善して、補助事業として公金を支出していくことに、都民の 十分な理解を得られるようにしていくためには、参加団体の公募制と選定に当たっ ての公平な審査機関制度を、是非、取り入れていく必要がある。

また、一度、参加が認められたとしても、長期にわたって同一団体を継続的に参加させてしまうのではなく、フェスティバルの目的に合致しているかどうかや、企画の新規性やクオリティ、観客数等を勘案して、団体の入れ替えができるようなシステムを作っていくべきである。団体間の適度な「競い合い」は、事業の活性化に必要である。このために、まず、都民芸術フェスティバルの目的等を反映した審査基準を作成し、学識経験者や専門家を入れた審査機関を設置する必要がある。また、公演団体の中には、財政的に余裕のあるところもあり、そのような団体は都の助成のない自主参加ということもありうる。

なお、選定に当たっての審査員には、官公庁が選びがちな業界の大御所や学識経験者に限ることなく、斬新な発想をもったプロデューサーやコーディネーターを採用することも重要である。また、一般都民の意向を反映させる手法も検討すべきで

ある。

以上のような方策を講じることにより、参加団体の固定化を避けるとともに、事業としての一体性をも担保することができると考える。

(4) 事業評価の必要性と、補助金等交付額への反映について

補助事業の停滞を避けるためには、補助事業にかかわる事前評価と事後評価は極めて重要である。これは、民間文化団体に対して補助金等を支出している都民芸術フェスティバル事業についても例外ではない。無論、文化関連事業の場合、他の事業に比べて、芸術性や文化性など主観的な評価に関わることや、その効果の検証に時間を要することなどに課題があるにしても、それを理由に、事業評価に無関心であって良いわけではない。

一般的に、事業評価の実施には、事業目標を具体的に設定(可能な限り数値化する。)し、かつ、事後評価(成果)と比較検証することが必要であるが、都民芸術フェスティバル事業では、実質上、実施されていない。

現在、都民芸術フェスティバルの効果の把握方法としては、 各団体の実績報告書による自己評価、 職員による現地調査、 観客へのアンケートという、3 つの手法を中心に行っているが、評価の方法という面で、以下のような問題がある。 まず、 の団体の実績報告書では、例年、定型的な文言のみを並べている団体が見受けられた。つぎの、 の職員による現地調査は、A4 用紙 1 枚のみの調査であるほか、現地調査をしていない公演が3公演あった。

のアンケートでは、回収率が5%にすぎず、有効な分析が行えるか疑問である 上、アンケート用紙を渡したものの、アンケートを実施していない団体が3団体あった。

とくに、 のアンケートについては、当該演目の効果を見定めることが目的であるから、アンケートの対象範囲を拡大したり、その回収率を高めるなどの対策が不可欠である。

今後は、後日に FAX による回答でも良い旨をアンケート用紙に記載したり、 出口付近に人が立ってアンケート用紙を直接回収するほか、翌年の無料招待券が当たる抽選券の配布などのインセンティブを与えるなどして、アンケートの回収率を高める方策が必要である。

つぎに、寄せられた評価の、事業へのフィードバックについてである。

都民の声を的確に反映した補助事業とするためには、外部の有識者による新聞、 雑誌、業界紙等に掲載される評論等が重要な指標となるが、現状では、これら評論 等の収集を行っていない。後日、調査したところでは、一般紙および業界紙を合わ せれば、約30件にも上る都民芸術フェスティバル関係の評論があることが判明し た。この中には、「創作バレエは、1回限りの公演が多い中で、都民芸術フェステ ィバルが再演を重ねることに寄与している」、「補助を受けているにもかかわらず、 舞台・衣裳のクオリティが低い」など、補助の効果に言及している評論もある。

評論以外でも、実績報告書では、「テーマ性などに課題が残された」、「空席も目立った」と、団体自身が記載している例があるほか、アンケートでも「一般都民向けの公演というよりは、会員の発表会という印象を受けた」、「公演時間が長く、観客が飽きているようにみえた」、「空席が目立ち、若手の育成が進んでいない」というような評価や感想が寄せられている。

しかしながら、以上のような貴重な評論等が発表されたり、意見や感想が寄せられているにもかかわらず、事後評価に対する意識が希薄であったため、これらの評価や意見等は、参考までに、団体に伝えられる程度で、事業改善を念頭においたフィードバックが行われてこなかった。

今後は、全体テーマとの関連性、企画のチャレンジ度、 都政課題への 貢献度、 集客実績、 社会的評価等を反映した評価基準を作成の上、それらを 数値化して、その後の補助等交付額の見直しや決定並びに参加団体の選定にフィー ドバックさせていくことが必要である。たとえば、定員に対する入場者数の割合が 他の公演より著しく低い公演については、当該団体に対する助成自体を今後も継続 していく価値があるのかどうかを含めて検討する必要がある。このような新たな取 り組みが、都民芸術フェスティバル事業自体の新陳代謝を高めて、事業のクオリティの向上にも繋がっていくと考える。

(5) 都民芸術フェスティバルのより積極的な PR 活動の実施について

都民芸術フェスティバルの PR については、「広報東京都」とフェスティバルの全ての演目を記載した「パンフレット」が中心となるほか、各参加団体も、それぞれ、チラシやダイレクトメールなどによる独自の PR を行っているところである。PR を効果的に実施することについては、都民芸術フェスティバルの事業目的の一つである、都民が芸術に親しむ機会を拡大することにも直結しており、本事業の有効性を高める上でも欠くことのできない課題である。

しかしながら、現状の PR については、手法が限られているため、都民への周知が十分に行われているとは言えない。現在、都民芸術フェスティバルが抱える問題点、すなわち、観客が高齢化し、しかも特定化する傾向があることや、若年層への広がりが少ないことについても、この PR 不足と無関係ではないと考える。

まず、はじめに、PR の方法についてであるが、音楽関係の分野では、団体がある程度まとまった形でのパンフレットを発行しているので、都民の目に触れる機会がある程度は確保されていると言える。

しかし、それ以外の分野については、団体独自の PR 活動が中心となるため、都

民に対する「都民芸術フェスティバル」としての PR は、十分ではないのが現状である。たとえば、都民芸術フェスティバルのパンフレットには演目に関する説明が全くない。オペラやバレエなどの定型的な演目ならまだしも、少なくとも、新作ものについては、都民、観客がよく理解でき、かつ、興味が沸くような説明が必要である。また、フェスティバルとしての一体性を確保し、効率的、効果的な事業活動を実施するためにも、ホームページの活用や団体と連携した PR を促進して、多数の都民が参加できるように配慮する必要がある。

つぎに、都民芸術フェスティバルを盛り上げることに欠かすことができない「話 題づくり」に関する工夫についてである。

都も、民間企業における「話題づくり」のための取り組みを大いに参考にすべきである。たとえば、都民芸術フェスティバルのキャッチフレーズを定めたり、分かりやすい統一「ロゴ」を設けることはどうであろうか。また、クラシック演奏の分野であれば、「作曲家 の交響楽 番から 番」としてテーマを絞るなど、当該年度における芸術フェスティバルの「うり」を積極的に打って出る姿勢が重要ではないかと考える。

そのほかにも、中学校、高等学校の演劇クラブの生徒を無料招待するなどの方策による話題づくりを考えるべきである。現在も無料招待制度はあるが、同じ経費を使うとしても、全種目に「ばらまく」よりも、予算的な制約がある中では、年度ごとに無料招待を行う種目を交代させるなど、話題性にも富む方策も検討すべきである。

意 見(3-1)都民芸術フェスティバルの改革の必要性について

都民芸術フェスティバルは、35 年の時の流れを経て、当初の使命は果たされたと考える。

よって、補助事業として継続していく以上、全体を貫く具体的なコンセプトを確立したり、実施期間を集中化することなどにより事業の一体性を高めるとともに、若手芸術家の人材育成などの都としての新たな視点を導入することを含め、限られた財源を有効に活用できるように、都民芸術フェスティバルの従来からの事業執行方法を大胆に改革されたい。

なお、見直しに当たっては、実施可能なものについては、できるだけ速やかに実施されたい。

意 見(3-2)都民芸術フェスティバルの参加団体の活性化に向けて

本文において示した(表)に見られるように、都民芸術フェスティバルの補助金等交付団体が固定化していると同時に、過去5年間における各団体に対する補助金等の交付額をみると、ほぼ比例的に支出額を削減しており、配分比率はあまり変化していない。

よって、補助事業の膠着化を防ぎ、補助金等交付対象団体の固定化を避けるとともに、一律的削減を是正するために、以下の取り組みをされたい。

公演内容の公募等による分野別の「競い合い」を導入すること 斬新な発想をもったプロデューサーやコーディネーターを入れた審査機関 を設置すること

都の事業目的等を反映した審査基準を設けること

指 摘(3-1)都民芸術フェスティバルの評価の必要性と補助金等交付額等への反映について

都民芸術フェスティバル事業においては、都の財源を原資としているため、交付 決定後の補助事業の事後評価がとくに重要である。しかしながら、都民芸術フェス ティバル事業に関する事業効果の把握方法としては、現地調査やアンケートなどを 実施しているものの、有効な分析が行われてはいない。

よって、事業の評価手法の確実性を高めるために、事業の評価基準を作成するなど、客観的な事後評価を行う体制を構築し、補助金等交付額の決定および参加団体の選定に反映されたい。

意 見(3-3)都民芸術フェスティバルのより積極的な PR 活動の実施について 事業の PR が限定的で、あまり効果がなく、都民への周知が不十分であるため、 以下のような現象が起きている。

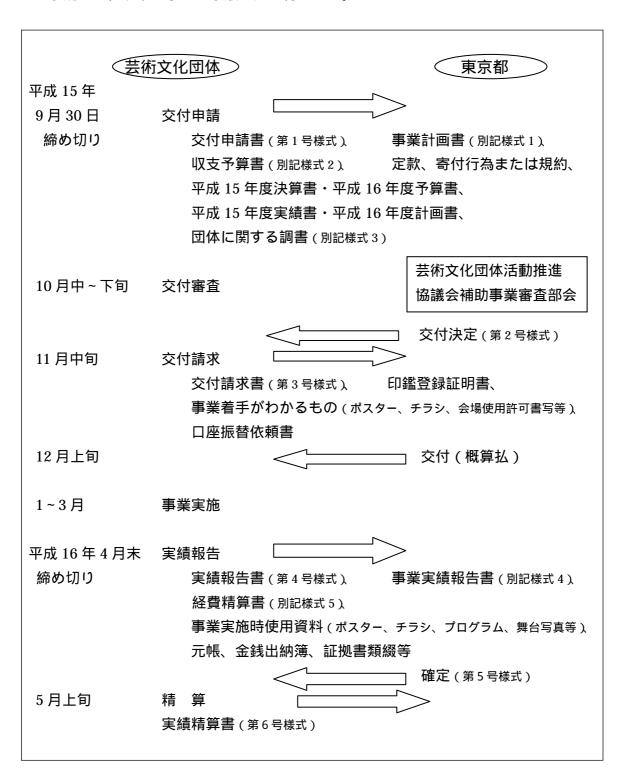
観客が高齢化し、しかも特定化する傾向があること 若年層への広がりが少ないこと

よって、ホームページの活用や団体との連携による PR 促進などにより、広く、一般都民が参加できるようにされたい。

また、PR 効果を高めるための話題づくり等の工夫をされたい。

2 補助金等の審査手続きの充実について

都民芸術フェスティバルを例にとると、補助金等交付(平成 15 年度分)の事務 手続きは、以下に示した手順を経て行われる。



補助金等の交付に当たっての重要な手続きに交付審査があり、その審査に当たっては、 交付目的に該当するか、 対象経費が適切か、などについて、審査することとされているが、これは、言うまでもなく、都の公益上の必要性を理由にして、都以外の者に対して公金を支出するからである。

都の担当者は、補助金等の支出等に当たっては、都民から徴収された税金その他 貴重な財源で賄われていることに留意し、補助金等が法令および予算の定めるとこ ろに従って、公正かつ効率的に使用されるように、厳正に審査を実施しなければな らない。

都民芸術フェスティバルに係る補助金等の支出手続きについて言えば、補助金等 交付の申請および決定のための申請書や実績報告書に関する提出や審査をはじめ とした定型的な手続きについては行われていた。

しかしながら、補助金等の交付要綱上、補助金等の補助率が明記されていないほか、審査をすべき項目および基準を定めた「審査項目一覧表」が作成されていない。これでは、団体に対する補助金等の交付額決定に当たっての根拠に欠けるほか、いつ、 だれが、 何を根拠に当該団体に対する補助金等の支出を審査したのか、という記録が残せず事後の検証ができない。これは、交付決定後の精算審査においても同様であり、補助事業の成果が交付の決定の内容および条件に適合したのか審査すべきである。

したがって、早急に、「審査項目一覧表」を作成すべきである。

また、補助率が交付要綱上明記されていない問題についても、都民芸術フェスティバル事業を再構築する中、評価に応じた補助率を制定するなどして、本事業の透明性の確保に努めるべきである。

指 摘(3-2)補助金等の交付と精算に関する規定整備と調書作成について

補助金等の交付に当たっての重要な手続きに交付審査があり、その審査に当たっては、 交付目的に該当するか、 対象経費が適切か等について、審査することとしているが、審査をすべき項目と基準を定めた「審査項目一覧表」を作成していない。

よって、補助金という、都の公金を支出するのであるから、交付の適正性を担保するためにも、補助率を明確にするなど補助金等交付にかかる規定を整備するとともに、「審査項目一覧表」を作成し、実施した状況と結果を明らかにした上で、備置しておかれたい。

また、交付決定後の精算審査においても同様である。

3 花火大会に対する補助事業の効果分析の必要性について

東京都は、江戸時代以来の伝統文化として花火を保持し、都民のふるさと意識を 高めるため、隅田川花火大会および区市町村が関与する地区花火大会に対して、 4,809 万円(平成 15 年度)の補助をしている。

このうち、地区花火大会に対する補助金等として 26 区市町村に対して、花火の 打上数を基準として 30 万円から 76 万円を交付しているほか、隅田川花火大会に対 しても 3,520 万円を支出している。

両国の川開きの伝統を継承する隅田川花火大会は昭和 53 年に復活し、東京の夏を彩る風物詩として、多くの都民が参加している。実施に当たっては、実行委員会が組織され、都のほか、台東区、墨田区、中央区および江東区の 4 区が参加している。

これら関係者の支出額は平成15年度で、以下のとおりとなっている。

東京都	3,520 万円
台東区	2,500 万円
墨田区	2,500 万円
中央区	250 万円
江東区	100 万円

大会運営は台東区と墨田区が中心となり、1年交替で事務局を担当しているが、 都は主催者として、台東区と墨田区よりも大きな補助金を都の財源から支出してい る。こうしたことから、両区の役割を尊重しつつも、広く都民全体の視点でより効 果ある花火大会の開催に向けた意思を示していくべきものと考える。

また、花火大会は、住民の地元意識を高めたり、季節の風物詩として地域のイメージづくりに対して大きな効果があり、また、経済的効果として花火産業の振興のみならず、近年の若者への浴衣の復活や、飲食や交通等にも大きな波及効果を生んでいる。都としては、補助事業の効果について、その地域経済への効果も含め把握しておくべきである。

さらに、たとえば、民間企業とのタイアップなどによって、外国人観光客が観覧 しやすい仕組みをつくることなどにより、国際観光都市東京を売り出す夏の一つの 目玉として活用するなど、他の施策課題との関連づけも含めた具体的目標を設定し、 補助事業の効果について絶えず明らかにしていくことが重要である。

花火大会の効果を把握し、補助金等交付の参考とする必要がある。

意 見(3-4)花火大会に対する補助事業の効果分析の必要性について

東京都は隅田川花火大会に補助金等として 3,520 万円を交付している。大会運営は台東区と墨田区が中心となり、1 年交替で事務局を担当している。花火大会は、住民の地元意識を高めたり、季節の風物詩として地域のイメージづくりに大きな効果があるとともに、経済的効果として、飲食や交通等にも大きな波及効果を生んでいる。

また、民間企業とのタイアップなどによって、外国人観光客が観覧しやすい仕組 みをつくることにより、国際観光都市東京を売り出す夏の一つの目玉として、隅田 川花火大会を活用するなども重要なことと考える。

よって、都としては、補助事業の効果について、その地域経済への効果も含めて、 花火大会の費用対効果を把握するとともに、より有効な補助金等の交付となるよう 図られたい。

4 東京国際映画祭への支出の費用対効果と国際的評価について

昭和 58 年に発表された「東京都文化懇談会報告書」の中で、東京を国際文化都市として位置づける提言が行われており、その一環として、世界的な東京フェスティバルの実施が謳われている。

都が東京国際映画祭のコンペティション部門を共催している背景には、そのような経緯がある。東京国際映画祭への都の支出額は平成 15 年度、16 年度ともに 3 千万円である。コンペティション部門の授賞式には、都知事が出席し、テレビ放映されるなど、PR 効果があることは認められる。

しかし、今日のように都財政が逼迫した現状では、支出額に対する効果をより追求する必要がある。たとえば、映画祭の配布物では、コンペティション部門の共催者として都も名を連ねているが、協賛企業がそれぞれ口ゴを出して目を引いているのに比べて、都は、「東京」という都市をアピールするには、極めて地味なものを記載するにとどまっている。

共催者としての意向をより強く示すため、たとえば、ロゴ付きのように視覚に訴える記載方法にするなど、「東京都」の名をもうひと工夫して、より強くアピールが高まるような方法等を検討すべきものと考える。

また、映画祭の実行委員会に都からも、委員として1名を出すとともに、事務局とは月に1回程度の打合せを行い、レッド・カーペットによる入場の実現などに関与したとのことであるが、今後、一層、事務局へのアプローチを重ね、東京都の意向がより事業に反映されるよう、働きかけを強めるべきである。

一方、東京国際映画祭は、日本国内では知名度があり、その PR 効果は高いと言える。しかし、東京国際映画祭が、世界に対する東京の「文化発信」の媒体の一つでもあるという位置づけを勘案すれば、海外でのパブリシティ活動の効果が出ているかどうか検証をすることが必要である。

映画祭の実行委員会は、パブリシティ活動広告換算を行っているが、それはあくまで日本国内の結果であって、東京国際映画祭の海外でのパブリシティに関してはデータを収集していない。東京国際映画祭の性質上、国際的な PR 効果の検証を行うべきである。検証に当たっては、カンヌやベネチアの映画祭が日本で取り上げられているように、逆に、東京国際映画祭が世界の国々で、どのように評価されているのか、また、どの程度、評判(新聞やテレビでの取り上げられ方)になっているか、などについて調査を行い、次回以降の事業に役立てるべきである。

意 見(3-5)東京国際映画祭への支出の費用対効果と国際的評価について

東京国際映画祭への都の支出額は平成 15 年度、16 年度ともに 3 千万円である。 コンペティション部門の授賞式には都知事が出席し、テレビ放映されるなど、PR 効果があることは認められる。しかし、都はコンペティション部門の共催者として 名を連ねているが、「東京」という都市をアピールするには、きわめて地味であり、 十分とは言えない。

歳出抑制が強く望まれる今日では、その支出ならではの効果をあげる必要があり、 効果に関する説明を都民に対して行う必要がある。

よって、都は共催者として、「東京」という都市をアピールする意向をより強く 示すために、関係者への働きかけをされたい。

また、東京国際映画祭は国際都市としての東京をアピールする絶好の機会であり、 海外における評価を調査し、より評価を受けられるように、次回以降の事業に反映 されたい。